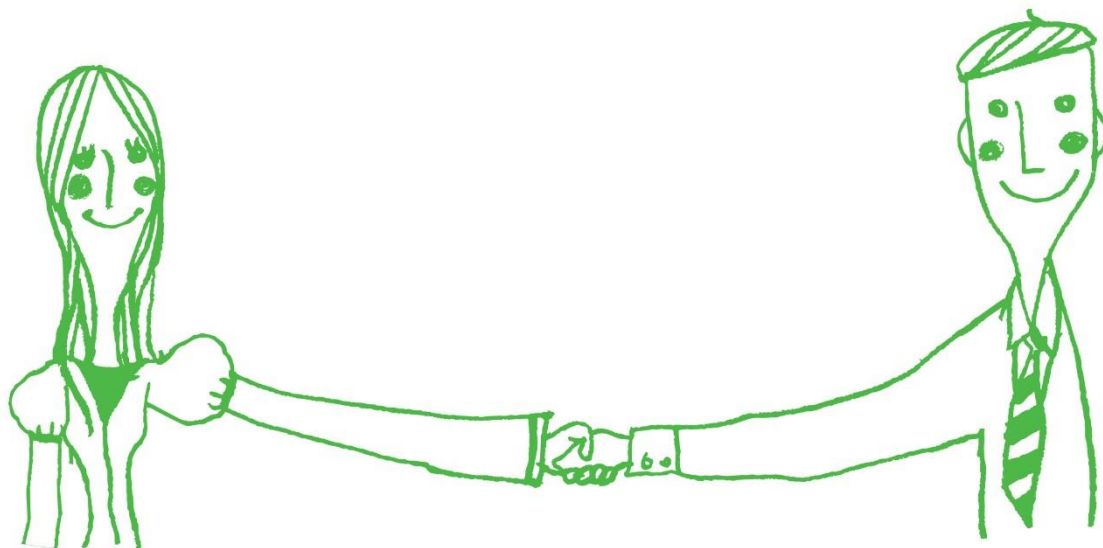


令和元年度

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～



令和2年3月

長 崎 県

目 次

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

1 長崎県人口の推移	1
2 年齢3区分別人口推移	2
3 一般世帯数、一世帯当たり人員の推移	3
4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移	4
5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移	5
6 死亡数及び死亡率の推移	6
7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢（同居時）の推移	7
8 離婚件数及び離婚率の推移	7

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移	8
I-2 長崎県選出の女性議員の状況	9
I-3 審議会等における女性の参画状況	9
I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移	10
I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況	11
I-6 県の行政委員会における女性の参画状況	12
I-7 都道府県の管理職（課長相当職以上）に占める女性の割合	13
I-8 県の職員数及び管理職の状況	13
I-9 県内市町の職員及び管理職の状況	13
I-10 県職員採用状況	13
I-11 校長・教頭に占める女性の割合	14
I-12 女性教員の割合	14
I-13 女性教員数の推移	15
I-14 民間における管理職（係長以上）に占める女性の割合	16
I-15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口	17
I-16 家族経営協定締結数	17
I-17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況	17
I-18 商工会議所・商工会における男女別役員数	17
I-19 女性の年齢階級別労働力率の推移	18
I-20 男女別有業者の割合の推移	19

I-21	子育て期（25～44歳）女性無業者の就業希望状況	19
I-22	年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女（一般労働者）の比較	19
I-23	ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合	19
I-24	一般労働者数とパートタイム労働者数の推移（女性）	20
I-25	一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移（女性）	21
I-26	県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移	22
I-27	男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間（週全体の平均）	22
I-28	家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合	23
I-29	県内の消防団員数と女性の数の推移	23

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

II-1	県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移	24
II-2	来所相談の主訴別推移	24
II-3	入所理由別による一時保護の状況	25
II-4	「性犯罪被害110番」受理状況	25
II-5	年齢別の受理状況	25
II-6	警察におけるDV事案の相談など受理件数	25
II-7	男女別にみた死因別死亡数	26
II-8	女性特有のがん年齢別罹患状況	26
II-9	子宮がん、乳がん検診受信率の推移	26
II-10	周産期死亡率と乳児死亡率の推移	27
II-11	人工妊娠中絶件数及び実施率（女子人口千対）の推移	27
II-12	ひとり親家庭の子どもの数	28
II-13	高齢化の状況	28

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

III-1	保育所定員及び入所児童数及び待機児童数の推移	29
III-2	延長保育等の状況	30
III-3	放課後児童クラブ設置数の状況	30
III-4	病児・病後児保育実施施設数の推移	30
III-5	在宅福祉の整備状況	31
III-6	老人ホーム等の整備状況	31

Ⅲ－ 7	長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における 相談件数	32
Ⅲ－ 8	園児・児童・生徒数の推移	32
Ⅲ－ 9	高等学校学科別生徒数	33
Ⅲ－10	高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移	34
Ⅲ－11	高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移	35
Ⅲ－12	中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績	36
Ⅲ－13	児童生徒の携帯電話所有率	36
Ⅲ－14	大学の関係学科別・男女別在学生数（全国）	37
Ⅲ－15	短期大学（本科）の男女別在学生数（全国）	37

Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

1	「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための 指標の達成状況	38
2	「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費	
	基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍	39
	基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らし方の実現	51
	基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	58
	基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化	63

Ⅲ 市町における取組状況

1	男女共同参画に関する条例制定状況	65
2	男女共同参画計画等の策定状況	65
3	男女共同参画センターの設置状況	65
4	市町審議会等女性登用率調	66
5	市町議会における女性議員数調	67

Ⅳ 参考資料

資料 1	男女共同参画社会基本法	68
資料 2	長崎県男女共同参画推進条例	74
資料 3	長崎県男女共同参画審議会要綱	79
資料 4	長崎県男女共同参画推進会議設置要綱	81

資料 5	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
資料 6	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	93
資料 7	ながさき女性活躍推進会議の概要	95
資料 8	男女共同参画の推進に関する世界、国及び長崎県の動き	96

※利用上の注意

1. 資料は関係官公庁、庁内の関係各課及び市町から収集しました。
2. 数字の単位未満は、四捨五入することを原則としています。
したがって合計の数字と内訳の計とが一致しない場合があります。
3. 法令等は、最新の改正を反映していない場合があります。
また、官報で掲載された内容と異なる場合には、官報が優先します。
利用者が本書掲載の情報をういて行う一切の行為について、県が何ら責任を負うものではありません。

I 長崎県の男女共同参画の現状

I 長崎県の男女共同参画の現状

1 人口と世帯等の現状

(1) 長崎県の人口の推移

平成30年10月現在の本県の人口は、1,339,438人（女性710,243人、男性629,195人）と、昭和60年から年々減少傾向にある。また、人口は女性の方が多い。

■表1 長崎県人口の推移

年次	総数(人)	女性(人)	男性(人)	増減率(%)	男女比(%)
昭和50年	1,571,912	821,494	750,418	0.02	91.3
60年	1,593,968	836,351	757,617	0.28	90.6
平成 2年	1,562,959	826,230	736,729	-0.39	89.2
7年	1,544,934	818,040	726,894	-0.23	88.9
12年	1,516,523	804,177	712,346	-0.37	88.6
17年	1,478,632	787,188	691,144	-0.50	87.8
18年	1,466,512	781,715	684,797	-0.16	87.6
19年	1,453,740	775,619	678,121	-0.87	87.4
20年	1,441,451	769,891	671,560	-0.85	87.2
21年	1,432,236	764,764	667,472	-0.64	87.3
22年	1,426,779	760,880	665,899	-0.38	87.5
23年	1,417,282	755,981	661,301	-0.67	87.5
24年	1,407,925	750,717	657,208	-0.66	87.5
25年	1,396,481	744,813	651,668	-0.81	87.5
26年	1,385,533	738,528	647,005	-0.78	87.6
27年	1,377,187	731,424	645,763	-0.60	88.3
28年	1,366,514	724,935	641,579	-0.77	88.5
29年	1,353,550	718,084	635,466	-0.95	88.5
30年	1,339,438	710,243	629,195	-1.04	88.6

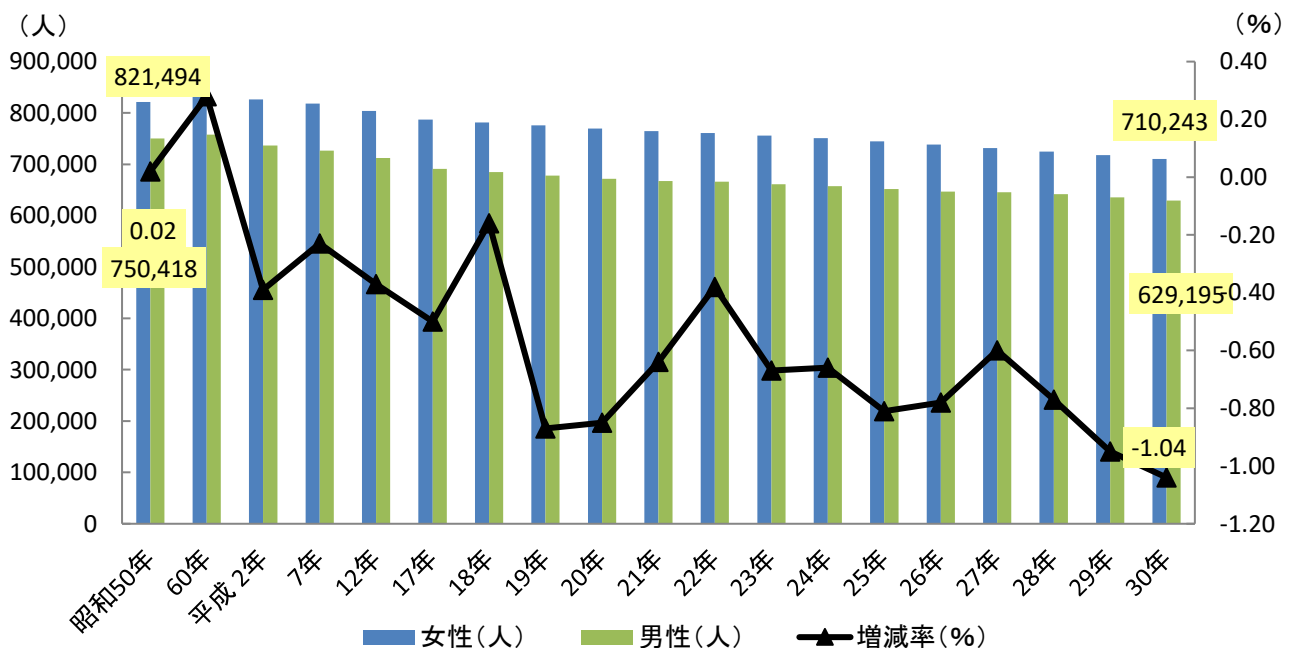
注1:平成17年までと22年、27年は国勢調査の数値、それ以外は10月1日現在の推計値

注2:増減率は対前年比

注3:男女比は女性に対する男性の比率

資料:総務省「国勢調査」、県統計課「長崎県異動人口調査」

■図1 長崎県人口の推移

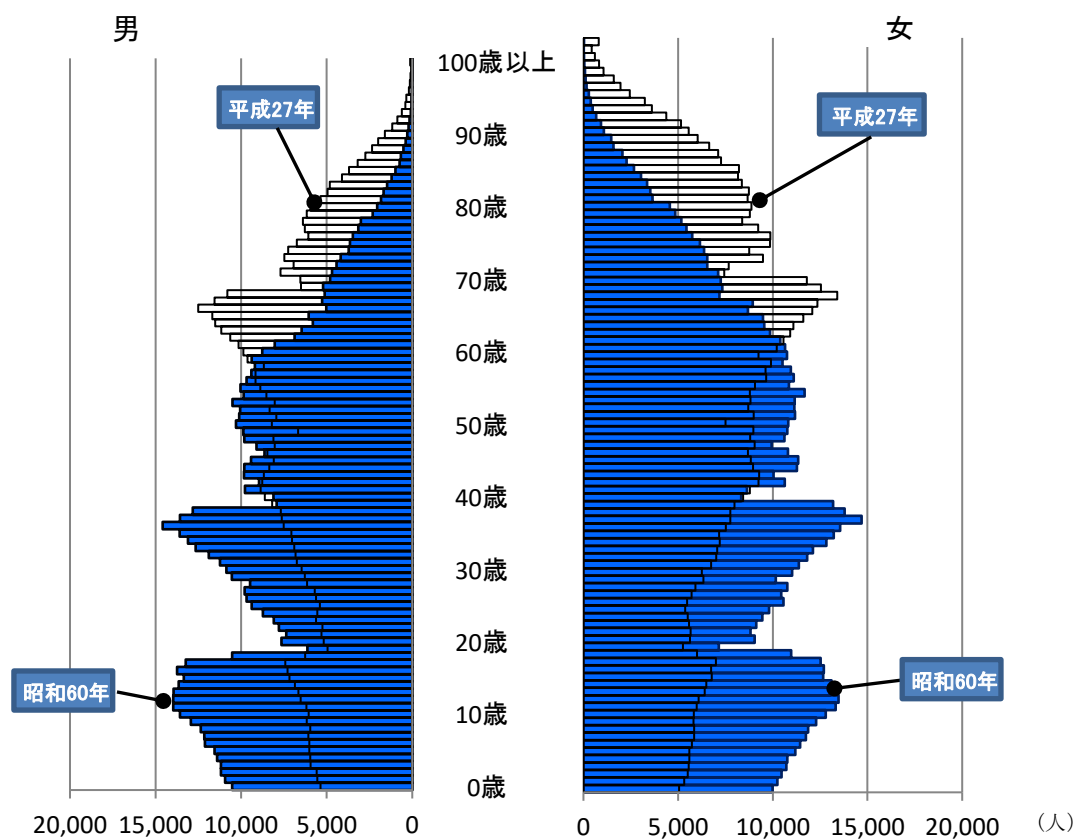


本県の生産年齢人口(15歳～64歳)がピークであった昭和60年から平成27年までの約30年間で、0～14歳の年少人口は361,823人(総数の22.7%)から177,562人(総数の13.0%)に半減、15～64歳の生産年齢人口は1,038,396人(総数の65.1%)から784,862人(総数の57.4%)に減少。一方、65歳以上の老年人口は、193,605人(総数の12.1%)から404,686人(総数の29.6%)と激増し、高齢化が進んでいる。

■表2 年齢3区分別人口推移

年次	総数(人)			女性(人)			男性(人)		
	構成比(%)			構成比(%)			構成比(%)		
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
昭和60年	361,823 22.7	1,038,396 65.1	193,605 12.1	176,387 21.1	542,797 64.9	117,111 14.0	185,436 24.5	495,599 65.4	76,494 10.1
平成2年	316,761 20.3	1,016,338 65.0	228,991 14.7	154,518 18.7	531,241 64.3	140,186 17.0	162,243 22.0	485,097 65.8	88,805 12.1
7年	227,263 18.0	993,783 64.3	273,335 17.7	135,169 16.5	517,218 63.2	165,485 20.2	142,094 19.5	476,565 65.6	107,850 14.8
12年	243,046 16.0	956,692 63.1	315,871 20.8	118,508 14.7	495,176 61.6	190,193 23.7	124,538 17.5	461,516 64.8	125,678 17.6
17年	215,987 14.6	913,224 61.8	348,820 23.6	105,379 13.4	471,594 59.9	210,016 26.7	110,608 16.0	441,630 63.9	138,804 20.1
22年	193,428 13.6	857,416 60.4	369,290 26.0	94,501 12.5	440,680 58.1	222,757 29.4	98,927 14.9	416,736 62.9	146,533 22.1
27年	177,562 13.0	784,862 57.4	404,686 29.6	86,632 11.9	401,153 55.2	239,305 32.9	90,930 14.2	383,709 60.0	165,381 25.8

■図2 人口ピラミッド



(2) 世帯の状況

昭和50年以降本県の一般世帯数は増加しているが、一般世帯人員は減少を続けている。その結果、1世帯当たり人員も減少しており、平成27年は2.37人となった。

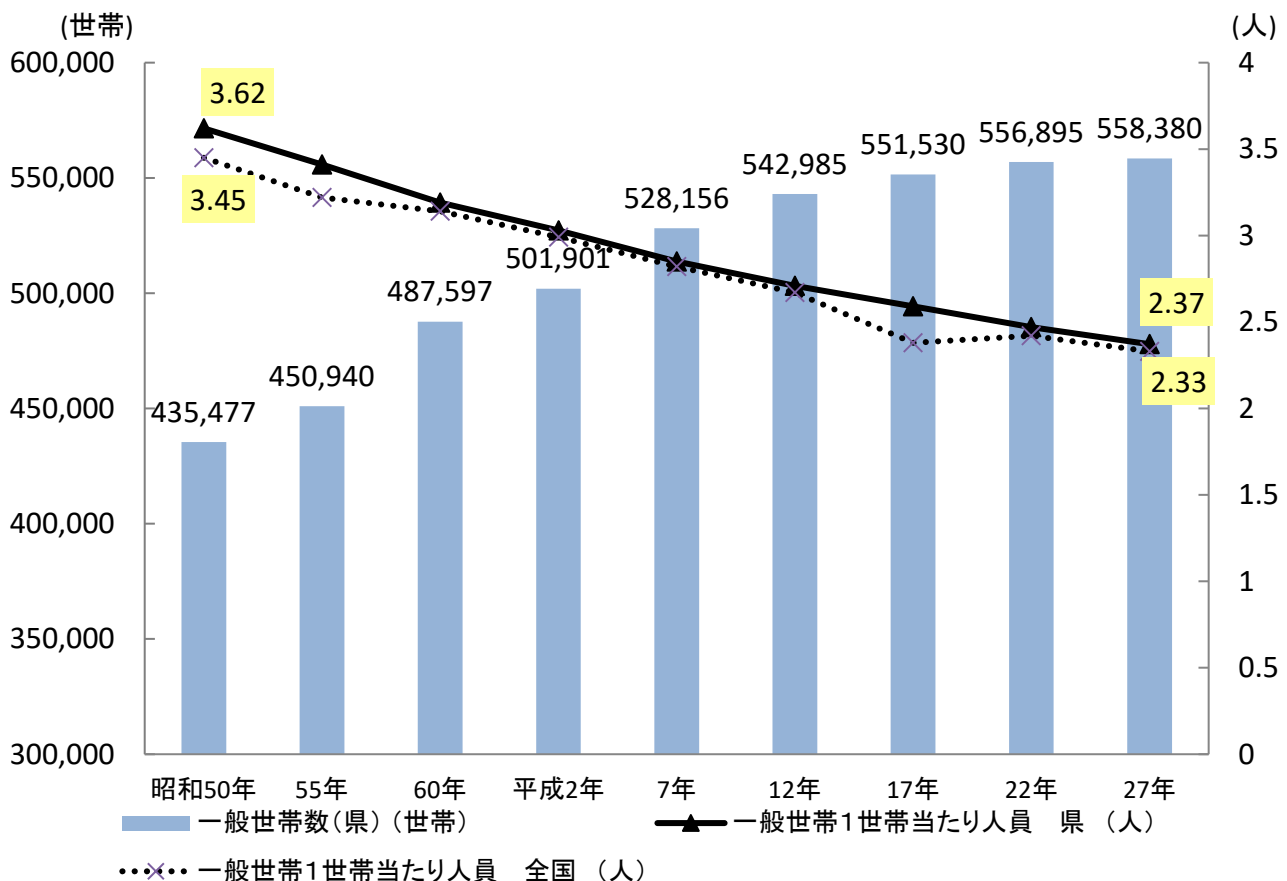
■表3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移

年次	一般世帯人員(県) (人)	一般世帯数(県) (世帯)	一般世帯1世帯当たり人員	
			県(人)	全国(人)
昭和50年	1,571,912	435,477	3.62	3.45
55年	1,537,155	450,940	3.41	3.22
60年	1,555,010	487,597	3.19	3.14
平成 2年	1,522,268	501,901	3.03	2.99
7年	1,504,912	528,156	2.85	2.82
12年	1,472,855	542,985	2.71	2.67
17年	1,429,051	551,530	2.59	2.38
22年	1,376,114	556,895	2.47	2.42
27年	1,324,243	558,380	2.37	2.33

注：一般世帯とは、①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、
②上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者で、病院や社会福祉施策入居者等を含まない。

資料：総務省「国勢調査」

■図3 一般世帯数、一般世帯1世帯当たり人員の推移



(3) 夫婦の就業・非就業

夫が就業、妻が非就業の世帯は23.4%で、昭和60年の41.6%から約2分の1まで減少している。
 一方、夫・妻とも就業の世帯は48.1%で昭和60年の43.9%から増加、夫・妻とも非就業の世帯は24.1%で、昭和60年の11.7%から約2倍に、夫が非就業、妻が就業の世帯は4.4%で、昭和60年の2.8%から約1.5倍に増加している。

■表4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

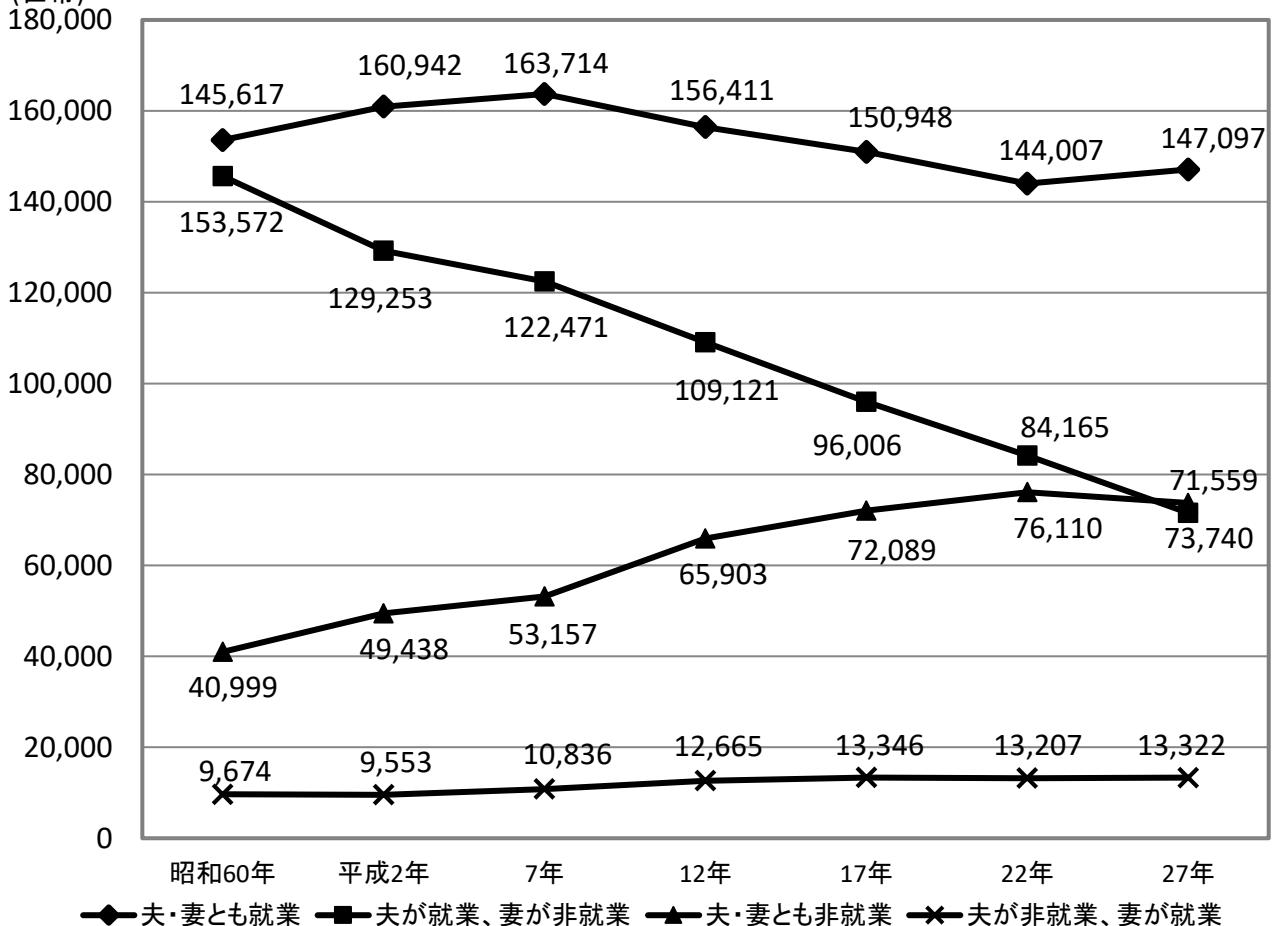
(単位:世帯)

	昭和60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
夫・妻とも就業	153,572 43.9%	160,942 46.1%	163,714 46.8%	156,411 45.5%	150,948 45.4%	144,007 45.4%	147,097 48.1%
夫が就業、妻が非就業	145,617 41.6%	129,253 37.0%	122,471 35.0%	109,121 31.7%	96,006 28.9%	84,165 26.5%	71,559 23.4%
夫が非就業、妻が就業	9,674 2.8%	9,553 2.7%	10,836 3.1%	12,665 3.7%	13,346 4.0%	13,207 4.2%	13,322 4.4%
夫・妻とも非就業	40,999 11.7%	49,438 14.2%	53,157 15.2%	65,903 19.2%	72,089 21.7%	76,110 24.0%	73,740 24.1%
総数	349,862	349,186	350,178	344,100	332,389	317,489	305,718

資料:総務省「国勢調査」

■図4 夫婦の就業・非就業別一般世帯数の推移

(世帯)



(4)人口動態

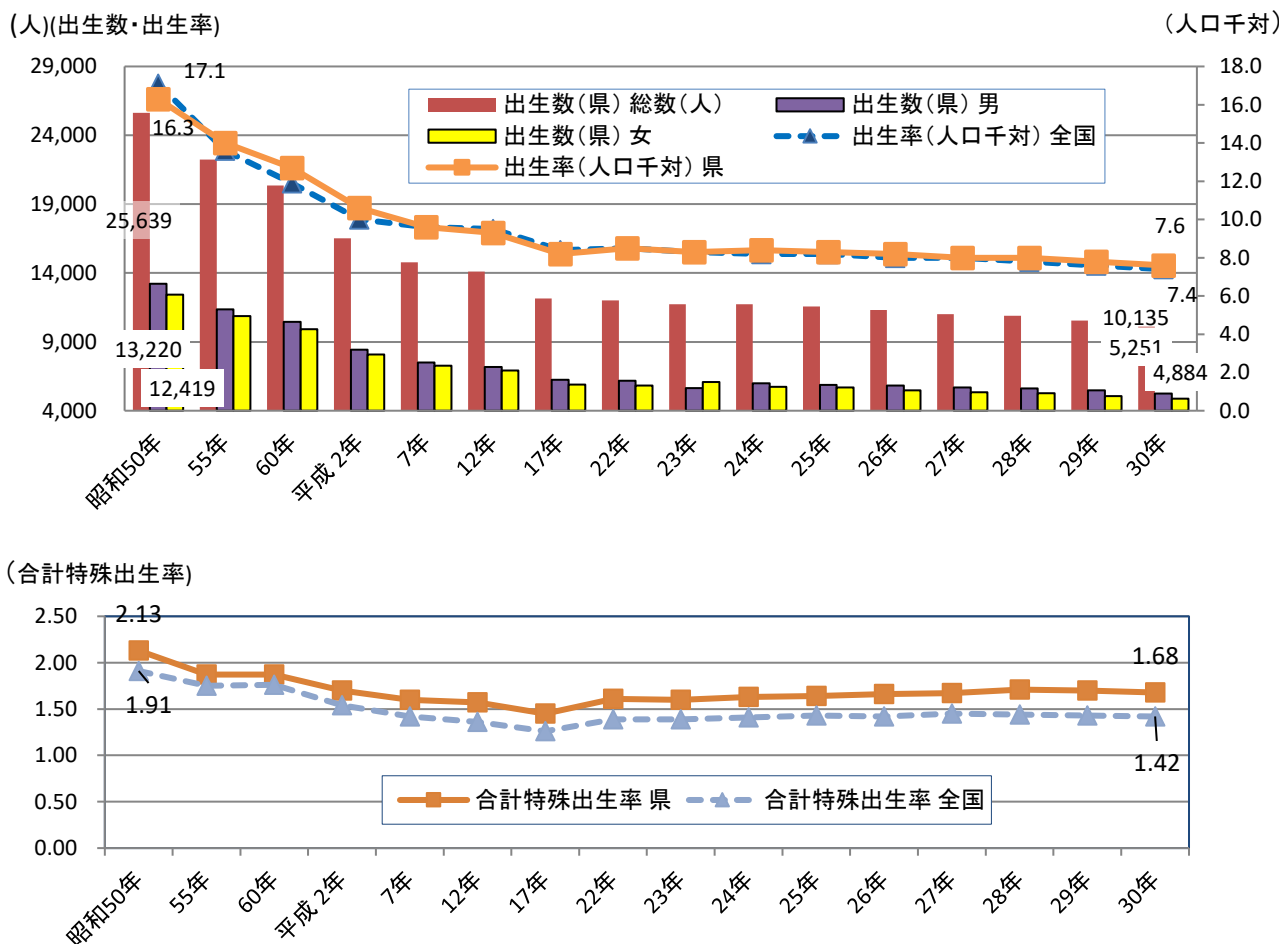
出生数は減少傾向が続いている。一人の女性が一生の間に生む子どもの数である合計特殊出生率は、平成17年に全国1.26、本県1.45と最低となり、その後緩やかな上昇傾向であったが、平成30年は全国、本県ともに前年より低下した。また、平成30年度の出生時男女比は107.5である。

■表5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移

年次	出生数(県)			出生率(人口千対)		合計特殊出生率	
	総数(人)	女	男	県	全国	県	全国
昭和50年	25,639	12,419	13,220	16.3	17.1	2.13	1.91
55年	22,232	10,880	11,352	14.0	13.6	1.87	1.75
60年	20,365	9,918	10,447	12.7	11.9	1.87	1.76
平成 2年	16,517	8,083	8,434	10.6	10.0	1.70	1.54
7年	14,780	7,281	7,499	9.6	9.6	1.60	1.42
12年	14,098	6,925	7,173	9.3	9.5	1.57	1.36
17年	12,148	5,890	6,258	8.2	8.4	1.45	1.26
22年	12,004	5,837	6,167	8.5	8.5	1.61	1.39
23年	11,727	6,074	5,653	8.3	8.3	1.60	1.39
24年	11,723	5,740	5,983	8.4	8.2	1.63	1.41
25年	11,566	5,698	5,868	8.3	8.2	1.64	1.43
26年	11,323	5,483	5,840	8.2	8.0	1.66	1.42
27年	11,020	5,334	5,686	8.0	8.0	1.67	1.45
28年	10,886	5,274	5,612	8.0	7.8	1.71	1.44
29年	10,558	5,070	5,488	7.8	7.6	1.70	1.43
30年	10,135	4,884	5,251	7.6	7.4	1.68	1.42

資料：厚生労働省「人口動態調査」

■図5 出生数・出生率及び合計特殊出生率の推移



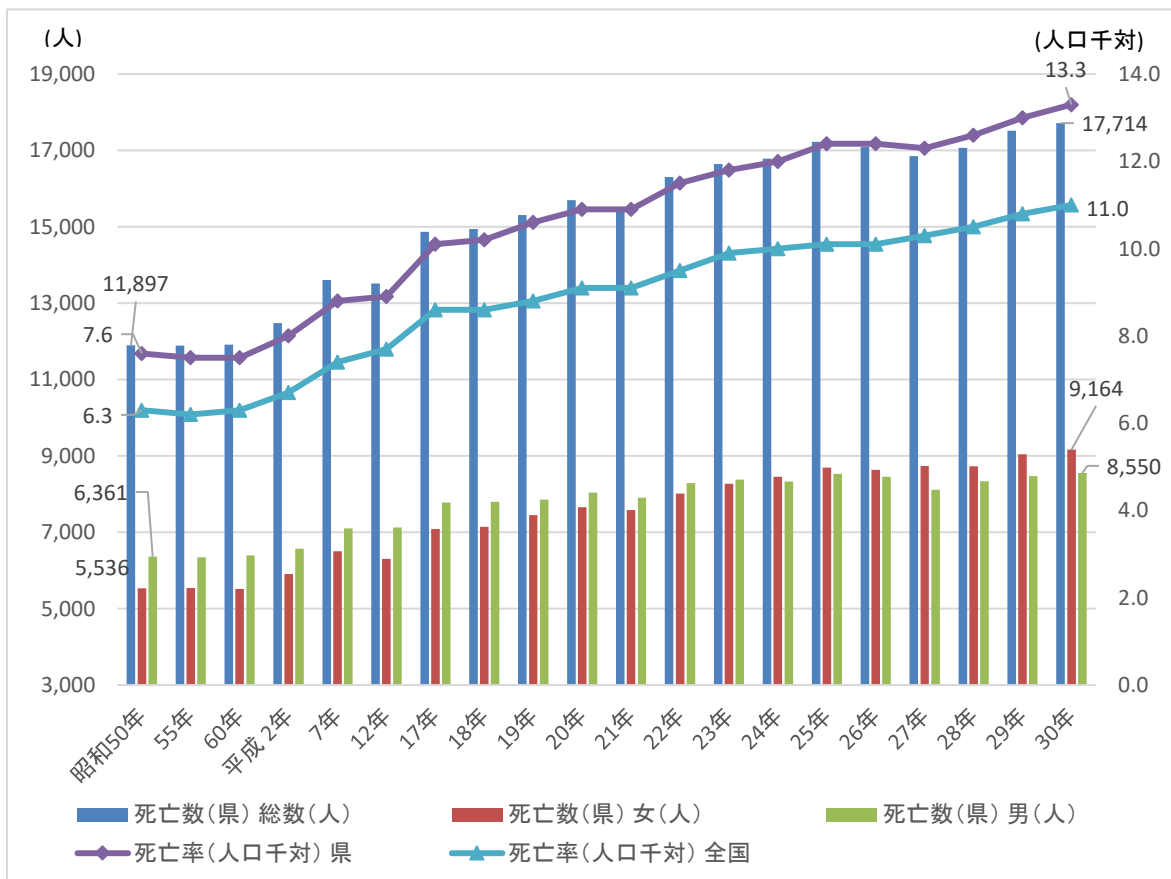
死亡数は増加傾向にある。また女性の死亡数は、平成23年まで男性を下回っていたが、平成24年から男性を上回っている。

■表6 死亡数及び死亡率の推移

年次	死亡数(県)			死亡率(人口千対)	
	総数(人)	女(人)	男(人)	県	全国
昭和50年	11,897	5,536	6,361	7.6	6.3
55年	11,886	5,543	6,343	7.5	6.2
60年	11,918	5,520	6,398	7.5	6.3
平成 2年	12,475	5,905	6,570	8.0	6.7
7年	13,605	6,503	7,102	8.8	7.4
12年	13,519	6,302	7,127	8.9	7.7
17年	14,866	7,086	7,780	10.1	8.6
18年	14,941	7,143	7,798	10.2	8.6
19年	15,310	7,451	7,859	10.6	8.8
20年	15,697	7,654	8,043	10.9	9.1
21年	15,491	7,581	7,910	10.9	9.1
22年	16,303	8,012	8,291	11.5	9.5
23年	16,645	8,270	8,375	11.8	9.9
24年	16,784	8,457	8,327	12.0	10.0
25年	17,226	8,697	8,529	12.4	10.1
26年	17,091	8,634	8,457	12.4	10.1
27年	16,855	8,738	8,117	12.3	10.3
28年	17,071	8,731	8,340	12.6	10.5
29年	17,515	9,044	8,471	13.0	10.8
30年	17,714	9,164	8,550	13.3	11.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」

■図6 死亡数及び死亡率の推移



(5) 婚姻の状況

昭和50年と比較し約40年で婚姻件数は半減し、平均初婚年齢は女性は4.4歳、男性も3.8歳高くなっている。

■表7 婚姻件数・婚姻率及び平均初婚年齢(同居時)の推移

年次	婚姻件数 (県) (件)	婚姻率		平均初婚年齢(歳)			
		県 (人口千対)	全国 (人口千対)	県		全国	
				妻	夫	妻	夫
昭和50年	12,002	7.7	8.5	24.7	26.5	24.7	27.0
55年	10,057	6.3	6.7	25.4	27.5	25.2	27.8
60年	9,122	5.7	6.1	25.9	28.1	25.5	28.2
平成 2年	8,166	5.2	5.9	26.3	28.6	25.9	28.4
7年	8,431	5.5	6.4	26.6	28.4	26.3	28.5
12年	7,805	5.2	6.4	26.9	28.3	27.0	28.8
17年	7,016	4.8	5.7	27.7	29.0	28.0	29.8
18年	7,009	4.8	5.8	27.8	29.2	28.2	30.0
19年	6,772	4.8	5.7	28.0	29.3	28.3	30.1
20年	6,967	4.9	5.8	28.1	29.5	28.5	30.2
21年	6,854	4.8	5.6	28.1	29.5	28.6	30.4
22年	6,647	4.7	5.5	28.3	29.7	28.8	30.5
23年	6,337	4.5	5.2	28.6	29.9	29.0	30.7
24年	6,335	4.5	5.3	28.9	30.1	29.2	30.8
25年	6,559	4.7	5.3	29.0	30.2	29.3	30.9
26年	6,137	4.4	5.1	29.1	30.4	29.4	31.1
27年	6,118	4.5	5.1	29.1	30.3	29.4	31.1
28年	6,013	4.4	5.0	29.0	30.2	29.4	31.1
29年	5,831	4.3	4.9	29.2	30.1	29.4	31.1
30年	5,394	4.0	4.7	29.1	30.3	29.4	31.1

資料:厚生労働省「人口動態統計」

(6) 離婚の状況

離婚件数、離婚率とも平成14年をピークに減少傾向が続いている。

■表8 離婚件数及び離婚率の推移

年次	離婚件数(県) (件)	離婚率	
		県(人口千対)	全国(人口千対)
昭和50年	1,723	1.10	1.07
55年	1,965	1.24	1.22
60年	2,304	1.44	1.39
平成 2年	1,922	1.23	1.28
7年	2,361	1.53	1.60
12年	2,906	1.92	2.10
13年	3,268	2.17	2.27
14年	3,308	2.20	2.30
15年	3,218	2.15	2.25
16年	3,150	2.12	2.15
17年	2,976	2.02	2.08
18年	2,926	2.00	3.08
19年	2,734	1.89	2.02
20年	2,528	1.76	1.99
21年	2,564	1.80	2.01
22年	2,515	1.77	1.99
26年	2,316	1.68	1.77
27年	2,304	1.68	1.81
28年	2,169	1.60	1.73
29年	2,089	1.55	1.70
30年	2,050	1.54	1.68

資料:厚生労働省「人口動態統計」

2 データでみる「第3次長崎県男女共同参画基本計画」

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

(1) 女性議員の状況

国の状況は、衆議院で9.9%(令和元年10月1日現在)、参議院で23.0%(令和元年10月24日現在)である。(表 I-1)

長崎県の状況は、女性の国会議員は1名、県議会議員は6名(平成31年4月30日現在)で13.0%である。市議会議員は17名(平成30年12月31日現在)で6.0%、町議会議員は11名(平成30年12月31日現在)で10.6%と、増加している。(表 I-2)

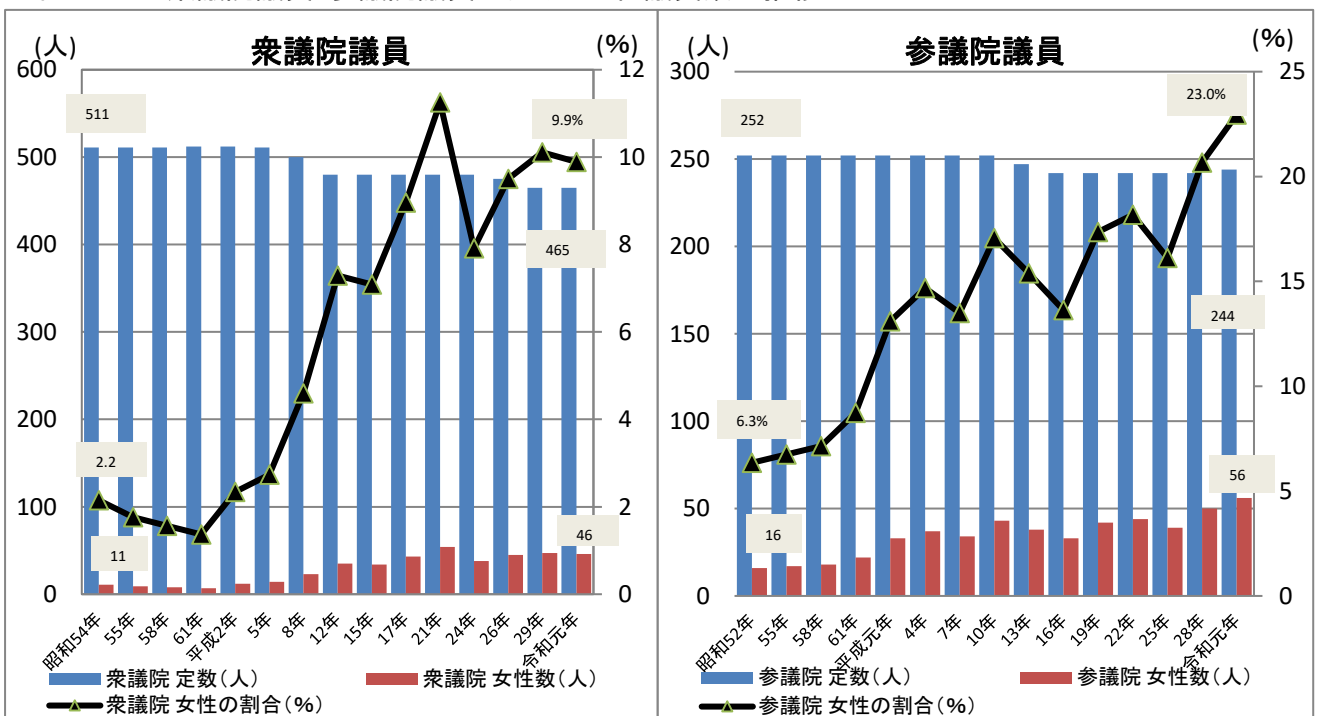
■表 I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移

選挙期日	衆議院			選挙期日	参議院		
	定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)		定数(人)	女性数(人)	女性の割合(%)
昭和54年 10月	511	11	2.2	昭和52年 7月	252	16	6.3
55年 6月	511	9	1.8	55年 6月	252	17	6.7
58年 12月	511	8	1.6	58年 6月	252	18	7.1
61年 7月	512	7	1.4	61年 7月	252	22	8.7
平成2年 2月	512	12	2.3	平成元年 7月	252	33	13.1
5年 7月	511	14	2.7	4年 7月	252	37	14.7
8年 10月	500	23	4.6	7年 7月	252	34	13.5
12年 6月	480	35	7.3	10年 7月	252	43	17.1
15年 11月	480	34	7.1	13年 7月	247	38	15.4
17年 9月	480	43	9.0	16年 7月	242	33	13.6
21年 8月	480	54	11.3	19年 7月	242	42	17.4
24年 12月	480	38	7.9	22年 7月	242	44	18.2
26年 12月	475	45	9.5	25年 7月	242	39	16.1
29年 10月	465	47	10.1	28年 7月	242	50	20.7
令和元年 10月	465	46	9.9	令和元年 7月	244	56	23.0

注1: 衆議院は各総選挙における女性の当選人数

注2: 参議院は通常選挙後の国会招集日における女性議員の数

■図 I-1 衆議院議員・参議院議員における女性議員数の推移



■表 I - 2 長崎県選出の女性議員の状況

区分		総議員数(人)	女性議員数(人)	女性議員の割合(%)
国会	衆議院	5	1	20.0
	参議院	3	0	0.0
県議会		46	6	13.0
市町議会	市議会	284	17	6.0
	町議会	104	11	10.6
	全体	388	28	7.2

注：国会は令和元年10月現在、県議会は平成31年4月30日現在、市町議会は平成30年12月31日現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

(2) 審議会等における女性の参画状況

女性委員のいる審議会等の割合は、国97.5%、県96.7%と9割を超えている。市町においては、市82.8%、町80.6%と8割を超えている。
女性委員の割合では、県においては35.0%と国37.6%を下回っている。

■表 I - 3 審議会における女性の参画状況

区分	審議会等数			委員数			
	総数	女性のいる審議会数		総数(人)	女性委員数(人)		
		割合(%)	割合(%)		割合(%)		
国	122	119	97.5	1,805	678	37.6	
県	61	59	96.7	1,086	380	35.0	
市町	市	624	494	79.2	8,569	2,006	23.4
	町	87	75	86.2	1,022	282	27.6
	計	711	569	80.0	9,591	2,288	23.9

注：国の数値は平成30年9月30日現在、県の数値は平成31年4月1日現在
市町の数値は平成30年4月1日現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移

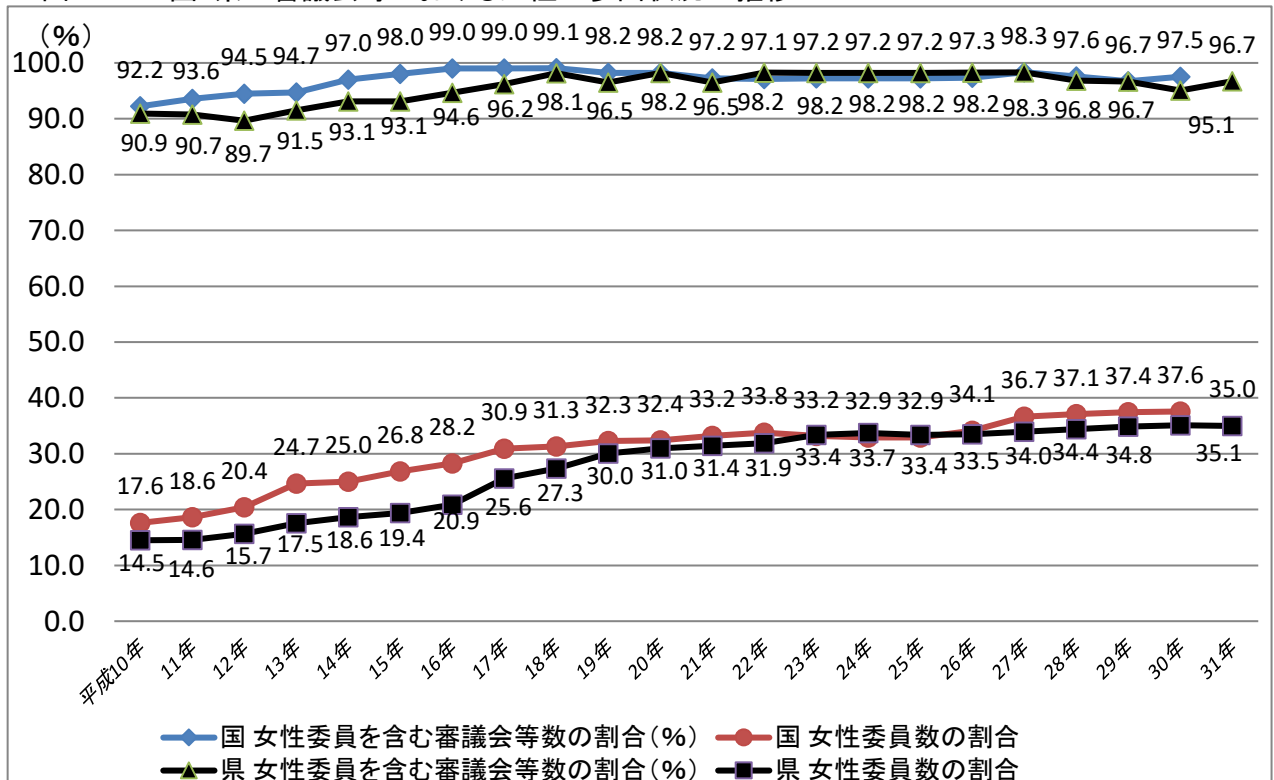
年次	国						県					
	審議会等数			委員数			審議会等数			委員数		
	総数	女性委員を含む 実数	割合(%)	総数(人)	女性委員 実数(人)	割合(%)	総数	女性委員を含む 実数	割合(%)	総数(人)	女性委員 実数(人)	割合(%)
平成10年	206	190	92.2	4,441	782	17.6	55	50	90.9	1,014	147	14.5
11年	202	189	93.6	4,354	812	18.6	54	49	90.7	968	141	14.6
12年	199	188	94.5	4,201	857	20.4	58	52	89.7	1,053	165	15.7
13年	95	90	94.7	1,642	405	24.7	59	54	91.5	1,038	182	17.5
14年	100	97	97.0	1,715	429	25.0	58	54	93.1	976	182	18.6
15年	102	100	98.0	1,734	465	26.8	58	54	93.1	959	186	19.4
16年	103	102	99.0	1,767	499	28.2	56	53	94.6	940	196	20.9
17年	104	103	99.0	1,792	554	30.9	53	51	96.2	899	230	25.6
18年	106	105	99.1	1,804	565	31.3	54	53	98.1	966	264	27.3
19年	113	111	98.2	1,872	604	32.3	57	55	96.5	1,009	303	30.0
20年	111	109	98.2	1,873	607	32.4	56	55	98.2	1,001	310	31.0
21年	109	106	97.2	1,779	591	33.2	57	55	96.5	984	309	31.4
22年	105	102	97.1	1,708	577	33.8	57	56	98.2	1,022	326	31.9
23年	108	105	97.2	1,723	572	33.2	56	55	98.2	980	327	33.4
24年	109	106	97.2	1,778	585	32.9	56	55	98.2	996	336	33.7
25年	109	106	97.2	1,778	585	32.9	56	55	98.2	1,007	336	33.4
26年	113	110	97.3	1,785	609	34.1	57	56	98.2	1,027	344	33.5
27年	121	119	98.3	1,798	659	36.7	59	58	98.3	1,069	363	34.0
28年	123	120	97.6	1,808	671	37.1	63	61	96.8	1,131	389	34.4
29年	122	118	96.7	1,795	672	37.4	60	58	96.7	1,082	377	34.8
30年	122	119	97.5	1,805	678	37.6	61	58	95.1	1,088	382	35.1
31年	-	-	-	-	-	-	61	59	96.7	1,086	380	35.0

注：国の平成10～13年の数値は3月31日現在、平成14年以降の数値は9月30日現在

長崎県の平成10～16年は3月31日現在、平成17～31年は4月1日現在

資料：内閣府男女共同参画局調、県男女参画・女性活躍推進室調

■図 I-4 国・県の審議会等における女性の参画状況の推移



■表 I-5 県の審議会等委員への女性の登用状況

名 称	委員数(人)	うち女性委員(人)	女性委員の割合(%)
防災会議	68	13	19.1
石油コンビナート等防災本部	29	0	0.0
国民保護協議会	64	3	4.7
公益認定等審議会	5	3	60.0
行政不服審査会	5	2	40.0
情報公開審査会	5	2	40.0
個人情報保護審査会	5	3	60.0
私立学校審議会	13	6	46.2
県公立大学法人評価委員会	7	4	57.1
政策評価委員会	6	3	50.0
固定資産評価審議会	12	6	50.0
スポーツ振興審議会	19	6	31.6
国土利用計画審議会	12	4	33.3
土地利用審査会	7	4	57.1
観光審議会	16	9	56.3
男女共同参画審議会	20	12	60.0
交通安全対策会議	24	9	37.5
消費生活審議会	20	11	55.0
食育推進県民会議	31	17	54.8
食品安心・安全委員会	17	7	41.2
環境審議会	30	10	33.3
環境影響評価審査会	13	5	38.5
福祉保健審議会	40	18	45.0
医療審議会	22	6	27.3
感染症診査協議会	59	20	33.9
がん登録委員会	12	2	16.7
准看護師試験委員会	15	8	53.3
後期高齢者医療審査会	9	5	55.6
国民健康保険審査会	9	5	55.6
指定難病審査会	26	0	0.0
国民健康保険運営協議会	11	5	45.5
介護保険審査会	24	11	45.8
障害者施策推進協議会	20	10	50.0
精神保健福祉審議会	16	9	56.3
精神医療審査会	26	3	11.5
障害者介護給付費等不服審査会	5	2	40.0
障害のある人の相談に関する調整委員会	20	6	30.0
障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	35	10	28.6
子育て条例推進協議会	36	15	41.7
少年保護育成審議会	15	5	33.3
幼保連携型認定こども園審議会	6	2	33.3
研究事業評価委員会	8	3	37.5
職業能力開発審議会	14	6	42.9
長崎漁港管理会	12	3	25.0
農業共済保険審査会	10	4	40.0
卸売市場審議会	11	5	45.5
森林審議会	15	6	40.0
建設工事紛争審査会	12	6	50.0
公共事業評価監視委員会	7	3	42.9
開発審査会	7	3	42.9
美しい景観形成審議会	14	7	50.0
屋外広告物審議会	14	6	42.9
地方港湾審議会	33	4	12.1
水防協議会	15	3	20.0
建築士審査会	5	2	40.0
建築審査会	7	3	42.9
土地収用事業認定審議会	5	2	40.0
教科用図書選定審議会	20	10	50.0
社会教育委員会	16	10	62.5
長崎県立長崎図書館協議会	10	7	70.0
文化財保護審議会	17	6	35.3
計	1,086	380	35.0
審議会数		61	
うち女性委員を含む審議会数		59	
女性委員を含む審議会数の割合			96.7%

注:平成31年4月1日時点

資料:県男女参画・女性活躍推進室調(第3次長崎県男女共同参画基本計画進捗状況)

■表 I - 6 県の行政委員会における女性の参画状況(地方自治法第180条の5関係)

NO	名 称	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)
1	教育委員会	5	2	40.0
2	選挙管理委員会	4	0	0.0
3	人事委員会	3	0	0.0
4	監査委員	4	1	25.0
5	公安委員会	3	1	33.3
6	労働委員会	15	3	20.0
7	収用委員会	9	1	11.1
8	海区漁業調整委員会	56	2	3.6
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0
計		107	12	11.2
行政委員会数		9		
うち女性委員を含む行政委員会数		7		
女性委員を含む行政委員会の割合		77.8%		

注: 数値について、監査委員は令和元年5月13日現在、他委員は令和元年5月1日現在
 資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

(3) 県・市町及び学校における管理職への女性登用状況

都道府県職員の管理職(課長相当級以上)に占める女性の割合は年々上昇している。
平成30年4月1日現在の本県における割合は7.4%で、全国平均9.7%を下回っている。

■表 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合

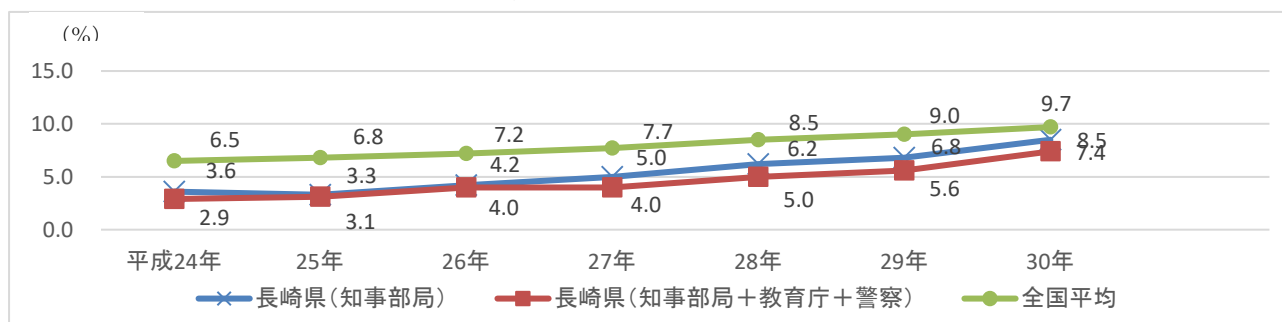
(単位:率)

区分	平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
長崎県(知事部局)	3.6	3.3	4.2	5.0	6.2	6.8	8.5
長崎県(知事部局+教育庁+警察)	2.9	3.1	4.0	4.0	5.0	5.6	7.4
全国平均	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7

注: 数値は毎年4月1日現在

資料: 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」、県人事課調

■図 I-7 都道府県職員の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合



■表 I-8 県の職員数及び管理職の状況(知事部局及び各種委員会(教育庁・県警・大学事務局・病院企業団・企業会計を除く))

区分	職員総数	役付職員数	部長・次長級	課長級	課長補佐級	係長級
総数(人)	4,057	2,244	72	314	872	986
女性職員(人)	922	375	2	34	96	243
女性職員の割合(%)	22.7	16.7	2.8	10.8	11.0	24.6

注: 数値は平成31年4月1日現在

資料: 県人事課調

■表 I-9 県内市町の職員及び管理職の状況

区分	管理職数	うち一般行政
総数(人)	1,415	1,113
女性職員(人)	152	110
女性職員の割合(%)	10.7	9.9

注: 数値は平成30年4月1日現在

管理職とは、課長相当職及び部局長・次長相当職

資料: 県男女参画・女性活躍推進室調

■表 I-10 県職員採用状況

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
大学卒業程度	59	19	32.2
短大卒業程度	0	0	0.0
高校卒業程度	7	3	42.9

注: 平成31年4月1日付採用分で知事部局分のみ(選考採用分を除く)

資料: 県人事課調

■表 I - 11 校長・教頭に占める女性の割合

区分	教員数			校長			副校長			教頭		
	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)	総数(人)	女性(人)	割合(%)
小学校	5,376	3,061	56.9	324	34	10.5	12	3	25.0	320	16	5.0
中学校	3,314	1,605	48.4	156	6	3.8	17	2	11.8	175	14	8.0
義務教育学校	26	15	57.7	2	1	50.0	0	0	0.0	3	0	0.0
高等学校	3,226	1,048	32.5	79	5	6.3	18	1	5.6	98	11	11.2
特別支援学校	1,078	638	59.2	14	2	14.3	4	0	0.0	19	5	26.3
計	13,020	6,367	48.9	575	48	8.3	51	6	11.8	615	46	7.5

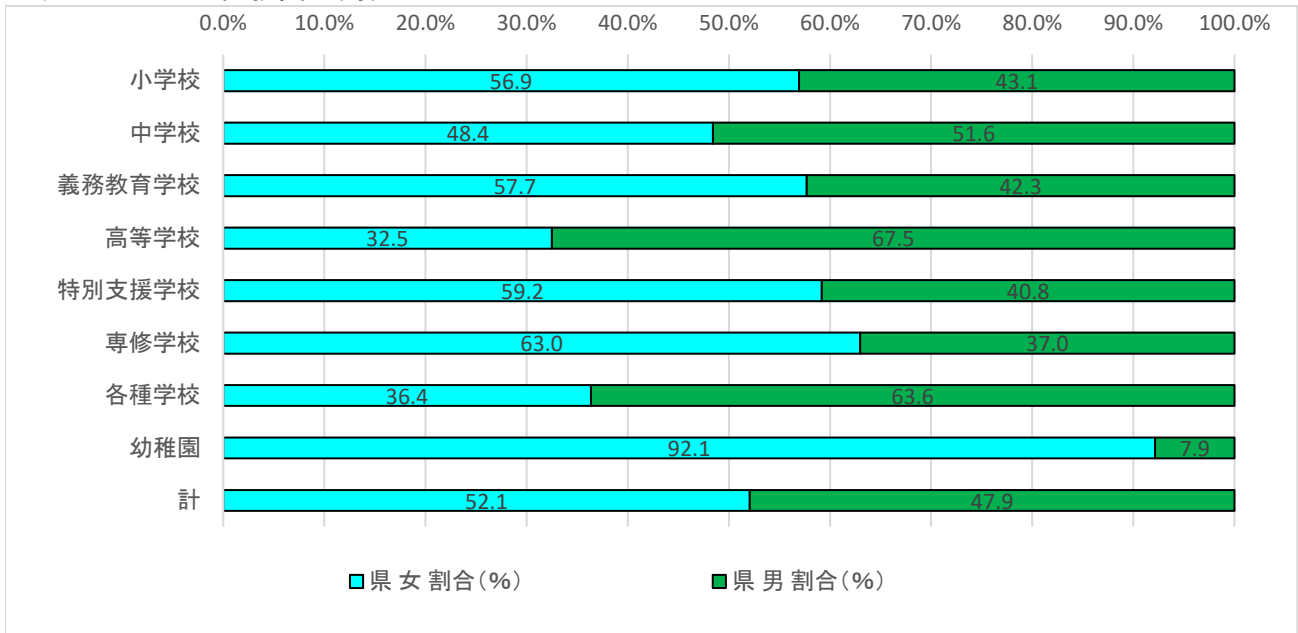
注: 数値は平成30年5月1日現在(国公私立を含む)
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■表 I - 12 女性教員の割合

区分	県					全国		
	総数 実数(人)	女		男		総数(人)	女(%)	男(%)
		実数(人)	割合(%)	実数(人)	割合(%)			
小学校	5,376	3,061	56.9	2,315	43.1	420,659	62.2	37.8
中学校	3,314	1,605	48.4	1,709	51.6	247,229	43.3	56.7
義務教育学校	26	15	57.7	11	42.3	3,015	53.6	46.4
高等学校	3,226	1,048	32.5	2,178	67.5	232,802	32.1	67.9
特別支援学校	1,078	638	59.2	440	40.8	84,600	61.3	38.7
専修学校	335	211	63.0	124	37.0	41,246	52.9	47.1
各種学校	11	4	36.4	7	63.6	8,912	43.1	56.9
幼稚園	941	867	92.1	74	7.9	95,592	93.5	6.5
計	14,307	7,449	52.1	6,858	47.9	1,134,055	55.2	44.8

注: 数値は、平成30年5月1日現在
資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別統計

■図 I - 12 女性教員の割合



■表 I - 13 女性教員数の推移

上段:実数 下段:構成比

年度	小学校(人)			中学校(人)			高等学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成21年	5,717	3,153	2,564	3,681	1,768	1,913	3,544	1,053	2,491
	100.0	55.2	44.8	100.0	48.0	52.0	100.0	29.7	70.3
22年	5,672	3,135	2,537	3,638	1,737	1,901	3,461	1,024	2,437
	100.0	55.3	44.7	100.0	47.7	52.3	100.0	29.6	70.4
23年	5,621	3,117	2,504	3,585	1,708	1,877	3,398	1,025	2,373
	100.0	55.5	44.5	100.0	47.6	52.4	100.0	30.2	69.8
24年	5,518	3,049	2,469	3,542	1,707	1,835	3,343	1,012	2,331
	100.0	55.3	44.7	100.0	48.2	51.8	100.0	30.3	69.7
25年	5,520	3,079	2,441	3,503	1,683	1,820	3,305	1,010	2,295
	100.0	55.8	44.2	100.0	48.0	52.0	100.0	30.6	69.4
26年	5,520	3,079	2,441	3,503	1,683	1,820	3,305	1,010	2,295
	100.0	55.8	44.2	100.0	48.0	52.0	100.0	30.6	69.4
27年	5,400	3,030	2,370	3,442	1,647	1,795	3,286	1,042	2,244
	100.0	56.1	43.9	100.0	47.9	52.1	100.0	31.7	68.3
28年	5,400	3,030	2,370	3,411	1,643	1,768	3,249	1,037	2,212
	100.0	56.1	43.9	100.0	48.2	51.8	100.0	31.9	68.1
29年	5,394	3,052	2,342	3,383	1,647	1,736	3,223	1,025	2,198
	100.0	56.6	43.4	100.0	48.7	51.3	100.0	31.8	68.2
30年	5,376	3,061	2,315	3,314	1,605	1,709	3,226	1,048	2,178
	100.0	56.9	43.1	100.0	48.4	51.6	100.0	32.5	67.5

年度	特別支援学校(人)			専修学校(人)			各種学校(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成21年	866	515	351	367	233	134	14	5	9
	100.0	59.5	40.5	100.0	63.5	36.5	100.0	35.7	64.3
22年	881	532	349	360	231	129	14	5	9
	100.0	60.4	39.6	100.0	64.2	35.8	100.0	35.7	64.3
23年	904	537	367	364	225	139	13	5	8
	100.0	59.4	40.6	100.0	61.8	38.2	100.0	38.5	61.5
24年	905	551	354	377	237	140	13	5	8
	100.0	60.9	39.1	100.0	62.9	37.1	100.0	38.5	61.5
25年	947	568	379	377	229	148	13	6	7
	100.0	60.0	40.0	100.0	60.7	39.3	100.0	46.2	53.8
26年	972	587	385	378	232	146	11	5	6
	100.0	60.4	39.6	100.0	61.4	38.6	100.0	45.5	54.5
27年	1,025	614	411	370	221	149	12	5	7
	100.0	59.9	40.1	100.0	59.7	40.3	100.0	41.7	58.3
28年	1,060	634	426	358	222	136	12	6	6
	100.0	59.8	40.2	100.0	62.0	38.0	100.0	50.0	50.0
29年	1,035	616	419	357	226	131	15	8	7
	100.0	59.5	40.5	100.0	63.3	36.7	100.0	53.3	46.7
30年	1,078	638	440	335	211	124	11	4	7
	100.0	59.2	40.8	100.0	63.0	37.0	100.0	36.4	63.6

年度	義務教育学校(人)		
	総数	女	男
30年	26	15	11
	100.0	57.7	42.3

注: 数値は各年5月1日現在 資料: 文部科学省「学校基本調査」

(4) 民間企業における女性の管理職への登用状況

本県の民間企業における係長級以上に占める女性の割合は27.3%であり、全体の約3割である。

■表 I-14 民間における管理職(係長級以上)に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成25年	23.9	76.1
26年	23.7	76.3
27年	25.1	74.9
28年	27.9	72.1
29年	28.4	71.6
30年	27.3	72.7

注:ここでいう「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含む。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態により、どの管理職区分に該当するか適宜判断としている。
- ・係長相当職には主任クラスを含む。

資料:長崎県労働条件等実態調査

■表 I-14-1 民間における部長級に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成25年	21.3	78.7
26年	19.6	80.4
27年	19.8	80.2
28年	24.4	75.6
29年	21.4	78.6
30年	23.7	76.3

■表 I-14-2 民間における課長級に占める女性の割合

年度	女性(%)	男性(%)
平成25年	16.7	83.3
26年	14.7	85.3
27年	17.9	82.1
28年	23.8	76.2
29年	23.7	76.3
30年	22.9	77.1

(5) 農林漁業、商工業における女性の参画状況

本県の基幹的農業従事者のうち、女性の数は平成27年は13,900人で全体の43.8%を占めており、家族経営協定の締結数も増加している。
 一方 漁業就業者のうち女性の数は平成27年は2,094人で全体の18.8%である。
 林業就業者のうち女性の数は平成27年は96人で全体の16.1%である。
 商工業等就業者のうち女性の数は平成29年は20,900人で全体の35.0%である。
 各団体の役員のうち、女性の割合は農協10.4%、漁協0.1%、商工会議所0.9%、商工会6.3%といずれも女性が少ない状況である。

■表 I - 15 男女別農業・漁業・林業・商工業就業人口

区分	総数(人)	女(人)	男(人)	女性の割合(%)	男性の割合(%)
平成27年農業就業人口	34,440	15,920	18,520	46.2	53.8
平成27年基幹的農業従事者	31,719	13,900	17,819	43.8	56.2
平成27年漁業就業者	11,167	2,094	9,073	18.8	81.2
平成27年林業就業者	596	96	500	16.1	83.9
平成29年商工業等就業者	59,700	20,900	38,900	35.0	65.2

注: 商工業等就業者は、農林漁業以外の自営業主及び家族従業者の合計

資料: 2015年農林業センサス、平成27年国勢調査、総務省「平成29年就業構造基本調査」

■表 I - 16 家族経営協定締結数

区分	平成25年	26年	27年	28年	29年	30年
家族経営協定締結数	2,028	2,083	2,123	2,168	2,223	2,272

資料: 農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」

■表 I - 17 農林漁業における政策・方針決定の場への女性登用状況

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
農協役員	201	21	10.4
農業委員	344	44	12.8
農業士	293	94	32.1
漁協役員	680	1	0.1
漁業士	168	3	1.8

注: 農協役員は平成30年3月31日現在、農業委員は令和元年8月調査現在、

農業士、漁協役員は平成31年4月1日現在、漁業士は平成31年4月1日現在

資料: 県農林部・水産部調

■表 I - 18 商工会議所・商工会における男女別役員数

区分	総数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)
商工会議所役員	221	2	0.9
商工会議所議員	490	20	4.1
商工会役員	475	30	6.3

注: 数値は平成31年4月1日現在

資料: 県産業労働部調

(6) 雇用の状況

本県の女性の労働力率は30～34歳台が最も低いM字カーブとなっている。
有業者の割合は男性が高い状況にあるものの、男性は減少傾向、女性は増加傾向にある。

■表 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移

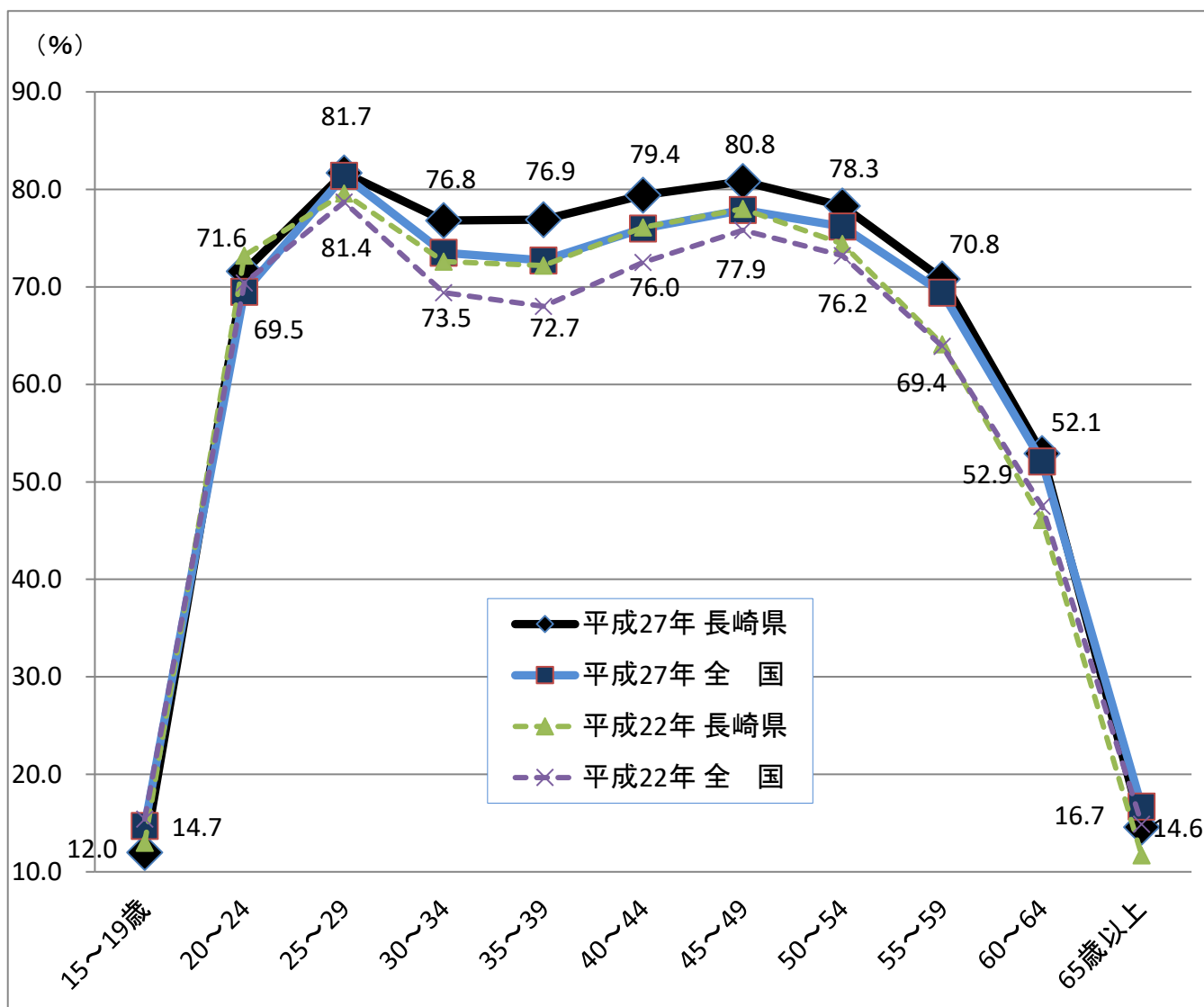
(単位: %)

年次		15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
平成27年	長崎県	12.0	71.6	81.7	76.8	76.9	79.4	80.8	78.3	70.8	52.9	14.6
	全 国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
22年	長崎県	13.0	73.2	79.6	72.6	72.2	76.1	78.0	74.4	64.1	46.1	11.7
	全 国	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9

労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合

資料: 総務省「国勢調査」

■図 I - 19 女性の年齢階級別労働力率の推移(M字カーブ)



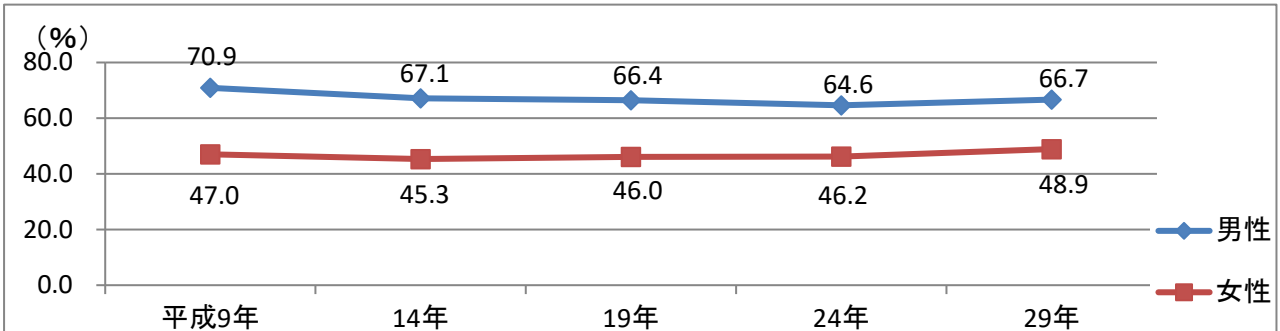
■表 I-20 男女別有業者の割合の推移

(単位:%)

	平成9年	14年	19年	24年	29年
男性	70.9	67.1	66.4	64.6	66.7
女性	47.0	45.3	46.0	46.2	48.9

資料:総務省「就業構造基本調査」

■図 I-20 男女別有業者の割合の推移



■表 I-21 子育て期(25~44歳)女性無業者の就業希望状況

	非就業希望者	就業希望者	
		うち求職している	うち求職していない
人数(人)	10,600	17,600	11,300
率(%)	37.6	62.4	64.6

資料:総務省「平成29年就業構造基本調査」

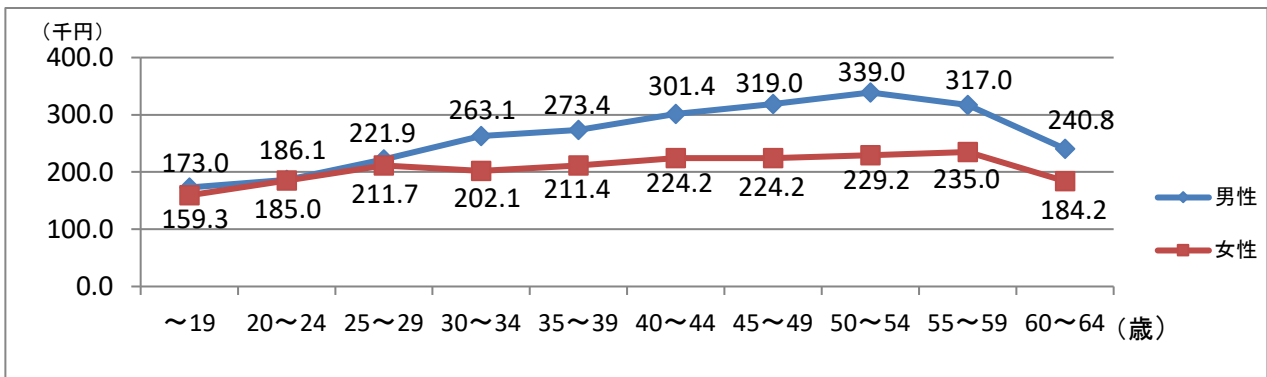
■表 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較

(単位:千円)

年齢	~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64
男性	173.0	186.1	221.9	263.1	273.4	301.4	319.0	339.0	317.0	240.8
女性	159.3	185.0	211.7	202.1	211.4	224.2	224.2	229.2	235.0	184.2

資料:厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」

■図 I-22 年齢階級別きまって支給する所定内給与額の男女(一般労働者)の比較



■表 I-23 ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業所の割合

(単位:%)

年度	全体	300人~	100~299人	30~99人	5~29人
平成28年	73.8	100.0	100.0	89.1	69.9
29年	74.5	100.0	100.0	94.1	68.7
30年	75.3	100.0	100.0	92.8	70.9

資料:長崎県労働条件等実態調査

(7) 女性パートタイム労働者の状況

本県の女性パートタイム労働者は、近年上昇傾向にあり、平成30年は57,410人であり、女性労働者の4割となっている。
また、パートタイム労働者の所定内給与額は、一般労働者の約7割で推移している。

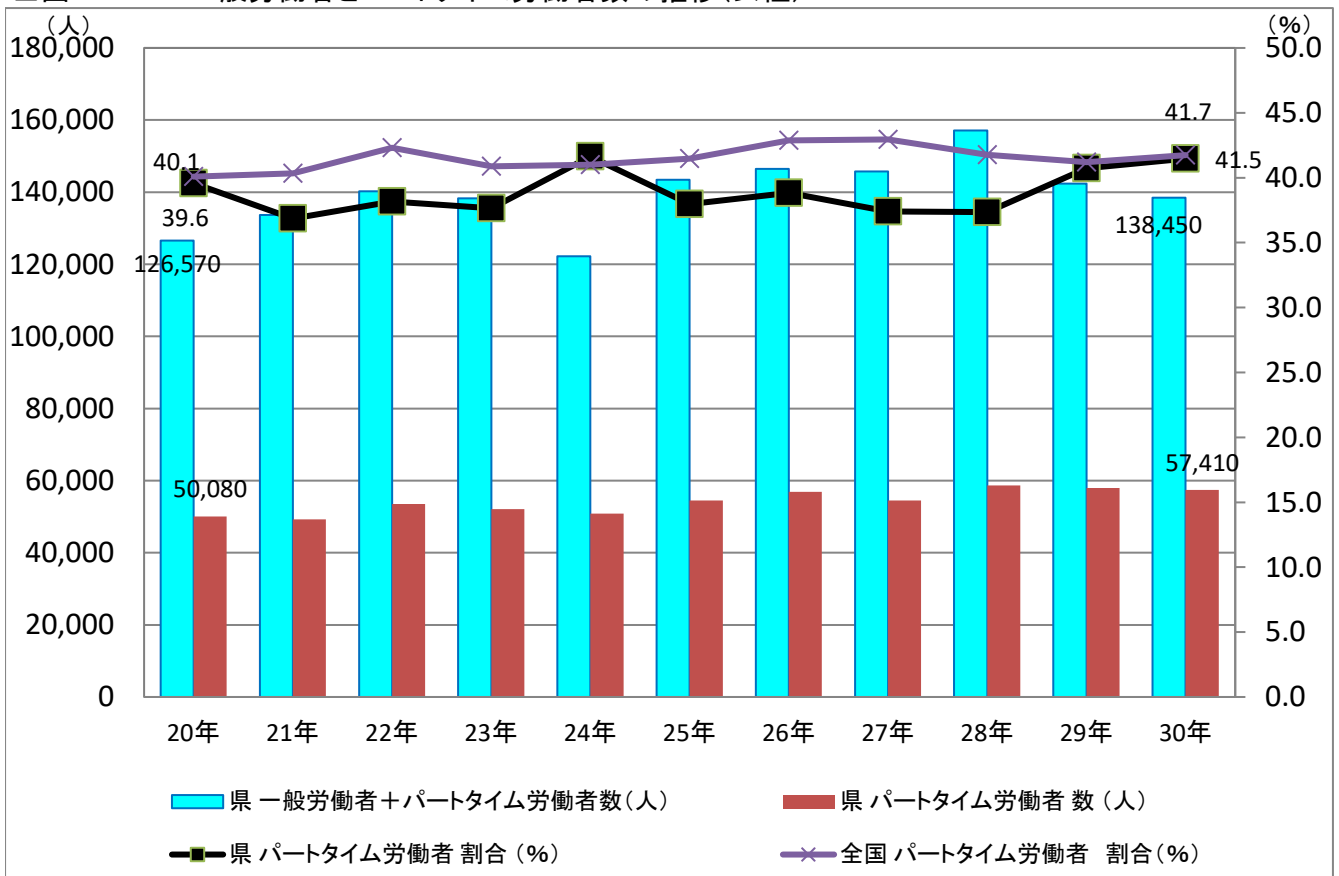
■表 I - 24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

年次	県				全国			
	女性労働者数(人)				女性労働者数(人)			
	一般労働者		パートタイム労働者		一般労働者		パートタイム労働者	
	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)	労働者数 (人)	割合 (%)
平成20年	126,570	60.4	50,080	39.6	11,504,770	59.9	4,611,890	40.1
21年	133,650	63.1	49,260	36.9	11,192,050	59.7	4,513,370	40.3
22年	140,270	61.8	53,540	38.2	10,876,260	57.7	4,601,910	42.3
23年	138,300	62.4	52,060	37.6	10,790,050	59.1	4,411,910	40.9
24年	122,260	58.4	50,900	41.6	12,945,120	59.0	5,308,480	41.0
25年	143,460	62.0	54,470	38.0	12,412,550	58.5	5,146,970	41.5
26年	146,450	61.2	56,860	38.8	12,705,720	57.1	5,449,440	42.9
27年	145,720	62.6	54,500	37.4	13,110,150	57.0	5,630,850	43.0
28年	157,150	62.6	58,710	37.4	13,644,510	58.2	5,698,250	41.8
29年	142,350	59.3	57,970	40.7	13,475,680	58.8	5,550,730	41.2
30年	138,450	58.5	57,410	41.5	12,696,770	58.3	5,300,160	41.7

注: 数値は各年6月30日現在

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I - 24 一般労働者とパートタイム労働者数の推移(女性)

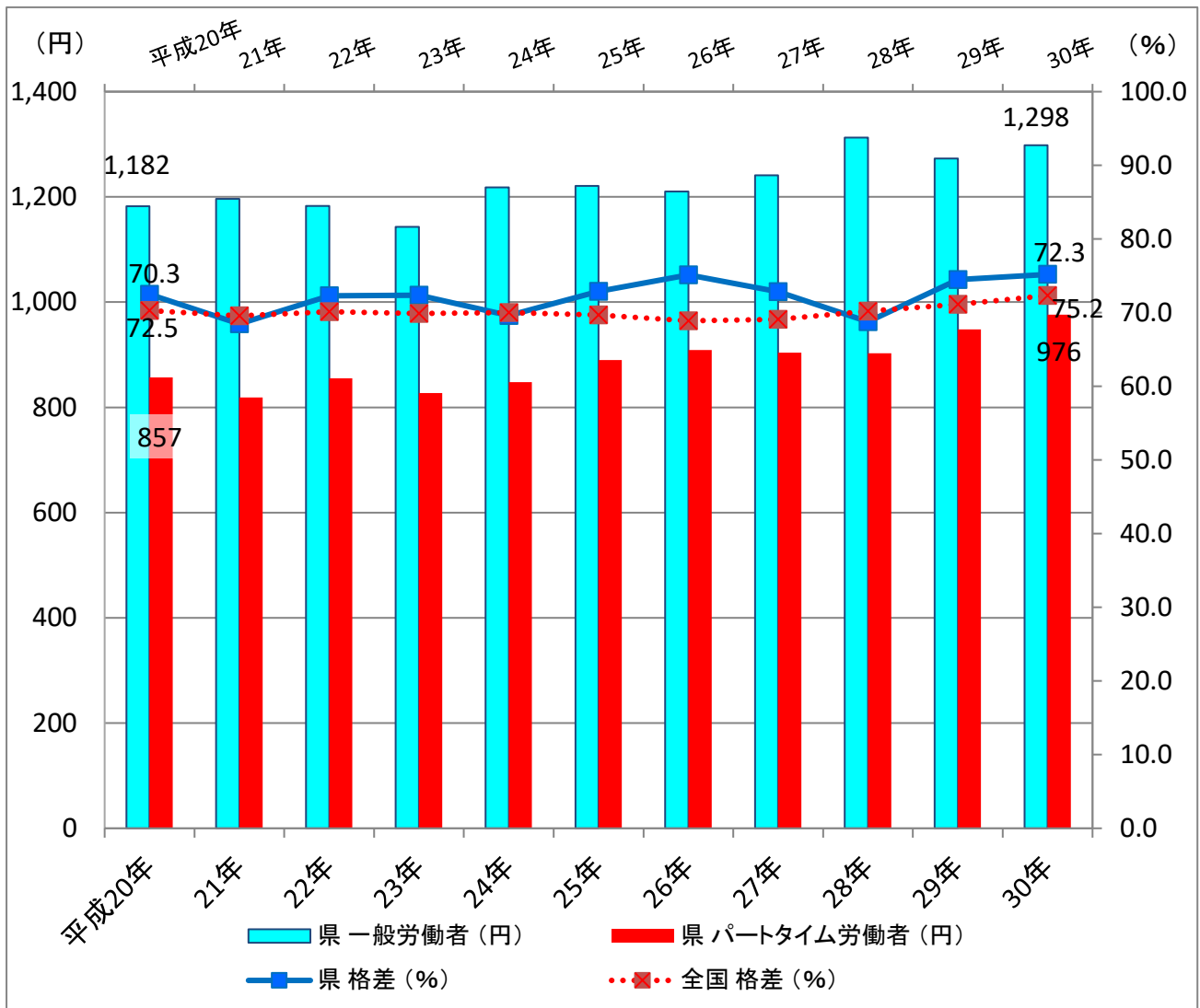


■表 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)

年次	県			全国		
	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)	一般労働者 (円)	パートタイム労働者 (円)	格差 (%)
平成20年	1,182	857	72.5	1,387	975	70.3
21年	1,196	819	68.5	1,399	973	69.5
22年	1,183	855	72.3	1,396	979	70.1
23年	1,143	827	72.4	1,414	988	69.9
24年	1,218	848	69.6	1,430	1,001	70.0
25年	1,221	890	72.9	1,445	1,007	69.7
26年	1,210	909	75.1	1,469	1,012	68.9
27年	1,241	904	72.8	1,494	1,032	69.1
28年	1,313	903	68.8	1,501	1,054	70.2
29年	1,273	948	74.5	1,510	1,074	71.1
30年	1,298	976	75.2	1,528	1,105	72.3

注: 一般労働者の数値は、月間所定内実労働時間で除した額、パートタイム労働者は1時間当たりの額
資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

■図 I - 25 一般労働者とパートタイム労働者の所定内給与額及びその格差の推移(女性)



(8) 県内大学・短大の新規学卒者の就職状況

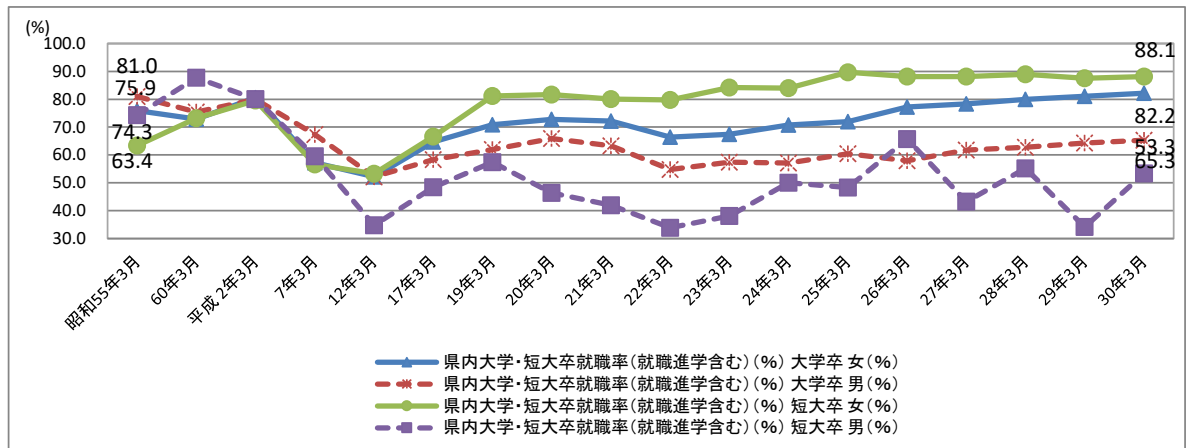
本県の大学・短大の新規学卒者の就職率は、平成12年以降、男性より女性の方が高くなっている。

■表 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移

卒業年月	県内大学・短大卒就職率(就職進学含む)(%)			
	大学卒		短大卒	
	女(%)	男(%)	女(%)	男(%)
昭和55年3月	75.9	81.0	63.4	74.3
60年3月	72.9	75.4	73.2	87.7
平成 2年3月	80.6	80.0	79.6	80.1
7年3月	57.2	67.3	56.6	59.5
12年3月	52.2	52.2	53.3	34.8
17年3月	64.7	58.3	66.6	48.4
19年3月	70.9	62.0	81.2	57.4
20年3月	72.8	65.9	81.7	46.4
21年3月	72.2	63.3	80.1	42.0
22年3月	66.4	54.8	79.8	33.9
23年3月	67.4	57.4	84.2	38.1
24年3月	70.8	57.1	84.0	50.0
25年3月	72.0	60.4	89.7	48.3
26年3月	77.2	57.9	88.1	65.7
27年3月	78.3	61.8	88.1	43.3
28年3月	80.0	62.8	88.9	55.2
29年3月	81.0	64.3	87.5	34.1
30年3月	82.2	65.3	88.1	53.3

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図 I-26 県内大学・短大の新規学卒者の就職率の推移



(9) 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間

平成28年における1日当たりの家事関連時間(「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計時間)の平均は、2時間4分で、男性が39分、女性が3時間19分と、男女の家事関連時間に大きな開きがある。なお、35~74歳の各年齢階級において、男女差は3時間以上となっている。

■表 I-27 男女、年齢階級別1日あたりの家事関連時間(週全体の平均)

	総数			女			男			男女差	
	平成23年度	28年度	増減	23年度	28年度	増減	23年度	28年度	増減	23年度	28年度
総数	2.05	2.04	-0.01	3.20	3.19	-0.01	0.39	0.39	0.00	2.41	2.40
10~14歳	0.17	0.17	0.00	0.17	0.24	0.07	0.16	0.11	-0.05	0.01	0.13
15~24歳	0.36	0.34	-0.02	0.55	0.32	-0.23	0.16	0.35	0.19	0.39	-0.03
25~34歳	2.10	2.24	0.14	3.34	3.58	0.24	0.39	0.46	0.07	2.55	3.12
35~44歳	2.25	2.28	0.03	4.05	4.07	0.02	0.36	0.45	0.09	3.29	3.22
45~54歳	2.15	2.16	0.01	3.54	3.55	0.01	0.27	0.27	0.00	3.27	3.28
55~64歳	2.28	2.24	-0.04	4.10	4.08	-0.02	0.41	0.32	-0.09	3.29	3.36
65~74歳	2.52	2.42	-0.10	4.19	4.12	-0.07	1.04	0.57	-0.07	3.15	3.15
75歳以上	2.02	1.54	-0.08	2.41	2.35	-0.06	0.54	0.47	-0.07	1.47	1.48

資料: 総務省「平成28年社会生活基本調査」

(10) 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合

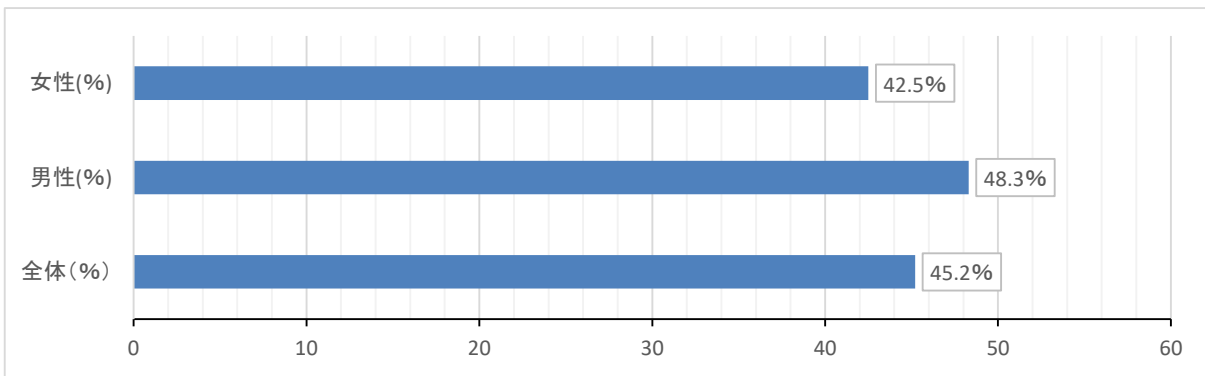
令和元年度における「家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合」は全体で45.2%で、男性が48.3%、女性が42.5%と、男女間で5.8ポイント意識の差がある。
 なお、20歳～59歳においては、全体で42.4%、男性が46.2%、女性が39.7%となっており、全年齢と比較するとやや低い結果となっている。

■表 I-28 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合

年度	全体(%)	男性(%)	女性(%)	男女間の意識の差(ポイント)
令和元年	45.2	48.3	42.5	5.8

資料:長崎県県民意識アンケート調査(令和元年5月)

■図 I-28 家庭生活において男女が協力して家事や育児等を行っていると思う割合(令和元年度)



(11) 消防団員数と女性の数の状況

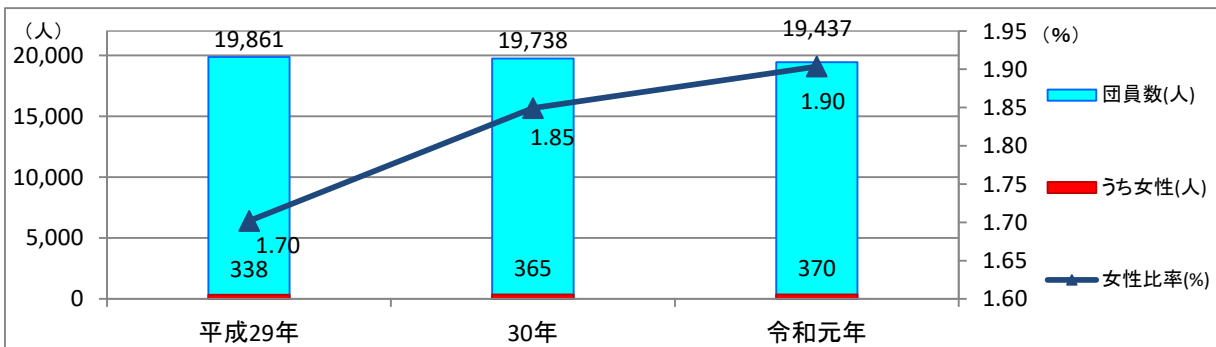
県内の消防団員数は減少しているが、女性の消防団員数は増加している。

■表 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移

年度	団員数(人)	うち女性(人)	女性比率(%)	定数(人)	充足率(%)
平成29年	19,861	338	1.70	21,725	91.4
30年	19,738	365	1.85	21,645	91.2
令和元年	19,437	370	1.90	21,645	89.8

注: 数値は、各年4月1日現在
 資料:長崎県消防防災年報

■図 I-29 県内の消防団員数と女性の数の推移



基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

(1) 婦人保護・性的被害の状況

相談件数は増加傾向にある。
 なお、平成30年度は総相談件数のうち、DV相談が6割であった。

■表Ⅱ-1 県配偶者暴力相談支援センターへの相談件数及びDV相談の推移

年度		総相談件数			うちDV相談					
		電話等	来所等	計	電話等		来所等		計	
					件数	%	件数	%	件数	%
平成26年	長崎	1,182	697	1,879	746	63.1	558	80.1	1,304	69.4
	佐世保	457	173	630	257	56.2	125	72.3	382	60.6
	計	1,639	870	2,509	1,003	61.2	683	78.5	1,686	67.2
27年	長崎	1,415	668	2,083	868	61.3	484	72.5	1,352	64.9
	佐世保	571	175	746	307	53.8	123	70.3	430	57.6
	計	1,986	843	2,829	1,175	59.2	607	72.0	1,782	63.0
28年	長崎	1,386	703	2,089	882	63.6	580	82.5	1,462	70.0
	佐世保	650	264	914	298	45.8	125	47.3	423	46.3
	計	2,036	967	3,003	1,180	58.0	705	72.9	1,885	62.8
29年	長崎	1,373	691	2,064	992	72.3	590	85.4	1,582	76.6
	佐世保	848	289	1,137	437	51.5	211	73.0	648	57.0
	計	2,221	980	3,201	1,429	64.3	801	81.7	2,230	69.7
30年	長崎	1,578	897	2,475	1,012	64.1	667	74.4	1,679	67.8
	佐世保	789	227	1,016	310	39.3	168	74.0	478	47.0
	計	2,367	1,124	3,491	1,322	55.9	835	74.3	2,157	61.8

注1: 電話等には、メールによる相談を含む

注2: 来所等には、巡回相談、出張相談や同行支援等を含む

資料: 県子ども家庭課調

■表Ⅱ-2 来所相談の主訴別推移

年度		人間関係住帰経済関係医療関係売ヒそ																										計			
		夫等からの暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他の暴力	子どもからの暴力	養育困難	その他の暴力	親からの暴力	その他の親族からの暴力	その他の暴力	交際相手からの暴力	その他の暴力	家庭不和	その他の者からの暴力	男女の問題	その他の問題	住宅の問題	住先なし	生活困窮	借金・サラ金	求職	その他の	病気の	精神的問題	妊娠・出産	その他の		売春強要	ヒモ・暴力団関係	その他
平成26年	長崎	268	2	95	36	14	15	71	11	6	8	7	4	6	2	4	15	53	6	7	9	12	8	3	30	1	4	0	0	0	697
	佐世保	69	0	56	4	0	0	3	3	2	7	1	3	1	1	2	0	0	0	4	0	0	0	2	15	0	0	0	0	173	
	計	337	2	151	40	14	15	74	14	9	10	14	5	9	3	5	17	53	6	11	9	12	8	5	45	1	4	0	0	870	
27年	長崎	233	0	140	38	3	14	43	22	5	17	7	4	16	1	1	14	26	3	9	5	16	11	1	33	1	5	0	0	668	
	佐世保	94	0	29	13	0	2	7	3	0	4	0	1	2	0	4	2	0	0	1	0	1	3	0	9	0	0	0	175		
	計	327	0	169	51	3	16	50	25	5	21	7	5	18	1	5	16	26	3	10	5	17	14	1	42	1	5	0	0	843	
28年	長崎	225	0	152	36	2	0	102	14	1	23	11	5	10	1	7	19	22	6	5	3	4	8	6	36	4	0	1	0	703	
	佐世保	92	0	45	7	1	2	13	1	1	7	0	1	5	3	1	10	23	3	4	4	0	1	2	14	24	0	0	264		
	計	317	0	197	43	3	2	115	15	2	30	11	6	15	4	8	29	45	9	9	7	4	9	8	50	28	0	1	0	967	
29年	長崎	227	0	174	43	7	1	81	9	2	9	8	2	5	0	1	21	17	4	11	7	5	6	1	49	1	0	0	691		
	佐世保	150	0	56	10	0	0	12	10	2	4	5	2	6	7	0	1	8	5	0	2	1	0	0	3	5	0	0	289		
	計	377	0	230	53	7	1	93	19	4	13	13	4	11	7	1	22	25	9	11	9	6	6	1	52	6	0	0	980		
30年	長崎	214	2	271	53	9	5	143	25	7	15	11	0	6	6	1	14	28	3	6	5	7	7	3	52	3	1	0	897		
	佐世保	106	0	44	5	4	2	18	7	2	0	8	0	0	0	4	1	14	4	3	0	4	0	0	1	0	0	0	227		
	計	320	2	315	58	13	7	161	32	9	15	19	0	6	6	5	15	42	7	9	5	11	7	3	53	3	1	0	1124		

資料: 県子ども家庭課調

(2) 一時保護の状況

長崎こども・女性・障害者支援センターに設置している一時保護所及び民間委託シェルター等への委託による一時保護の件数は、平成30年度49人(うちDV22人)であった。

■表Ⅱ-3 入所理由別による一時保護の状況

理 由	件 数		
	平成28年度	29年度	30年度
人 間 関 係	43	53	45
(うちDV(配偶者等からの暴力))	(31)	(42)	(22)
経 済 関 係	1	0	0
医 療 関 係	0	0	2
帰 省 先 な し	1	1	2
不 純 異 性 交 遊	0	0	0
売 春 防 止 法 5 条 違 反	0	0	0
そ の 他	1	0	0
計	46	54	49

資料:県こども家庭課調

(3) 警察本部における「性犯罪被害110番」受理状況

平成30年中の受理件数は23件で、「その他」以外で最も多いのは、「事件容疑情報」であった。年齢別で見ると20歳代~50歳代に多い。

また、警察におけるDV事案の相談などの受理件数は、平成30年は335件であった。

■表Ⅱ-4 「性犯罪被害110番」受理状況

内 容	件 数									
	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
性犯罪の被害申告に関するもの	5	13	10	10	5	10	15	8	4	0
過去の性犯罪被害の悩みに関するもの	0	1	5	5	8	1	0	1	0	0
性的ないやがらせに関するもの	5	0	2	0	5	3	0	0	1	3
精神的な悩みに関するもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男女間のトラブル	3	4	0	0	3	0	0	1	0	1
事件容疑情報	3	0	1	0	0	0	0	0	0	9
つきまとい行為に関するもの	3	3	1	0	0	1	2	1	2	0
配偶者に対する暴力に関するもの	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
上記以外の相談	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	2	2	29	21	16	12	6	18	6	10
計	30	26	48	36	38	27	23	29	13	23

資料:県警察本部調

■表Ⅱ-5 年齢別の受理状況

年次	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計	不明	合計
平成21年	2	3	8	7	3	1	0	24	6	30
22年	0	5	8	1	6	0	0	20	6	26
23年	1	8	6	13	5	0	0	33	15	48
24年	0	3	7	7	5	6	0	28	8	36
25年	3	10	6	2	6	2	0	29	9	38
26年	0	4	2	4	0	2	2	14	13	27
27年	0	5	2	7	0	1	0	15	8	23
28年	1	9	0	4	1	1	0	16	13	29
29年	0	1	2	3	1	0	0	7	6	13
30年	0	3	4	3	3	0	1	14	9	23

資料:県警察本部調

■表Ⅱ-6 警察におけるDV事案の相談など受理件数

年次	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
件数	222	348	304	303	349	354	371	335

資料:県警察本部調

(4) 男女別の主な死因別死亡数

死因の上位10項目の内、上位2項目までは男女共通しており、第1位の悪性新生物が全死亡者に占める割合は27.9%となっている。なお、男性の死因第9位の「自殺」は、女性では第21位となっている。

■表Ⅱ-7 男女別にみた死因別死亡数

区分	女 (9,164)			男 (8,550)		
	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)	死 因	死亡数 (人)	割合 (%)
第1位	悪性新生物<腫瘍>	2,199	24.0	悪性新生物<腫瘍>	2,741	32.1
第2位	心疾患(高血圧性除く)	1,669	18.2	心疾患(高血圧性を除く)	1,120	13.1
第3位	老衰	913	10.0	肺炎	713	8.34
第4位	脳血管疾患	655	7.15	脳血管疾患	586	6.85
第5位	肺炎	649	7.08	不慮の事故	301	3.52
第6位	誤嚥性肺炎	279	3.04	誤嚥性肺炎	298	3.49
第7位	不慮の事故	255	2.78	老衰	241	2.82
第8位	腎不全	210	2.29	慢性閉塞性肺疾患	191	2.23
第9位	血管性及び詳細不明の認知症	163	1.78	自殺	161	1.88
第10位	アルツハイマー病	154	1.68	間質性肺疾患	160	1.87

資料：厚生労働省「人口動態統計」(平成30年)
割合については、死亡総数から算出

(5) 女性特有のがんの罹患状況

子宮がんについては、30代以降、乳がんについては、40代以降、罹患数が特に増加している。一方で、本県の平成29年における子宮がん検診受診率は19.2%、乳がん検診受診率は18.3%であり、いずれも目標としている50%との乖離が大きい。

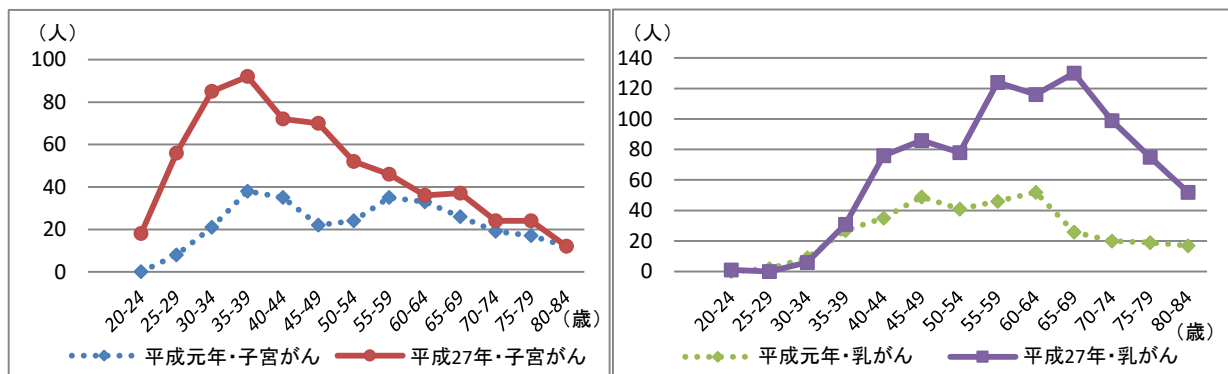
■表Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化)

(単位:人)

年齢	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84
平成元年・子宮がん	0	8	21	38	35	22	24	35	33	26	19	17	12
27年・子宮がん	18	56	85	92	72	70	52	46	36	37	24	24	12
平成元年・乳がん	0	2	9	27	35	49	41	46	52	26	20	19	17
27年・乳がん	1	0	6	31	76	86	78	124	116	130	99	75	52

資料：長崎県のがん登録

■図Ⅱ-8 女性特有のがん年齢別罹患状況(昔と今の変化)



■表Ⅱ-9 子宮がん、乳がん検診受診率の推移

(単位:率)

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
子宮がん	29.4	29.0	39.4	41.4	33.7	18.3	19.2
乳がん	18.5	17.5	27.4	28.1	22.6	15.7	18.3

資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

平成25年度から統計の対象年齢が69歳までとなっている。また、平成28年度からは対象者について、就業者を除外しないようになっている。

(6) 妊娠・出産に関わる保健医療対策

周産期死亡率、乳児死亡率ともに減少傾向にある。また、人工妊娠中絶件数は、各年代において減少傾向にあるが、特に20～24歳において減少している。

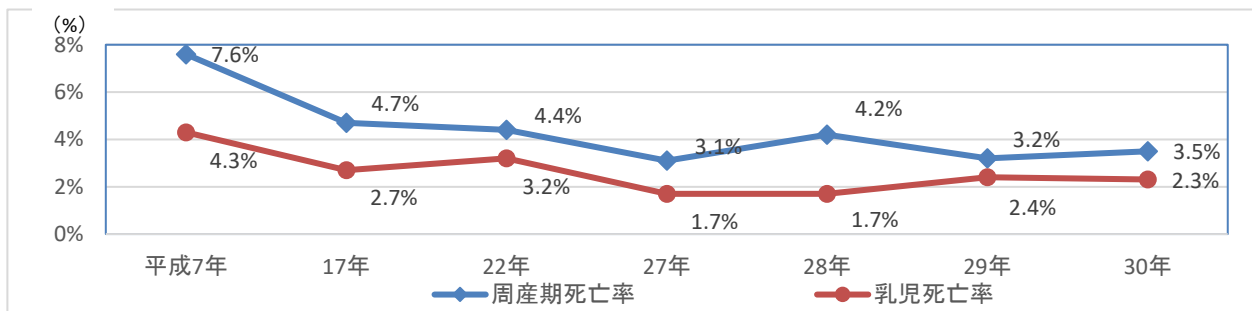
■表Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移

(単位:率)

	平成7年	17年	22年	27年	28年	29年	30年
周産期死亡率	7.6%	4.7%	4.4%	3.1%	4.2%	3.2%	3.5%
乳児死亡率	4.3%	2.7%	3.2%	1.7%	1.7%	2.4%	2.3%

- ・周産期死亡:妊娠満22週以降の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの
 - ・周産期死亡率:各年において、出生数1,000件に対して周産期死亡が何件あったかを示す指標
 - ・乳児死亡:生後1年未満の死亡
 - ・乳児死亡率:各年において、出生数1,000人に対して乳児死亡が何件あったかを示す指標
- 資料:厚生労働省「人口動態調査」(平成29年は月報年計概数)

■図Ⅱ－10 周産期死亡率と乳児死亡率の推移



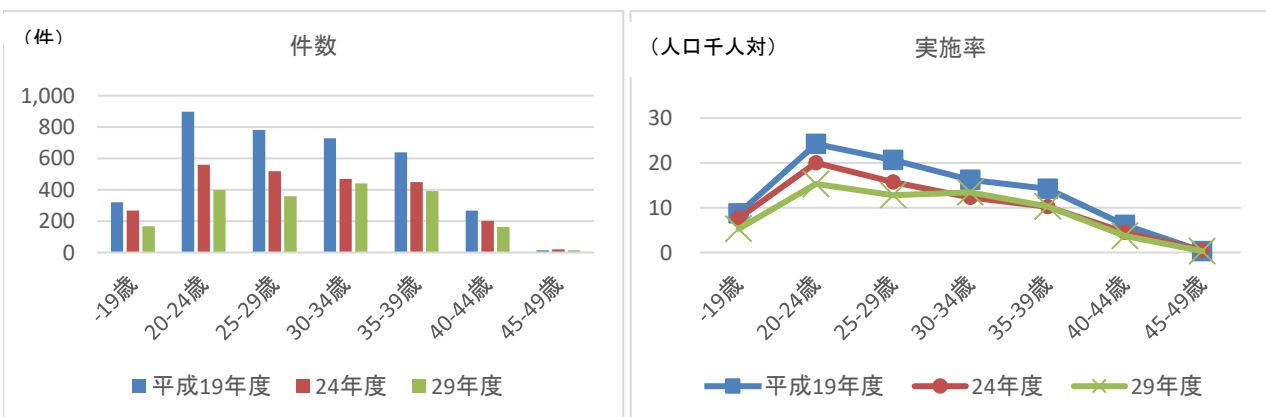
■表Ⅱ－11 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移

	平成19年度		24年度		29年度	
	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)	件数(件)	実施率(%)
-19歳	321	8.7%	267	7.6%	168	5.3%
20-24歳	897	24.2%	559	20.0%	398	15.3%
25-29歳	782	20.6%	517	15.7%	359	12.8%
30-34歳	729	16.2%	469	12.3%	441	13.4%
35-39歳	638	14.2%	448	10.2%	391	10.3%
40-44歳	268	6.1%	202	4.5%	164	3.7%
45-49歳	14	0.3%	21	0.5%	15	0.3%
計	3,649		2,483		1,936	

注:実施率:分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた「人工妊娠中絶件数」を用いて計算

資料:厚生労働省「衛生行政報告例」

■図Ⅱ－11 人工妊娠中絶件数及び実施率(女子人口千対)の推移



(7) ひとり親家庭の状況

児童扶養手当受給者の子どもの人数は減少傾向にあり、平成30年度は20,459人であった。しかし、対人口比では、全国より高い傾向が続いている。

■表Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)

年度	長崎県(人)	長崎県 対人口比(%)	全国(人)	全国 対人口比(%)
平成25年	22,905	9.5	1,620,606	7.6
26年	22,643	9.5	1,595,108	7.6
27年	23,152	10.0	1,565,504	7.6
28年	22,220	9.7	1,519,754	7.4
29年	21,318	9.5	1,470,823	7.3
30年	20,459	9.2	-	-

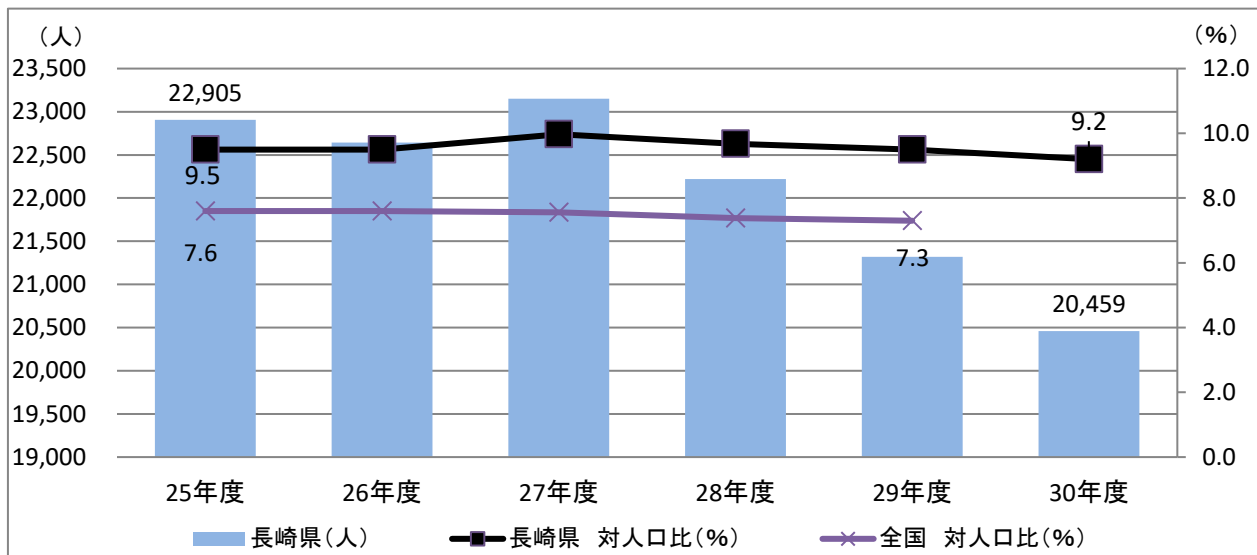
注1:本県人口は、国勢調査又は推計人口による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注2:全国人口は、国勢調査又は総務省統計局による18歳以下の数(毎年10月1日現在)

注3:福祉行政報告例からの推計値

注4:数字は各年の3月時点

■図Ⅱ-12 ひとり親家庭の子どもの数(児童扶養手当受給世帯の子どもの数)



(8) 高齢化の状況

本県の老年人口の割合(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、全国よりも女性が3.5ポイント、男性が2.1ポイント高くなっており、高齢化が進んでいる。

■表Ⅱ-13 高齢化の状況

区分	県			全国		
	総人口(人)	65歳以上人口		総人口(人)	65歳以上人口	
		実数(人)	割合(%)		実数(人)	割合(%)
総数	1,377,187	404,686	29.6%	127,094,745	33,465,441	26.6%
女	731,424	239,305	32.9%	65,253,007	18,979,972	29.4%
男	645,763	165,381	25.8%	61,841,738	14,485,469	23.7%

資料:総務省「国勢調査」(平成27年)

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(1) 保育の状況

保育所定員及び入所児童数は施設の整備等により年々増加しており、平成30年度は保育所定員39,040人、入所児童36,897人であった。一方、保育所待機児童数は157人に減少した。
また、放課後児童クラブの登録児童数は施設の整備等により年々増加しており、平成30年度は17,197人であった。一方、放課後児童クラブ待機児童数は53人であった。
病児・病後児保育実施施設も増加傾向にあり、平成30年度は43か所であった。

■表Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移

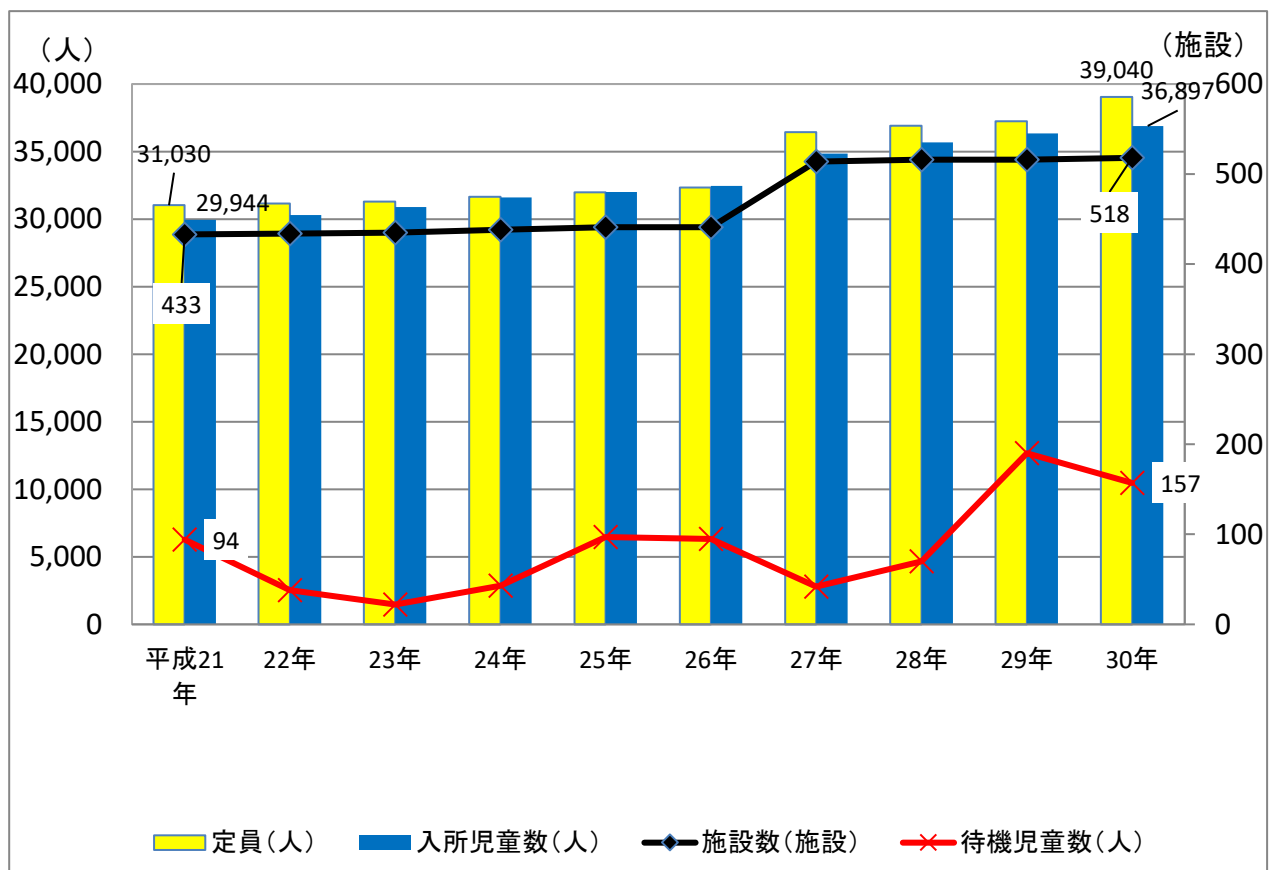
年度	施設数(施設)	定員(人)	入所児童数(人)	待機児童数(人)
平成21年	433	31,030	29,944	94
22年	434	31,156	30,290	38
23年	435	31,286	30,902	22
24年	438	31,646	31,605	43
25年	441	31,975	32,014	97
26年	441	32,331	32,464	95
27年	514	36,440	34,855	42
28年	516	36,908	35,689	70
29年	516	37,245	36,342	190
30年	518	39,040	36,897	157

注1:数値は各年4月1日現在

注2:平成27年度以降は認定こども園(定員・入所児童数は2号、3号認定児童)を含む。

資料:県こども未来課調

■図Ⅲ－1 保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移



■表Ⅲ－2 延長保育等の状況

年度	延長保育所数(か所)	障害児保育所数(か所)	一時預かり実施数(か所)
平成21年	272	113	259
22年	283	151	261
23年	287	141	267
24年	291	155	272
25年	294	148	273
26年	294	143	273
27年	449	208	442
28年	465	200	455
29年	475	209	461
30年	485	219	482

注：平成26年度まで長崎市(中核市)を除く。平成27年度以降は中核市(長崎市、佐世保市)を含む。

また、延長保育及び一時預かりには、子ども・子育て支援交付金対象外(自主事業)を含む。

資料：県子ども未来課調

■表Ⅲ－3 放課後児童クラブ設置数(支援の単位数)の状況

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
設置数	318	328	364	389	422	447
登録児童数	13,146	13,805	14,715	15,548	16,291	17,197
待機児童数	44	99	412	18	42	53

注：平成26年度まではクラブ数、平成27年度以降は支援の単位数

資料：設置数は県子ども未来課調

登録児童数、待機児童数は厚生労働省「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブの実施状況)」

■表Ⅲ－4 病児・病後児保育実施施設数の推移

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設数	34	39	33	40	38	43

資料：県子ども未来課調

(2) 介護の状況

在宅福祉対策では、訪問介護員(ホームヘルパー)数は年々増加しており、平成30年度は65,196人となっている。

また、老人ホーム等の整備状況は、特別養護老人ホーム及び有料老人ホームにおいて、施設数が増加している。

■表Ⅲ-5 在宅福祉の整備状況

	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
訪問介護員(ホームヘルパー)(人)	50,547	53,213	56,668	57,903	61,837	62,875	63,541	63,904	64,659	65,196
日帰り介護(デイサービス)(か所)	449	481	529	566	593	604	606	594	587	616
短期入所生活介護(ショートステイ)(床)	1,801	1,961	2,214	2,286	2,537	2,726	3,139	3,026	3,142	3,126
地域包括支援センター(か所)	42	41	41	46	51	51	51	52	52	52

注1:数値は各年3月末現在

注2:訪問介護員数は、訪問介護員研修終了者数

資料:県長寿社会課調

■表Ⅲ-6 老人ホーム等の整備状況

区分	平成22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
養護老人ホーム	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,815
特別養護老人ホーム	106	6,138	114	6,382	123	6,623	123	6,623	138	6,759
軽費老人ホーム	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789
有料老人ホーム	93	2,148	110	2,680	122	2,934	137	3,301	147	3,548
老人保健施設	56	4,672	57	4,688	59	4,747	60	4,776	61	4,876
区分	27年度		28年度		29年度		30年度		31年度	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)	(所)	(人)
養護老人ホーム	32	1,815	32	1,815	32	1,815	32	1,800	32	1,800
特別養護老人ホーム	144	7,014	147	7,133	151	7,261	158	7,525	160	7,513
軽費老人ホーム	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789	38	1,789
有料老人ホーム	154	3,767	164	3,904	164	3,928	172	4,116	183	4,319
老人保健施設	62	4,882	64	4,899	65	4,928	65	4,928	63	4,822

注:数値は各年4月1日現在

資料:県長寿社会課調

(3) 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数

相談件数は、平成30年度は一般相談124件(女性99件、男性25件)、男性相談50件であり、相談総件数(174件)のうち、男性からの相談は75件(43%)であった。

■表Ⅲ-7 長崎県男女共同参画推進センター「きらりあ」における相談件数 (単位:件)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
一般相談	131	147	137	98	124
男性相談	45	59	83	75	50

注: 数値は各年3月末現在

資料: 県男女共同・女性活躍推進室調

(4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の状況

少子化等の影響により園児数、児童数、生徒数ともに年々減少の一途をたどっている。

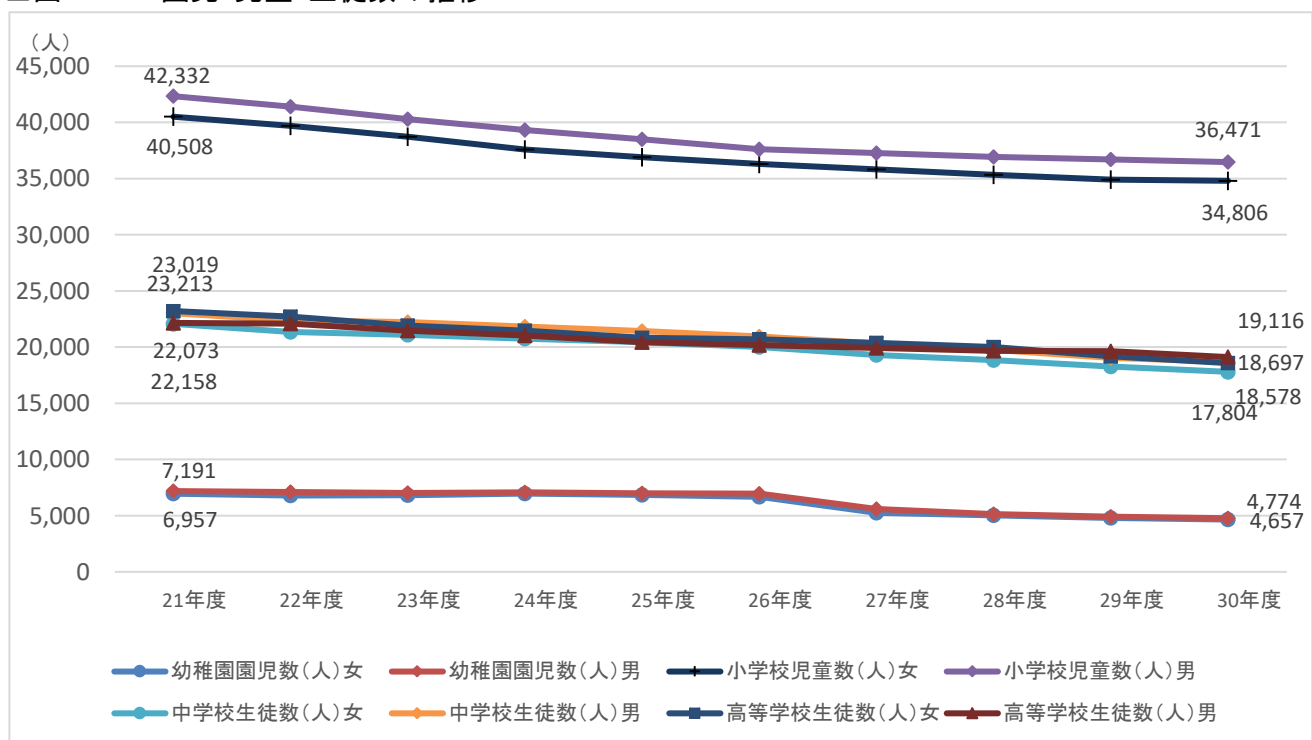
■表Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移(幼・小・中・高等学校)

年度	幼稚園園児数(人)			小学校児童数(人)			中学校生徒数(人)			高等学校生徒数(人)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
平成21年	14,148	6,957	7,191	82,840	40,508	42,332	45,092	22,073	23,019	45,371	23,213	22,158
22年	13,920	6,809	7,111	81,106	39,699	41,407	43,728	21,357	22,371	44,804	22,717	22,087
23年	13,829	6,816	7,013	79,019	38,722	40,297	43,339	21,108	22,231	43,391	21,932	21,459
24年	14,043	6,953	7,090	76,916	37,583	39,333	42,584	20,752	21,832	42,495	21,457	21,038
25年	13,833	6,851	6,982	75,404	36,901	38,503	41,859	20,431	21,428	41,274	20,840	20,434
26年	13,657	6,690	6,967	73,932	36,309	37,623	40,971	20,021	20,950	40,868	20,691	20,177
27年	10,858	5,247	5,611	73,082	35,815	37,267	39,629	19,293	20,336	40,330	20,396	19,934
28年	10,189	5,041	5,148	72,271	35,329	36,942	38,595	18,847	19,748	39,679	20,018	19,661
29年	9,697	4,788	4,909	71,611	34,917	36,694	37,339	18,288	19,051	38,842	19,189	19,653
30年	9,431	4,657	4,774	71,277	34,806	36,471	36,501	17,804	18,697	37,694	18,578	19,116

注: 数値は各年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」市町村別集計

■図Ⅲ-8 園児・児童・生徒数の推移



■表Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数

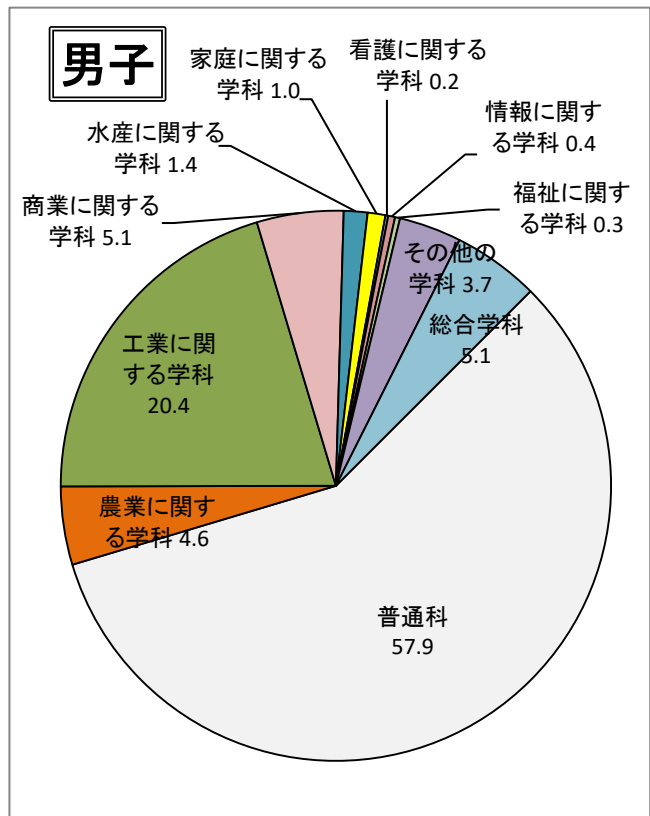
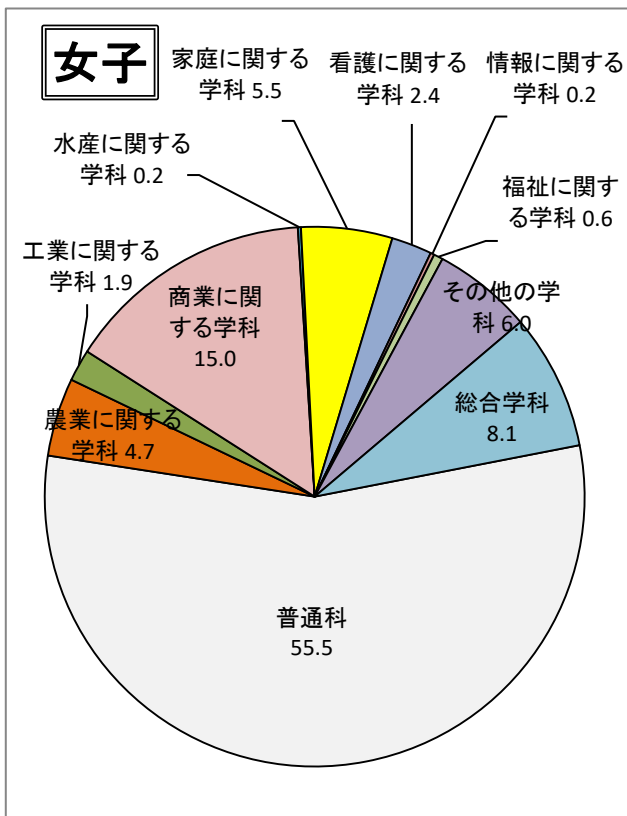
区分	県						全国割合		
	総数		女		男		総数(%)	女(%)	男(%)
	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)	生徒数(人)	割合(%)			
普通科	21,206	56.7	10,172	55.5	11,034	57.9	73.1	74.9	71.3
農業に関する学科	1,736	4.6	860	4.7	876	4.6	2.5	2.5	2.5
工業に関する学科	4,239	11.3	350	1.9	3,889	20.4	7.6	1.7	13.4
商業に関する学科	3,714	9.9	2,743	15.0	971	5.1	5.9	7.6	4.3
水産に関する学科	299	0.8	34	0.2	265	1.4	0.3	0.1	0.4
家庭に関する学科	1,200	3.2	1,001	5.5	199	1.0	1.2	2.1	0.3
看護に関する学科	475	1.3	444	2.4	31	0.2	0.4	0.8	0.1
情報に関する学科	119	0.3	42	0.2	77	0.4	0.1	0.1	0.1
福祉に関する学科	157	0.4	101	0.6	56	0.3	0.3	0.4	0.1
その他の学科	1,790	4.8	1,091	6.0	699	3.7	3.3	3.7	2.9
総合学科	2,462	6.6	1,492	8.1	970	5.1	5.4	6.2	4.6
計	37,397	100.0	18,330	100.0	19,067	100.0	100.0	100.0	100.0

注1:数値は平成30年5月1日現在

注2:専攻科、別科、通信過程は含まない

資料:文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－9 高等学校学科別生徒数の割合

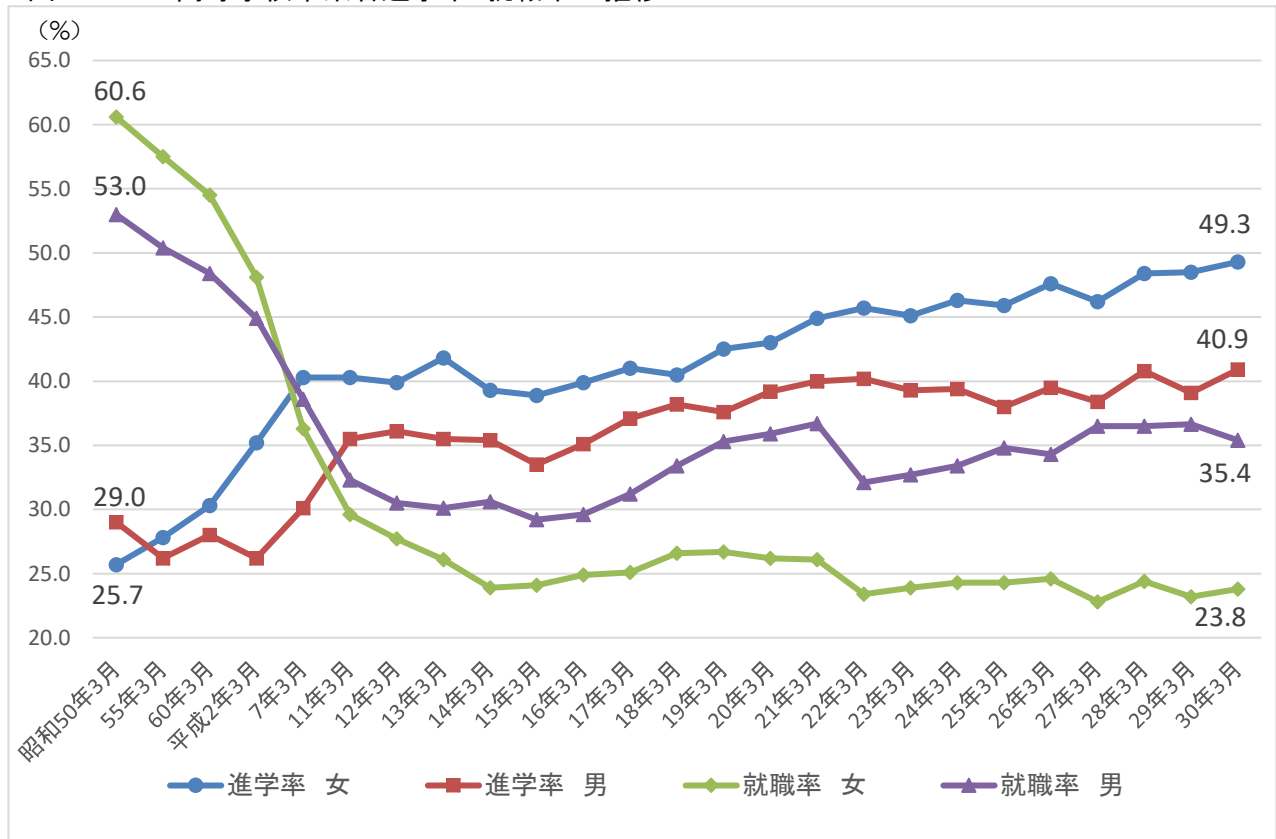


■表Ⅲ－10 高等学校卒業者の大学等進学率・就職率の推移

卒業年月	進学率(就職進学含む)(%)			就職率(就職進学含む)(%)		
	総数	女	男	総数	女	男
昭和50年 3月	27.3	25.7	29.0	56.8	60.6	53.0
55年 3月	27.0	27.8	26.2	53.9	57.5	50.4
60年 3月	29.2	30.3	28.0	51.4	54.5	48.4
平成2年 3月	30.7	35.2	26.2	46.5	48.1	44.9
7年 3月	35.2	40.3	30.1	37.4	36.3	38.6
11年 3月	37.9	40.3	35.5	30.9	29.6	32.3
12年 3月	38.0	39.9	36.1	29.1	27.7	30.5
13年 3月	37.5	41.8	35.5	28.5	26.1	30.1
14年 3月	37.3	39.3	35.4	27.3	23.9	30.6
15年 3月	36.2	38.9	33.5	26.7	24.1	29.2
16年 3月	37.5	39.9	35.1	27.3	24.9	29.6
17年 3月	39.0	41.0	37.1	28.2	25.1	31.2
18年 3月	39.4	40.5	38.2	30.0	26.6	33.4
19年 3月	40.1	42.5	37.6	31.0	26.7	35.3
20年 3月	41.0	43.0	39.2	32.2	26.2	35.9
21年 3月	42.4	44.9	40.0	31.4	26.1	36.7
22年 3月	42.9	45.7	40.2	27.9	23.4	32.1
23年 3月	42.2	45.1	39.3	28.4	23.9	32.7
24年 3月	42.8	46.3	39.4	28.9	24.3	33.4
25年 3月	41.9	45.9	38.0	29.6	24.3	34.8
26年 3月	43.5	47.6	39.5	29.5	24.6	34.3
27年 3月	42.3	46.2	38.4	29.7	22.8	36.5
28年 3月	44.6	48.4	40.8	30.5	24.4	36.5
29年 3月	43.7	48.5	39.1	30.0	23.2	36.7
30年 3月	45.0	49.3	40.9	29.7	23.8	35.4

注: 通信制課程卒業生は含まない
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－10 高等学校卒業者進学率・就職率の推移

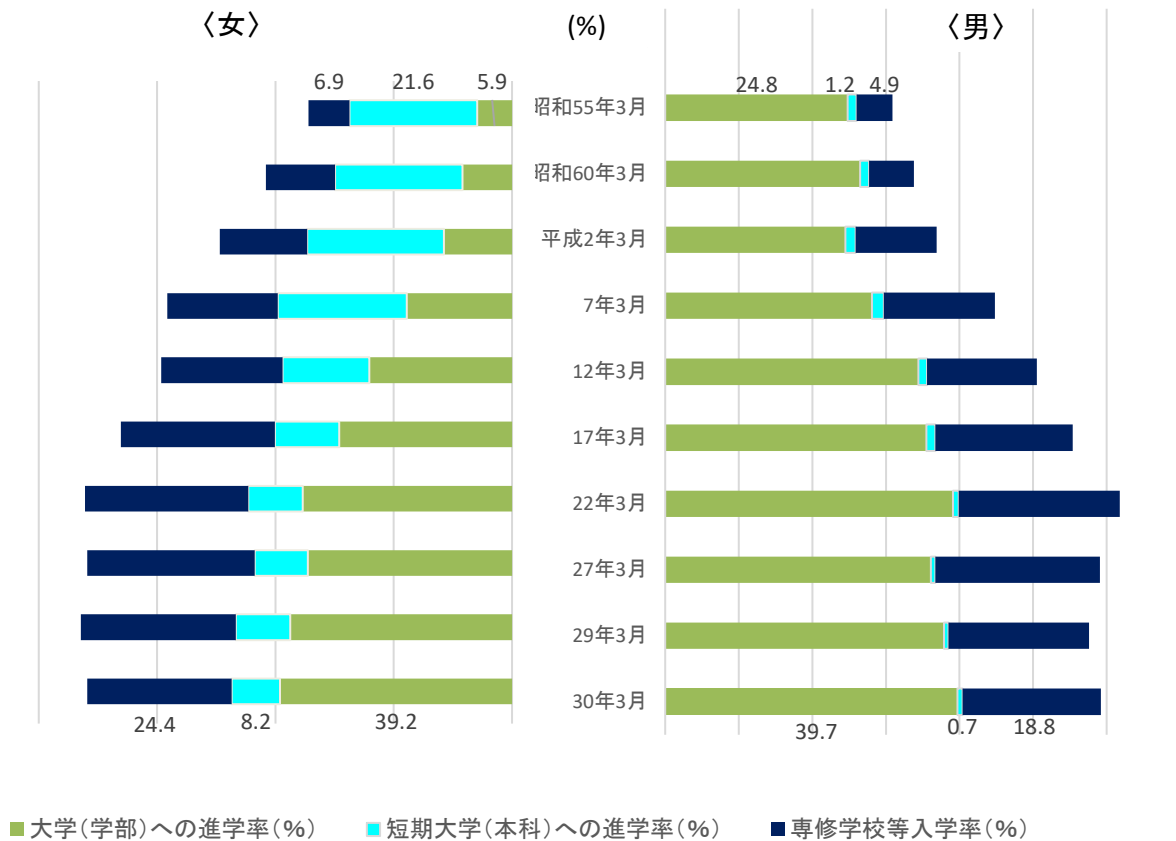


■表Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移

卒業年月	大学(学部)への進学率(%)			短期大学(本科)への進学率(%)			専修学校等入学率(%)		
	総数	女	男	総数	女	男	総数	女	男
昭和55年3月	15.4	5.9	24.8	11.4	21.6	1.2	5.9	6.9	4.9
60年3月	17.5	8.4	26.5	11.4	21.5	1.2	8.9	11.7	6.1
平成2年3月	18.0	11.5	24.5	12.3	23.1	1.4	12.9	14.8	11.0
7年3月	23.0	17.8	28.1	11.7	21.8	1.6	16.9	18.7	15.1
12年3月	29.3	24.1	34.4	8.0	14.7	1.2	17.7	20.5	14.9
17年3月	32.4	29.2	35.5	6.1	10.9	1.2	22.4	26.0	18.7
22年3月	37.3	35.4	39.1	5.0	9.2	0.8	24.8	27.6	21.9
27年3月	35.3	34.5	36.1	4.8	9.0	0.6	25.4	28.3	22.4
29年3月	37.7	37.5	37.9	4.9	9.2	0.6	22.7	26.2	19.1
30年3月	39.5	39.2	39.7	4.5	8.2	0.7	21.6	24.4	18.8

注: 通信制課程卒業生は含まない
資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ－11 高等学校卒業者の大学、短期大学及び専修学校等入学率の推移



(5) 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績

特定非営利法人「DV防止ながさき」への委託による学校等へのDV予防教育は、平成30年度は、中学校150人、高等学校5,331人に対して実施した。

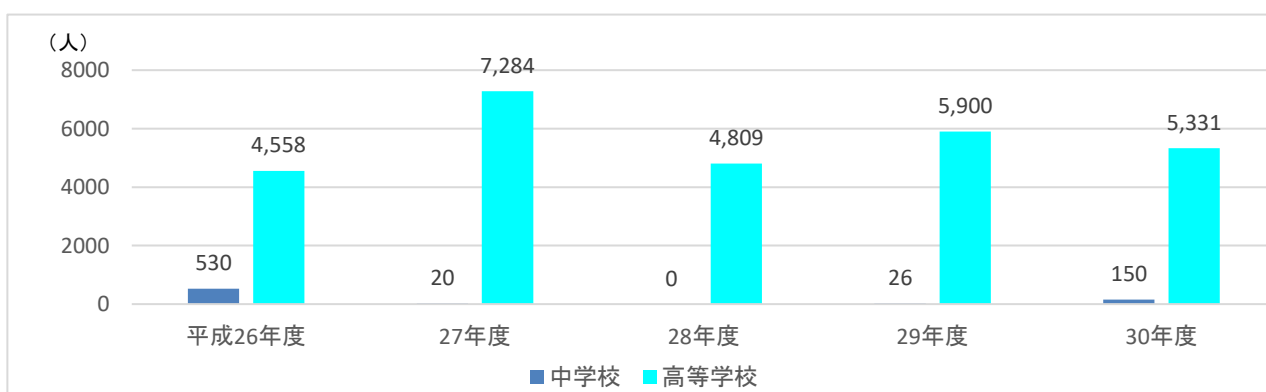
■表Ⅲ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)

(単位:人)

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
中学校	530	20	0	26	150
高等学校	4,558	7,284	4,809	5,900	5,331

資料:県教育庁調

■図Ⅲ－12 中学校、高等学校におけるDV予防教育の実績(受講者数)



(6) 児童生徒の携帯電話所有率

平成30年度の県内小・中・高校生携帯電話の自己所有については、小学校高学年は4割超、中学生は5割超であり、高校生においては9割を超える生徒が携帯電話を所有している。

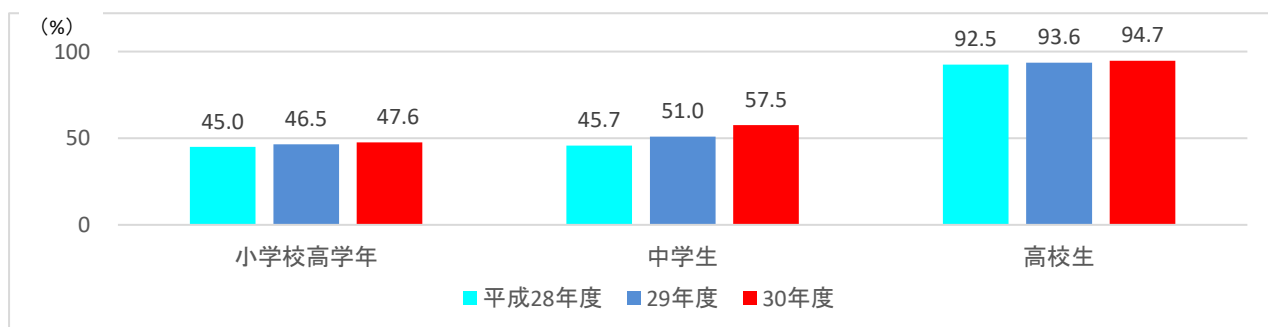
■表Ⅲ－13 児童生徒の携帯電話所有率

(単位:率)

	平成28年度	29年度	30年度
小学校高学年	45.0	46.5	47.6
中学生	45.7	51.0	57.5
高校生	92.5	93.6	94.7

資料:県教育庁調

■図Ⅲ－13 児童生徒の携帯電話所有率



(7) 大学の状況

全国の大学生の女性の数は、平成元年の518,283人から平成30年には1,172,170人と約2倍に増加している。
 なお、男性の数は微増にとどまっているが、依然として女性を上回っている。

■表Ⅲ-14 大学の関係学科別・男女別在学生数(全国)

区分	平成元年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人文学	290,387	15.1	188,390	36.35	101,997	7.23
社会科学	759,636	39.4	98,977	19.10	660,659	46.83
理学	63,997	3.3	11,695	2.26	52,302	3.71
工学	379,405	19.7	12,840	2.48	366,565	25.98
農学	64,975	3.4	12,245	2.36	52,730	3.74
保健	117,712	6.1	43,866	8.46	73,846	5.23
商船	1,687	0.1	74	0.01	1,613	0.11
家政	35,794	1.9	35,339	6.82	455	0.03
教育	139,565	7.2	75,103	14.49	64,462	4.57
芸術	47,005	2.4	30,568	5.90	16,437	1.17
その他	28,974	1.5	9,186	1.77	19,788	1.40
計	1,929,137	100.0	518,283	100.00	1,410,854	100.0

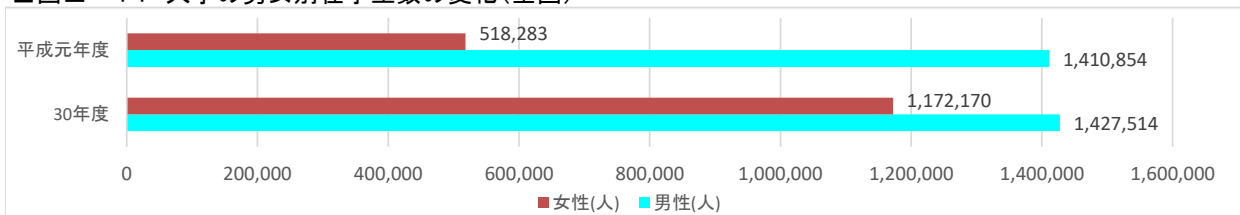
区分	30年度					
	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
人文学	365,163	14.0	238,545	20.35	126,618	8.87
社会科学	837,240	32.2	295,827	25.24	541,413	37.93
理学	78,458	3.0	21,781	1.86	56,677	3.97
工学	382,324	14.7	57,446	4.90	324,878	22.76
農学	76,930	3.0	34,588	2.95	42,342	2.97
保健	329,272	12.7	202,926	17.31	126,346	8.85
商船	395	0.0	62	0.01	333	0.02
家政	71,628	2.8	64,791	5.53	6,837	0.48
教育	189,948	7.3	112,397	9.59	77,551	5.43
芸術	71,361	2.7	49,635	4.23	21,726	1.52
その他	196,965	7.6	94,172	8.03	102,793	7.20
計	2,599,684	100.0	1,172,170	100.0	1,427,514	100.0

注1: 数値は平成30年5月1日現在

注2: 短期大学の学生数は含まない

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ-14 大学の男女別在学生数の変化(全国)



(8) 短期大学(本科)の状況

全国の短期大学生の女性の数は、平成元年の415,522人から平成30年には102,298人と4分の1に減少している。

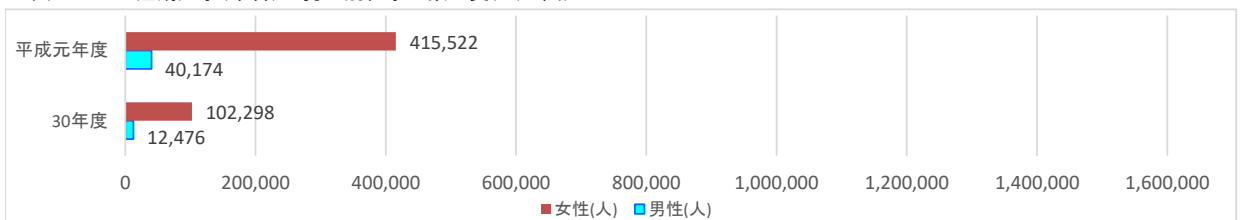
■表Ⅲ-15 短期大学(本科)の男女別在学生数(全国)

年度	総数		女		男	
	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)	学生数(人)	割合(%)
平成元年	455,696	100.0	415,522	91.2	40,174	8.8
30年	114,774	100.0	102,298	89.1	12,476	10.9

注: 数値は平成30年5月1日現在

資料: 文部科学省「学校基本調査」

■図Ⅲ-15 短期大学(本科)の男女別在学生数の変化(全国)



Ⅱ 長崎県男女共同参画関連施策の概要

1 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」の進捗を図るための指標の達成状況

基本目標	番号	項目	基準値 (年度)	H30目標値	H30実績値	目標値 (達成年度)	所管課
<Ⅰ> あらゆる分野における 女性の活躍	1	県の審議会等委員への女性の登用率	34% (H26)	38.2%	35%	40% (R2)	男女参画・女性活躍推進室
	2	事業所における係長級以上に占める女性の割合	23.7% (H26)	28.0%	27.3%	30% (R2)	男女参画・女性活躍推進室
	3	県の管理職(課長級以上)に占める女性の割合(知事部局)	5.0% (H27)	—	8.5%	14% (R2)	人事課
	4	県の男性職員の出産補助休暇・育児参加のための休暇取得率(知事部局)	95% (H26)	—	95.6%	100% (R2)	人事課
	5	「ウーマンズジョブほっとステーション」における年間就職者数	16人 (H26)	458人	537人	458人 (R2)	男女参画・女性活躍推進室
	6	女性人材ネットワーク登録件数(累計)	0件 (H26)	80件	83件	100件 (R2)	男女参画・女性活躍推進室
	7	「大浦お慶起業家育成プログラム」における起業件数(累計)	0件 (H26)	30件	8件	50件 (R1)	男女参画・女性活躍推進室
	8	休暇の取得促進、残業時間の縮減等、ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合	60.6% (H26)	76.0%	75.3%	80% (R2)	雇用労働政策課
	9	高齢者・女性など誰もが働きやすい浮棧橋、防風施設、防暑施設等の整備を行う漁港数(累計)	28漁港 (H26)	48漁港	49漁港	60漁港 (R2)	漁港漁場課
	10	グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム実践者数	1,745人 (H26)	1,990人	1,878人	2,100人 (R2)	漁政課 農山村対策室
<Ⅱ> 安全・安心な暮らしの 実現	11	ステップハウスでの支援を希望する世帯への対応比率	100% (H26)	100%	100%	100% (R2)	こども家庭課
	12	子宮がん検診受診率	33.7% (H27)	50.0%	19.2%	50% (R5)	国保・健康増進課
	13	乳がん検診受診率	22.6% (H27)	50.0%	18.3%	50% (R5)	国保・健康増進課
	14	生活困窮者自立支援事業における就労・増収率	—	60.0%	93.0%	40% (R2)	福祉保健課
	15	県事業によるひとり親家庭の就職者数(母子・父子家庭)	71人 (H26)	100人	123人	100人 (R2)	こども家庭課
<Ⅲ> 男女共同参画社会の 実現に向けた基盤の 整備	16	保育所待機児童数	95人 (H26)	0人	157人	0人 (R2)	こども未来課
	17	放課後児童クラブ待機児童数	99人 (H26)	31人	53人	0人 (R2)	こども未来課
	18	病児保育実施施設数	35か所 (H26)	—	40か所	43か所 (R2)	こども未来課
	19	地域包括ケアシステムの構築割合	1% (H26)	20%	算定中	60% (R2)	長寿社会課
	20	公立中学校・高等学校における、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育(講座等)の実施率	10.7% (H26)	100.0%	100.0%	100% (R2)	体育保健課
	21	携帯電話所持の児童・生徒のフィルタリング利用率	70% (H26)	78%	67%	80% (R2)	こども未来課
	22	「男女共同参画社会」という用語の認知度	79.2% (H27)	82.0%	82.9%	85.0% (R2)	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 審議会等の委員への女性の参画促進	①県が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	0	0	審議会等委員への女性の参画促進	・男女共同参画推進会議において庁内各部局の目標設定、登用状況の把握、登用促進策の協議 ・「審議会等の委員への女性登用促進要綱」による事前協議 ・各審議会委員選任時における個別の協力依頼(人材紹介等)	男女参画・女性活躍推進室
	②市町に対する審議会等委員への女性の参画促進の働きかけ	0	0	審議会等委員への女性の参画促進	・市町の現状の調査及び委員選任時の情報提供 ・市町担当課長会議等における助言	男女参画・女性活躍推進室
	③女性の人材に関する情報の充実と提供	180	182	女性の人材の情報の充実	県内の各分野で活躍する女性を発掘し、ホームページなどを通じて情報発信、情報提供を実施	男女参画・女性活躍推進室
	④女性の積極的な参画に向けた啓発の推進	14,961	18,507	男女共同参画基本施策推進事業	広報誌やラジオ番組、ホームページなどあらゆる広報媒体を通して、起業や地域活動により県内で活躍する女性たちの紹介や情報発信等を実施	男女参画・女性活躍推進室
(2) 県における管理職等への女性の参画促進	①県における女性の登用促進	0	(79,917)	県職員の女性管理職員への登用	女性職員の職域の拡大や研修の充実など、様々な方策を講じながら、女性職員の人材育成と勤務意欲の向上に努め、能力を有する女性職員を、管理職をはじめ課長補佐や係長ポストへ積極的に登用する。	人事課 新行政推進室
		0	0	県職員の女性管理職員への登用	管理職として役割を意識できるポストに女性を積極的に配置し、研修等による人材育成に努めながら、職員個々人の能力、適性などに応じた管理職登用を推進する。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課
		0	0	管理職としての能力を有する女性職員の積極的な登用の推進	昇任選考試験等の合格者について、管理職への登用を推進する。	警務課
	②県における中堅女性職員の育成・能力開発	544	544	県女性職員の自治大学校研修への派遣	自治大学校特別課程へ女性職員を参加させ、その資質向上を図る。	人事課
		(83,253)	(79,917)	働き方をテーマとした県職員研修の実施	女性だけでなく男性にも共通する働き方をテーマとした研修を実施することにより、その資質向上を図る。	新行政推進室
		0	0	県職員の女性管理職員への登用	管理職として役割を意識できるポストに女性を積極的に配置し、研修等による人材育成に努めながら、職員個々人の能力、適性などに応じた管理職登用を推進する。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課
0	0	・女性警察官の専門分野(刑事・交通等)への積極的任用 ・適材適所な人事配置	・専門分野において多くの女性警察官を任用し、実務能力の向上及び育成を図るため、専門分野での勤務経験がない職員を中心にキャリアアップ研修会を開催し、専門分野に対する意識高揚を図る。 ・女性警察職員の個々の適性及び能力に応じた適材適所な人事配置を実施する。	警務課		

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
①「ながさき女性活躍推進会議」などを通じた企業等における女性の参画促進	「ながさき女性活躍推進会議」により、女性の登用や女性人材の育成について、企業等組織トップのさらなる意識改革を図るとともに、同会議及び「ながさきキラボス会議」を通じ、女性の参画拡大に向けた社会的な気運の醸成を促進する。 また、女性の能力や視点を活かした組織づくり等の成功事例に関する情報提供などの支援を行うとともに、女性が活躍する事業所等を表彰し社会的評価を高めることにより、組織における女性の参画促進を図る。	18,262	14,342	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室	
	②農林水産業や商工業等における女性の参画促進	農林水産業や商工業等自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協、漁協や商工会等の役員など、あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を関係団体との連携のもとに促進する。	20,686	21,186	小規模事業経営改善普及事業 (若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動を通じて、女性の政策・方針決定過程への参画促進や意欲的な活動を支援する。	産業政策課
		漁村グループ活動支援事業	1,053	1,053	・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組み県漁協女性部連合会の活動を支援する。	水産経営課	
		女性農業者活躍支援事業	1,866	1,430	・農協役員や農業委員等の政策・方針決定過程への女性参画を促進する。	農政課	
③役職段階に応じた女性人材の育成と登用促進	管理職、中堅職員など段階に応じた女性対象の研修等を実施し、登用候補となる女性人材を育成するとともに、組織等で活躍する女性のロールモデル、メンター等の紹介や女性相互のネットワーク化などにより、女性のキャリア形成を支援する。 また、経営者対象のセミナー等により女性登用にに向けた意識改革を図る。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室	
	④女性の参画状況の見える化と女性の活躍に取り組む事業所等の認証等	様々な分野における女性の参画状況について、定期的に調査を行い結果を公表することにより、女性の参画状況の見える化を図る。 また、女性の活躍に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより、女性の登用促進を図る。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		・男女共同参画基本施策推進事業	【14,961】	【18,507】	・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」のとりまとめと公表を行う。 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・産業労働部と連携し、女性の活躍に取り組む事業所等について認証を行う。	男女参画・女性活躍推進室 雇用労働政策課	
		・企業における女性活躍推進事業	【18,262】	【14,342】			
		0	0	公共調達における優遇を通じた女性の登用促進	・公共工事の入札参加者各付審査において、事業所の女性管理職比率に応じた加点を行う。	男女参画・女性活躍推進室 監理課	

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
①セミナーや「ながさき女性活躍推進会議」等による普及啓発	労働セミナーの開催などにより仕事と家庭の両立に関する取組の普及啓発を図るとともに、「ながさき女性活躍推進会議」「ながさきキラボス会議」などを通じ、働きやすい職場環境づくりに向けた経営者等のさらなる意識改革や社会的な気運醸成を促進する。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		0	0	仕事と子育ての両立に関する意識啓発	厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報	こども未来課
		(10,512)	(5,157)	仕事と家庭の両立に関する意識啓発	長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。	雇用労働政策課
②仕事と家庭の両立に取り組む事業所の認証等	仕事と家庭の両立に取り組む事業所等について、認証により社会的評価を高めるとともに、公共調達における優遇などのインセンティブを付与することにより取組の普及を図り、働き方の見直しなどを促進する。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		【(10,512)】	【(5,157)】	仕事と家庭の両立に関する意識啓発	長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。	雇用労働政策課
		【(10,512)】	【(5,157)】	長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業の認証	年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を優良企業として認証し、職場環境の改善を促進する。(Nびか)	雇用労働政策課
③仕事と家庭の両立のための職場環境づくりや育児・介護休業取得等の推進	育児・介護を行う労働者の継続就労を支援するため、育児・介護休業制度、短時間勤務制度導入の普及啓発などにより、仕事と家庭の両立のための職場環境づくりや男性を含めた育児・介護休業の取得等を推進する。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		(8,744) 【(10,512)】	(6,344) 799	・労働相談の実施 ・「就業規則研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
④働き方の見直しと働き方の見直し	ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度・フレックスタイム制度・テレワーク等の多様な働き方などについて普及啓発を促進する。特に、時間外労働の縮減、短時間勤務制度等の普及促進を図る。	【(10,512)】	【799】	・長時間労働の改善に関する普及啓発 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働局と連携し、長時間労働の改善について県内事業所へのパンフレットの配布やポスターの掲示など、普及啓発を行う。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	企業に対して週休2日制の導入を推進するとともに、年次有給休暇の取得促進や所定外労働時間の削減に向けた取組の周知啓発を行う。	【(10,512)】	【799】	・職場環境づくりアドバイザーの派遣 ・長時間労働の抑制に向けた周知啓発	・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。 ・長崎労働局と連携し、週休2日制の導入促進や、年次有給休暇の取得促進について普及啓発を行う。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画			H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
⑥県における仕事と家庭の両立支援の推進	長崎県特定事業主行動計画に基づき、業務効率化を進め超過勤務のさらなる縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する各制度についての情報提供や理解の促進に努めながら、特に男性職員の育児や介護に関する休暇等の取得促進を図る。	0	0	県職員における仕事と家庭の両立支援の推進	特定事業主行動計画に基づき、各種休暇制度等の周知を図り、育児休業・介護休暇の取得促進など、職員が仕事と子育ての両立がしやすい職場環境づくりに取り組む。	人事課 新行政推進室	
		0	0	県職員における仕事と家庭の両立支援の推進	「長崎県教育委員会特定事業主行動計画」に基づき、業務の効率化や教職員の意識改革等に取り組み、長時間勤務の是正や働きやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児・介護に関する各種制度の周知、特に男性職員が取得できる育児に関する制度(休業、休暇等)の重点的な周知を図る。	教育庁総務課 教職員課 義務教育課 高校教育課	
		0	0	警察職員における仕事と家庭の両立支援の推進	「長崎県警察特定事業主行動計画」に基づき、長時間勤務の是正を始めとする働き方に対する意識改革に取り組むとともに、育児や介護に関する制度の周知徹底を図り、職員が仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりに取り組む。	警務課	
(2) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進	①男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進 雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着を図られるよう、関係機関との連携を図り、企業への男女雇用機会均等法関係法令・制度の周知啓発を推進するとともに、ポジティブアクションの促進を図る。 また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画及び国の認定制度について、関係機関と連携して周知を図り、県内企業の取組を促進する。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室	
		【(8,744)】	【(6,344)】	労働相談の実施	長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。	雇用労働政策課	
		【(10,512)】	【799】	・「就業規則研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室	
		【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室	
	女性が出産、子育てなどにより就業を中断することなく継続できるよう、経営者等のさらなる意識改革、育児休業制度の普及促進や短時間勤務制度の導入など子育て期間中の女性の雇用環境を整備する。	【(10,512)】	【799】	職場環境づくりアドバイザーの派遣	職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(3) ハラスメント防止対策の推進	①セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	【(8,744)】 【(10,512)】	【(6,344)】 【799】	・労働相談の実施 ・「就業規則研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。 ・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	②マタニティ・ハラスメント防止対策の推進	【(8,744)】 【(10,512)】	【(6,344)】 【799】	・労働相談の実施 ・「就業規則研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。 ・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	③各種ハラスメントへの対応	【(8,744)】	【(6,344)】	・労働相談の実施	・長崎労働相談情報センター及び佐世保労働相談情報センターにおいて、労働相談を実施する。	雇用労働政策課
(4) 「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就業支援	①「ウーマンズジョブほっとステーション」における女性のライフステージに応じた就業支援	15,625	14,723	女性の再就職応援事業	長崎県総合就業支援センター内に設置した女性就業相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、就職を希望する女性に対してキャリアカウンセラーによる個別相談や各種セミナー等を実施し、女性のライフステージに応じたきめ細かな就業支援を行う。 また、県内各地域で巡回相談を行う。	男女参画・女性活躍推進室
	②再就職希望者に対する支援	(101,761)	(102,124)	就業支援の実施	・フレッシュワークにおいて、概ね44歳以下の若年者を対象に教育段階から職場定着までの様々な段階における就業支援を行う。 ・再就職支援センターにおいて、概ね45歳以上の方を対象に個別カウンセリング、各種セミナー、情報提供を実施し、ハローワークと連携して、相談から就職に至るまでの就業支援を行う。	雇用労働政策課
	③短時間労働者対策の推進	【(10,512)】	【799】	・「就業規則研修会」の開催 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・働き方改革関連法等の労働関係法規の説明や、就業規則の必要性、作成・改正の留意点など、実務的な内容の研修会を実施し、企業の適切な労務管理を推進する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室
	④同一価値労働同一賃金に向けた取組の推進	【(10,512)】	【799】	職場環境づくりアドバイザーの派遣	職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標2 働き方の改革、仕事と生活の調和と女性の活躍推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
(5) 女性の職業能力の開発への支援	①女性の職業能力の開発への支援	(814,531)	(724,459)	①高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターとの連携 ②長崎労働局との連携 ③高等技術専門校の施設内訓練 ④民間教育訓練機関を活用した委託訓練	①ポリテクセンターの運営主体である高齢・障害・求職者雇用支援機構長崎職業訓練支援センターと定期的に訓練規模等に関する意見交換を実施 ②マザーズハローワーク等公共職業安定機関と連携した職業訓練の紹介 ③長崎・佐世保の高等技術専門校の新規高卒対象(410名)・求職者対象(10名)で訓練実施(合計420名) ④民間教育訓練機関等で離職者の訓練実施(1,482名)	雇用労働政策課	
	①女性の活躍が期待される分野における女性が働きやすい環境整備への支援	建設業等男性が多い職場や介護施設などにおける人材の確保のため、女性が働きやすい環境整備に対する支援を行う。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室
		②医療・看護分野における女性の定着支援	(6,773)	(6,604)	①経営・労働環境改善支援事業	①県内8圏域に専門家を配置し、セミナーやコンサルティング等を通じ、経営・労働環境の改善を図る。	長寿社会課
			(5,915)	(9,365)	②介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	②介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業	
③女性の職域拡大に関する支援及び情報発信	女性の職域拡大のための技能習得等に対する支援や、建設業、理工系職場などで女性が活躍している事例などの情報発信を行う。	0	0	女性技術者・技能者ネットワークの構築	・県内建設業の担い手確保・育成に関する取り組みを推進するためにH26に設立した産官学連携建設業人材確保育成協議会の中で、女性の入職促進、キャリアアップ等のための課題、方向性を産官学で検討して行くための「女性活躍推進検討WG」をH28～H30に引き続き今年度も開催する。 ・女性が建設現場等で働く際の課題、悩み、改善に向けた工夫などを情報共有し、解決に向けた糸口を探るため、「女性技術者・技能者情報交換会」を開催する。 ・女性の入職を促進するとともに、建設業のイメージアップを図るため、「女性のための現場見学会」を開催する。	建設企画課	
		(12,000)	(8,400)	・看護師等県内就業定着促進事業	・県内の医療機関における看護職員の確保を図るため、県内の看護師等学校や大学が実施する県内就業促進に係る取り組みに対し経費を補助する。	医療人材対策室	
		(5,998)	(5465)	・女性医師等就労支援事業	・出産子育て等による女性医師の離職防止及び復職支援を行うと共に育児と勤務の両立支援を行う。		
③女性の職域拡大に関する支援及び情報発信	女性の職域拡大のための技能習得等に対する支援や、建設業、理工系職場などで女性が活躍している事例などの情報発信を行う。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室	
		0	0	「DOVOC通信ながさき」等による情報発信	長崎県の土木をわかりやすく紹介する「DOVOC通信ながさき」(年3回発刊)において、このうち1回に活動内容を掲載する。	建設企画課	

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 3 女性力を生かした地域社会・経済の活性化

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 大浦お慶プロジェクトの実施	①女性人材の育成支援と活動機会の拡大に向けた支援	【353】	【497】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさを活性化！会議)	大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。	男女参画・女性活躍推進室
	②「女性力でながさを活性化！会議」及び女性人材ネットワークの活用	【353】	【497】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさを活性化！会議)	大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。	男女参画・女性活躍推進室
(2) 大浦お慶起業家育成プログラム等による女性の起業等社会進出への支援	①「大浦お慶起業家育成プログラム」による女性の起業等社会進出への支援	1,774		女性起業家応援事業	・女性起業家の掘り起こしや女性起業家等のネットワーク構築、起業相談体制の充実等により、女性の新しいキャリアステージである起業を推進する。 ・長崎県総合就業支援センターの女性就労相談窓口「ウーマンズジョブほっとステーション」において、長崎県産業振興財団と連携し、起業相談を実施する。 ・大浦お慶ホームページにおいて、県内で活躍する女性人材を掲載し、情報発信することで、ネットワーク構築を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		【15,625】	【14,723】	女性の再就職応援事業		
		【353】	【497】	男女共同参画基本施策推進事業 (女性力でながさを活性化！会議)		
		(76,514)	(71,724)	・スタートアップ集積・創出促進 ・ビジネス支援プラザ運営	・創業意欲の喚起や創業者の具体的な事業計画策定の支援、専門家による課題解決に加え、情報関連産業の創業者の集積を図る。 ・新たな産業や高付加価値型の産業を創出し、育成する拠点である長崎県ビジネス支援プラザの管理運営。	新産業創造課
	②創業・起業の支援	【(76,514)】	【(71,724)】	・スタートアップ集積・創出促進 ・ビジネス支援プラザ運営	・創業意欲の喚起や創業者の具体的な事業計画策定の支援、専門家による課題解決に加え、情報関連産業の創業者の集積を図る。 ・新たな産業や高付加価値型の産業を創出し、育成する拠点である長崎県ビジネス支援プラザの管理運営。	新産業創造課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
①女性の経済的地位の向上	家族の話し合いをベースとする家族経営協定等の普及と充実に努めるとともに、経営の法人化等を推進する。また、女性の認定農業者の拡大、女性の行う部門経営や農林水産業に関係する起業活動を支援する。	【1,053】	【1,053】	漁村グループ活動支援事業	各地区女性部が浜の魅力の保存・発見・活用を推進するための講習会や先進地視察等の活動や地域資源の活用などの起業の取組を支援する。	水産経営課
		【1,866】	【1,430】	女性農業者活躍支援事業	家族経営協定の締結推進と併せ、認定農業者の共同申請を推進する。 農業経営の課題解決活動や経営改善計画の見直し支援を行い、経営者としての自覚や経営意識の向上を図る。	農政課
		(13,407)	(29,077)	元気ある担い手アクション支援事業	認定農業者の個別経営指導や実践研修等を通じて女性認定農業者の拡大や経営体の育成強化を図るとともに法人化を目指す家族経営体への支援を行う。	農業経営課
(1)女性の経済的地位・向上と女性リーダーの育成促進	生産活動などの中心的役割を果たしている女性に対し、経営管理能力や栽培技術向上を図るための研修や交流の機会を拡充する。 また、農業士、漁業士等農山漁村の女性リーダーや商工業等自営業における女性リーダーの育成を促進する。	【20,686】	【21,186】	小規模事業経営改善普及事業(若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の経営能力や技術の向上を図る。	産業政策課
		【1,053】	【1,053】	漁村グループ活動支援事業	・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組み県漁協女性部連合会の活動を支援する。	水産経営課
		【1,866】	【1,430】	女性農業者活躍支援事業	農業経営の課題を解決するため、個別支援を行いながら、必要に応じて専門アドバイザーの派遣等を実施し、経営管理能力や、栽培技術向上を図る。	農政課
		(3,711)	(3,821)	地域循環型人材育成システム構築事業	農業高校生等の就業意欲喚起や青年農業者への組織活動支援、男女共同参画の推進、地域の農業振興などの役割を担う農業士の認定を行い、研修会等を通じた資質の向上により、女性を含めた地域農業リーダーの育成を図る。	農業経営課
③労働環境の整備促進	安全で快適な就業ができるよう、労働時間の適正化、休日の取得など労働条件の整備について啓発と指導を行う。 また、漁港等における誰もが働きやすい施設整備を推進する。	【20,686】	【21,186】	小規模事業経営改善普及事業(若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の労働条件の整備促進を図る。	産業政策課
		【1,053】	【1,053】	農山漁村における男女共同参画活動の推進	県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村女性が働きやすい環境づくりや、安全で快適な生活環境づくりに関する啓発活動等を推進する。	水産経営課
		(7,496,379)	(10,159,248)	水産基盤整備費農山漁村地域整備交付金(公共:漁港・漁村の基盤整備等)	漁業に従事する高齢者や女性にとっても安心して働くことができる漁港・漁村の環境を整えるため、潮位の干満に対応した浮桟橋や防風・防暑施設等の整備を推進する。	漁港漁場課
		【1,866】	【1,430】	女性農業者活躍支援事業	家族経営協定の推進を通して、労働条件の整備について改めて意識付けや指導を行う。	農政課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 4 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(2) 農水商工連携、6次産業化、地域間交流等への支援	①農水商工連携や6次産業化等への支援	【20,686】	【21,186】	小規模事業経営改善普及事業 (若手後継者等育成支援事業)	商工会女性部及び商工会議所女性会の研修や啓発活動への支援を通じて、女性の各種取組を支援する。	産業政策課
		0	(11,900)	長崎県農商工連携ファンド助成事業	県内の中小企業者等と農林漁業者が連携して行う新商品の開発や販路開拓などの取組を支援する。	企業振興課
		15,798	15,760	6次産業化ネットワーク推進事業	6次産業化の推進を行うサポートセンターを設置し、プランナー派遣による事業計画支援、商品開発及び販路拡大の支援を行うとともに、各地域での研修会等と併せて、市町等で開催される創業塾等との連携により、企業マインドをもつ人材の育成を図る。	農産加工流通課
	②地域間交流等への支援	(5,910)	(1,950)	農山村地域力向上支援事業 (H30までは未来につながるグリーン・ツーリズム発展事業)	農林漁業体験プログラムの充実や農林漁業体験民宿の開業支援の推進など、国内外の旅行者受け入れに向けた体制整備や、誘客につながる取組等を支援するとともに、関係機関と連携し県内外への情報発信や人材育成に取り組む。	農山村対策室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	①啓発と学習機会の充実 家庭生活や家庭教育における男女共同参画を促進するため、家族が互いに尊重し協力しあつて家事、育児、介護などに取り組むよう、啓発活動や生涯を通じた多様な学習機会の提供に努める。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 ・家庭における男女共同参画を女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援	男女参画・女性活躍推進室
		797	847	家庭教育支援対策推進事業費	①地域の人材で構成する家庭教育支援チームが家庭等を訪問し、学習機会、相談対応や情報提供を行う。 ②家庭教育支援のための子育て・親育ち講座「ながさきファミリープログラム」の普及	生涯学習課
		1,912	1,483	①PTA研修会 ②公立高等学校PTA研修会	①子育てや保護者のあり方、PTAのあり方などについて研修を深め、県内全地域でのPTA活動の活性化を図る。《県内6会場》 ②保護者と教師が一体となり、家庭・学校・地域の望ましい連携を構築するとともに、生徒の健全育成等について研修を深め、PTA活動の活性化を図る。《県内8会場》	生涯学習課
	②男性の家事・育児参画の促進 男性の家庭生活への参画は、男性の豊かな生活や自立促進及び少子化対策などにつながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図る。 また、男性の育児休業取得の促進や子育てと仕事の両立支援に先駆的な取組を行う中小企業への支援などにより、男性の家事・育児参画の取組に対する気運の醸成を図る。	【14,961】 【18,262】	【18,507】 【14,342】	・男女共同参画基本施策推進事業 ・企業における女性活躍推進事業 ・若者意識改革事業	・男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施 ・男性の家庭生活への参画を男女共同参画、女性活躍に向けた課題の一つと捉え、課題解決活動を支援 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、働き方改革に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、働き方改革ワールドカフェ、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、職場環境づくりアドバイザー育成等を行う。 ・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。	男女参画・女性活躍推進室
	0	0	仕事と子育ての両立に関する意識啓発	厚生労働大臣が認定する子育てサポート企業「くるみん」制度の普及・広報	こども未来課	
	【(10,512)】	【(5,157)】 【799】	・仕事と家庭の両立に関する意識啓発 ・職場環境づくりアドバイザーの派遣	・長崎労働局と連携し、事業主および労働者に対し、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現に向けた積極的な取組等を啓発する。 ・職場環境づくりアドバイザー(社会保険労務士等)による訪問指導を行い、事業所における産前産後休暇や育児休業、短時間勤務など働く女性の妊娠・出産に関わる保護に関する就業規則の規定の整備を含めた雇用・職場環境の改善を推進する。	雇用労働政策課 男女参画・女性活躍推進室	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
(2) 地域社会における男女共同参画の推進	①地域社会における男女共同参画の推進	(2,381)	(26,835)	・集落維持対策推進費	地域住民主体の集落維持に向けて、地域運営組織の立上げや小さな拠点づくりを進める市町の集落維持・活性化の取組を部局横断的に支援する。	地域づくり推進課	
		(25,660)	(27,210)	・NPOボランティア活動促進費	・NPO・ボランティア活動の中核的拠点である県民ボランティア活動支援センターにおいて、研修の機会とともに広く地域活動やボランティア活動の情報を提供 ・県社会福祉協議会が行うボランティア振興事業を支援することにより、身近なところでボランティア活動に関する相談の場や活動に参加する機会を提供	県民協働課	
		(10,824)	(7,000)	・ボランティア振興事業費			
		【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施	男女参画・女性活躍推進室	
	②女性リーダーの育成支援		【(25,660)】	【(27,210)】	NPOボランティア活動促進費	県民ボランティア活動支援センターにおいて、効果的な人材育成のため、県内全域で対象・目的別の研修を実施	県民協働課
			【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画週間等の機会をとらえて、センター職員や推進員等による出前講座や街頭啓発等を実施。	男女参画・女性活躍推進室
	③地域の女性団体等との連携及び支援		0	0	女性団体の支援	女性の社会参画を促進するため、県内の女性団体との連携及び情報交換等を行う。	男女参画・女性活躍推進室
			670	670	婦人会活動活性化事業	長崎県地域婦人団体連絡協議会が行う下記の取組を支援することにより、婦人会活動の活性化を図る。 ①運営委員会の実施 ②会員の「活動推進研修会」 ・リーダー研修 ・会員研修 ③「実践発表会」の実施 ④活動状況等の広報・啓発活動	生涯学習課
	④地域における実践的取組の推進		【1,086】	【1,088】	男女共同参画基本施策推進事業	県内8地域に設置した「地域活動促進会議」において、男女共同参画推進員やアドバイザー等が地域で推進活動をする際に必要なスキル等を学ぶ研修を実施。	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標 I あらゆる分野における女性の活躍

政策目標 5 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(3) 防災における男女共同参画の推進 ①男女共同参画の視点に立った防災対策の展開 ②避難場所等における配慮 ③防災現場への女性の進出促進	男女のニーズの違い等、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図る。	(447)	(357)	一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)	災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。	危機管理課
	避難場所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレ等について女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図る。	【(447)】	【(357)】	一般防災対策費(長崎県防災会議開催経費等)	災害対策基本法に基づき長崎県防災会議を開催し、県の地域防災計画の策定・修正を行う。なお、平成24年度に女性への配慮やプライバシーの確保など避難所の運営方針及び生活環境の確保について記述を加えた改定を行った。	危機管理課
		(47,280)	(47,280)	緊急災害救助費(災害救助法適用時の応急救助等に要する経費)	災害救助法に基づき避難場所等の設置をする場合、簡易間仕切り設備等による女性への配慮、プライバシーの確保に努める。	福祉保健課
男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められており、消防本部における女性職員の増加や女性の消防団への加入を促進する。	0	(2,442)	消防団活動充実強化事業	消防団員の確保と女性・若者の消防団への加入を促進し、消防団の組織強化を図ることにより、安全・安心な社会の実現を目指す。 ①消防団活動イメージアップ事業 ②大学生消防団加入促進事業 ③高校生消防団活動体験事業 ④消防団連携強化事業	消防保安室	

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

	基本計画	H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進	①暴力を防ぐための関係法令を適用しての厳正な対処 女性を取り巻く犯罪に対し、刑法、売春防止法、児童福祉法、配偶者暴力防止法、ストーカー規制法、児童買春・児童ポルノ法など、関係法令の厳正な運用を図り、暴力を許さない環境づくりを推進する。	9,416	9,406	女性をとりまく犯罪に対し、また、被害を防ぐために関係法令を適用しての厳正な対処	各種法令を適用し、事案に応じた最も妥当な警察措置を行う。	生活安全企画課 少年課 捜査第一課
	②相談窓口の周知 女性に対する暴力に関する県内における相談窓口について広く県民に周知を図る。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	相談カード・リーフレットを活用し相談窓口の設置について広く周知を図る。	男女参画・女性活躍推進室
		0	0	婦人保護事業	①ホームページ、リーフレットにより周知 ②内閣府事業「DVナビ」の活用	こども家庭課
		52	52	「性犯罪被害110番」の県民への周知	多様な機会を活用しての県民への周知	捜査第一課
	③意識啓発の推進 性犯罪、売買春、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力に対して、被害者の立場、プライバシーに配慮しながら、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、広く意識啓発に努める。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	DV・デートDV・JKビジネス等予防のための啓発資料作成を行い、ホームページや広報誌等を活用した啓発活動を実施する。	男女参画・女性活躍推進室
		1,453	1,453	婦人保護事業	①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ②大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ③社会人を対象としたDV予防教育の実施 ④児童養護施設等を対象としたDV予防教育	こども家庭課
	④女性を犯罪被害から守る対策の推進 また、つきまといや身近な人からの暴力などの被害を受けている女性に対しては、適切な相談対応や支援を実施し、犯罪被害の発生を防止するための措置について指導助言するなどの対策を推進する。	0	0	女性に対する暴力の予防・根絶に向けての意識啓発の推進	ストーカー、DV事案等の取扱い時に、被害者の意向やプライバシーに配慮しながら、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する防犯指導等を実施して当事者らの意識啓発を図るとともに、ホームページや広報誌等の広報媒体を活用した広報啓発活動を実施する。	生活安全企画課
		1,455 【4,645】	1,343 【4,725】	①女性の犯罪被害防止に向けたパトロール等街頭活動の強化 ②防犯意識の浸透を図るための防犯講話の実施 ③相談への適切な対応や支援の実施 ④声かけ・つきまとい事案等事件に発展するおそれのある前兆事案についての先制・予防的活動 ⑤関係機関との連携 ⑥インターネットの適切な利用に向けた啓発	①被害多発場所等へのパトロールを強化する。 ②犯罪被害の未然防止を図るため、大学生に対する防犯講話及び護身術訓練並びに地域住民に対する防犯講話を実施して、防犯意識の高揚を図る。 ③ストーカー、DV事案等に係る相談等に対しては、被害者に対する警察本部長等の援助(再被害防止のための監視警戒システムや携帯型緊急通報装置等装備資機材の貸出し・一時避難に係る宿泊料金の公費負担制度利用)、防犯指導・助言等を実施するとともに、事件化、加害者に対する指導警告等の保護対策を推進する。 ④性犯罪等重大事件に発展するおそれのある声掛け、つきまとい等の前兆事案については、行為者の検挙、指導・警告等の先制・予防的活動を推進する。 ⑤配偶者暴力相談支援センター等関係機関との情報共有に努め、相互の連携を強化し、適切な保護対策を推進する。 ⑥非行防止教室等により、インターネットの適切な利用の啓発を実施する。	生活安全企画課 少年課
	⑤女性に対する暴力についての実態把握 潜在化したり、個人的な問題として矮小化される傾向にある女性に対する様々な形態の暴力における相談実績を分析し、実態把握に努める。	0	0	婦人保護事業	①厚生労働省、内閣府への相談内容及び件数などの統計報告にかかる分析 ②こども・女性・障害者支援センター業務報告(相談内容及び件数など)による詳細分析	こども家庭課
		52,246	52,251	①相談・支援体制の充実による実態把握 ②DV被害者への支援を通じた実態把握	①ストーカー、DV事案等については、事案に対処する警察職員に対し、迅速、的確かつ組織的な対処等を随時指導・教養して警察本部及び警察署の相談・支援体制の整備充実を図るとともに、相談受理時、ストーカー、DV又は男女間トラブル事案に該当した場合には、全件受理してその実態を把握し、事件化、加害者に対する指導警告、被害者に対する支援等の保護対策を推進する。 ②被害者の意向に配慮しながら、事件化や加害者への指導警告、被害者に対する防犯指導や援助(住民票等の支援措置、行方不明者届の不受理等)等を積極的に実施する。	生活安全企画課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(2) 配偶者等からの暴力への対策の推進	①相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実	50,814	50,991	婦人保護事業	①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催 ③緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ④一時保護委託の拡充 ⑤同伴児童への支援 ⑥入所者の生活の向上 ⑦退所後の自立支援	こども家庭課
	②配偶者等からの暴力の防止のための啓発の実施	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	女性に対する暴力をなくす運動期間におけるDV・デートDV予防のための啓発資料作成を行い、広報誌・新聞等の広報媒体を活用し啓発活動を行う。	男女参画・女性活躍推進室
		【1,453】	【1,453】	婦人保護事業	①中学生や、高校生を対象としたDV予防教育の実施 ②大学生等を対象としたデートDV予防授業の実施 ③社会人を対象としたDV予防教育の実施 ④児童養護施設等を対象としたDV予防教育	こども家庭課
	③加害者更生のための対応の手法の研究	0	0	加害者更生のための対応の手法の研究	加害者更生のための国の研究や民間のプログラム実施団体等の取組について、情報収集を随時実施。	こども家庭課
	④関係機関の連携強化	【50,814】	【50,991】	婦人保護事業	①市町のDV対策基本計画策定及び配偶者暴力支援センター設置への働きかけと助言 ②婦人相談員の資質の向上のための研修会の開催 ③緊急時の安全の確保と同行支援の充実 ④一時保護委託の拡充 ⑤同伴児童への支援 ⑥入所者の生活の向上 ⑦退所後の自立支援	こども家庭課
	0	0	①DV対策等推進会議の効果的運用 ②配偶者暴力相談支援センターとの連携	①DV対策等推進会議において、関係機関・団体による総合的なDV対策の推進のための連絡・協議を実施する。 ②配偶者暴力相談支援センター等関係機関との緊密な連携、情報の共有化を図り、被害者保護対策を推進する。	生活安全企画課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標6 女性等に対するあらゆる暴力の根絶

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
(3) 性犯罪、性暴力等への対策の推進	①性犯罪被害者への配慮	女性警察官による事情聴取や電話相談を行うなど、被害女性に配慮した対応に努め、性犯罪の潜在化の防止を図る。	[132]	[52]	①被害者を出しやすい体制づくり ②「性犯罪被害110番」の活用 ③「性犯罪指定捜査員」の指定 ④産婦人科医会とのネットワーク構築	①被害者が安心して被害届を提出できるような体制を確立し、性犯罪の潜在化の防止を図る。 ②性犯罪被害対応専用の相談電話を設置しているが、24時間対応とし、相手の希望する性別の警察官を対応させることで、性犯罪の潜在化防止を図る。 ③被害者が女性警察官の対応を希望した場合に備え、各警察署の女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、対応に当たらせるとともに、指定捜査員の能力向上を図る。 ④医会とのネットワークの構築により、医会と警察が相互に理解と協力をもって、診察や証拠物件の採取等を実施することで、被害者の二次的被害を防止し、性犯罪の立証を図る。	捜査第一課
	②カウンセリングの充実	性犯罪被害者の心のケアの充実を図るため、精神的な被害についても的確に把握し、カウンセリングの専門知識を有する団体や民間被害者支援団体等との連携の強化に努めるとともに、臨床心理士の資格を取得した警察職員を部内カウンセラーとして運用し、被害直後から早期支援に従事させることで、性犯罪被害者の心身の負担軽減を図る。	1,422	1,342	①性犯罪被害者に対するカウンセラーの派遣 ②性犯罪被害者の経済的負担の軽減 ③長崎犯罪被害者支援センターとの連携 ④部内カウンセラーの技能向上に係る取組	①専門的カウンセリングが必要と認められる被害者について、部内の臨床心理士又は「長崎県臨床心理士会」に登録されたカウンセラーから適任者を選定して派遣する。 ②被害者が自ら精神科医又は臨床心理士によるカウンセリングを受診した場合における診療費又はカウンセリング費用の公費支出制度を運用し、被害者の経済的負担を軽減する。 ③犯罪被害者等早期援助団体「長崎犯罪被害者支援センター」との連携により専門的カウンセリングの充実を図る。 ④部内カウンセラーのカウンセリング技能向上のため、定期的にスーパーバイザーによる助言・指導を受け、性犯罪被害者へのカウンセリングの充実を図る。	広報相談課
	③性暴力被害者支援体制の充実	性暴力被害者を支援するための窓口を設置し、関係機関・団体との連携により総合的な支援を提供する体制の充実に努める。	9,656	9,257	犯罪被害者等支援事業	性暴力被害者支援「サポートながさき」を設置し、(公社)長崎犯罪被害者支援センターに業務を委託して、電話、面接相談のほか、付添支援、医療支援、法律相談、カウンセリングに関する支援を行う。	交通・地域安全課
(4) ストーカー行為等への対策の推進	①被害者の親族等の支援及び防犯対策	被害者の親族や支援者等についても、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、ストーカー行為として加害者への警告等を行うことにより、その親族等の保護に努める。	[4,645]	[4,725]	被害者の親族等の支援及び防犯対策	被害者のみならず、その親族等に対するパトロール等の警戒活動を行うとともに、110番通報者登録システムへの登録、携帯型緊急通報装置や監視警戒システムの貸出し、一時避難に係る宿泊料金の公費負担制度等による支援を行い、保護対策を推進する。	生活安全企画課
	②広報・啓発の推進	ストーカー行為の定義、ストーカー事案に関して警察がとりうる措置、ストーカー規制法上の保護対象等について、ホームページ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広く県民に啓発し、ストーカーの根絶に向けた意識高揚を図る。	0	0	広報・啓発の推進	ホームページや広報紙等、各種広報媒体を活用した情報発信及び防犯講話を通じて意識啓発を図るとともに、各種キャンペーン等を利用してストーカー事案等に関する啓発活動を推進する。	生活安全企画課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 生涯を通じた女性の健康支援	①女性の健康保持のための相談・指導の充実	1,945	1,949	健やか親子サポート事業	県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、身近な保健所において、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。	こども家庭課
	②子宮がん、乳がんの予防対策の実施	2,068	606	がん普及啓発事業	がん検診の受診促進のため、講演会・研修会の開催、ポスター・チラシ作成等の受診勧奨普及啓発活動を推進する。	国保・健康増進課
(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実	①妊娠・出産に係る女性への支援	1,362,781 うち再掲【1,945】	1,374,271 うち再掲【1,949】	①母子特定疾病対策事業 ②福祉医療費助成事業 ③母子保健専門強化事業 ④健やか親子21推進事業 ⑤児童虐待ゼロプロジェクト事業 ⑥健やか親子サポート事業 ⑦妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業 ⑧子ども子育て支援事業 ⑨小児慢性特定疾病対策総合事業 ⑩特定不妊治療費助成事業	①身体に障害のある児(育成医療)・未熟児(養育医療)に対し医療等の給付を行う。 ②乳幼児(0歳～就学前)、ひとり親家庭の親と子、寡婦等の医療費の一部を助成。 ③先天的な代謝異常等の早期発見、ATL(成人T細胞白血病)の感染防止等を行う。 ④障害を持つ児童、長期療養が必要な児童・保護者を対象に、相談指導、発達訓練等の支援を行うとともに、発達障害児(者)に対する支援体制の充実を図る。 ⑤産科医療機関と行政が連携して、妊娠期から早期に支援し、妊産婦の心身の安定を図り、児童虐待の予防につなげる。 ⑥各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施し、身近な保健所において、不妊を含めた相談に対応できる体制を作ることにより「健やか親子21」の推進を図る。 ⑦産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。 ⑧乳児家庭全戸訪問事業を行う市町及び乳児全戸訪問事業により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に、養育に関する相談等の支援を行う市町に補助を行う。 ⑨小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、医療費の給付等を行う。 ⑩不妊に悩む夫婦が増加する中、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	こども家庭課
	②周産期医療の充実	17,751	80,029	①周産期医療確保対策事業費(周産期母子医療センター運営事業) ②長崎県周産期医療検討委員会の開催 ③母体急変時の初期対応強化事業	①周産期母子医療センターの診療機能、病床数、及び医師、看護師等の確保や処遇改善を図るため、運営に係る補助を行うことで、地域における周産期医療体制の確保を図る。 ②周産期母子医療センターと、地域の産科病院・診療所や在宅医療体制等との機能分化・相互連携により、周産期医療を効果的に提供できるシステムの検討を行う。 ③周産期医療関係者に標準的な母体救命法を普及させることにより、効果的な母体救命システムの確立及び妊産婦への質の高い医療の提供を図る。	医療政策課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標7 生涯を通じた女性の健康支援

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
①HIV／エイズ、性感染症対策の推進 (3)健康をおびやかす問題への対策の推進	<p>性感染症は特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、感染予防のための啓発普及を学校・地域において関係機関と密接な連携のもと実施し、HIV／エイズ等に関する相談・検査体制の充実を図り、早期発見・早期治療に繋げ、感染拡大防止に取り組む。</p>	4,372	4,315	感染症予防事業	<p>県内保健所等において、HIV、クラミジア、梅毒の検査を実施し、早期発見・早期治療に繋げ、感染症拡大防止を推進している。エイズについては、6月の検査週間や12月1日の世界エイズデーを中心に予防及び検査のための啓発事業を展開する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット及び啓発グッズ等の配布 ・保健所による学校へのエイズ等性感染症予防講話の実施 ・県内全保健所によるHIV・クラミジア・梅毒検査の実施 ・長崎市内医療機関を利用したHIV休日・夜間検査の実施 	医療政策課
	<p>喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行う。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努める。また、受動喫煙防止を図るため家庭や職場をはじめ、公共の場など不特定多数の者が利用する施設の禁煙・分煙対策を推進する。</p>	(637)	(9,542)	たばこ・飲酒対策事業(健康ながさき21推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所やメディアを通じたたばこ・飲酒対策に係る啓発 ・健康増進法の一部を改正する法律により多数のものが利用する施設においては原則屋内禁煙となるため、説明会の開催、広報誌等で広く普及啓発を行う。 	国保・健康増進課
②喫煙、飲酒対策の推進	<p>喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行う。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努める。また、受動喫煙防止を図るため家庭や職場をはじめ、公共の場など不特定多数の者が利用する施設の禁煙・分煙対策を推進する。</p>	【1,945】	【1,949】	健やか親子サポート事業	<p>県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。</p> <p>また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。</p>	こども家庭課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
①自立援助の促進 ②相談援助体制の充実 ③公営住宅への優先入居及び公営住宅と社会福祉施設の一体的整備の推進	子育てと生活の担い手という二重の役割を一人で担わなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活支援、就労支援、養育費確保の推進及び経済的支援等ひとり親の状況に応じたきめ細かな支援を市町及び関係機関と連携を図りながら、自立を促進し、男性、女性のそれぞれがもつ特有の困難を克服できるよう支援する。	930,030	1,060,414	母子福祉対策事業 ・児童扶養手当等給付 ・母子父子寡婦福祉資金貸付	①母子・父子自立支援プログラム策定事業 ②ひとり親家庭等自立促進センター事業 ③給付金事業 ④児童扶養手当の給付 ⑤母子父子寡婦福祉資金の貸付 ⑥ひとり親高等職業訓練促進資金貸付事業	こども家庭課
	ホームページ等による情報提供や母子自立支援員等による相談支援体制の充実を図るとともに、ハローワーク等他機関との連携による就労情報の提供を行う。また、ひとり親同士のネットワークづくりや母子会活動の活性化等により、身近な地域において、男女それぞれの事情に応じて総合的に相談支援する体制を推進する。	17,563	17,443	母子福祉対策費	①母子・父子自立支援員の設置 ②ひとり親家庭等生活向上事業 ③ひとり親家庭等日常生活支援事業 ④長崎県母子寡婦福祉連合会運営費補助 ⑤ひとり親家庭指導者人材育成事業補助	こども家庭課
	ひとり親世帯向け住宅への優先入居等の推進や、地域の実情を踏まえ、公営住宅と社会福祉施設(保育所等)の一体的整備を推進するなど公営住宅の居住性の向上を図る。	0	0	公営住宅への優先入居	・ひとり親世帯向け住宅の優先入居等の実施 ・福祉部局との協議により、公営住宅建設(建替)事業における社会福祉施設の一体的整備の予定はなし	住宅課

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標8 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
(2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	① 貧困を抱えた人への支援	生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援の体制を整備する。 子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進する。	(54,812)	(56,286)	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業及び子どもの学習・生活支援事業等の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じ、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図る。	福祉保健課
		子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進する。	(3,000)	(3,000)	児童措置費	児童養護施設等入所児童の大学等進学を支援するため、高校在学中の学習塾費用を助成する。	こども家庭課
	② 高齢者の自立支援	高齢者が地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して送れるよう、就労支援や生活環境整備、必要な支援・サービスなどの提供に努める。	(66,403)	(65,857)	老人クラブ等育成費	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブ及び老人クラブ連合会に対して助成を行うことにより、活動の活性化を図り、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進し、老人福祉の増進を図る。	長寿社会課
			(8,220)	(8,222)	県シルバー人材センター連合会の支援	シルバー事業のPR強化や新たな就業分野開拓のための会員の資質・能力向上などについて、各シルバー人材センターへの支援・指導を行う県シルバー人材センター連合会に対して支援することにより、県内のシルバー事業の拡大・充実を推進する。	雇用労働政策課
			(1,206,162)	(1,405,280)	・高齢者向け優良賃貸住宅への家賃補助 ・県営住宅におけるバリアフリーの推進	・国の制度に基づく、民間建設型のバリアフリー化など一定の整備基準を満足した高齢者向け優良賃貸住宅への家賃の補助。 ・県営住宅の建替や改善工事を実施し、バリアフリー化を推進する。	住宅課
	③ 障害のある人への支援	障害のある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障害のある人に対する差別を禁止するとともに、障害や障害のある人に対する理解促進および建築物・道路等のバリアフリー化など、各種施策を総合的に推進する。	(1,626)	(1,746)	ユニバーサルデザインの普及啓発	「長崎県福祉のまちづくり推進協議会」の開催や、ユニバーサルデザイン物品貸し出し事業を行うなど、ユニバーサルデザインの普及啓発を推進する。	福祉保健課
			(5,546)	(5,551)	① 障害者芸術祭開催助成事業 ② 障害者理解促進事業	① 障害者週間(12/3～9)にちなんで開催される障害者芸術祭に対し助成を行い、障害者の文化・芸術活動の振興、社会への積極的な参加の促進と障害に対する理解促進を図る。 ② 内閣府との共催で、障害者週間に関する作文及びポスターを募集し、障害のある方達への理解を促進する。	障害福祉課
	④ 性的指向や性同一性障害への理解促進	性的指向や性同一性障害などを理由とする偏見や差別をなくしていくため、人権教育・啓発活動による理解促進を図る。	(39,293)	(37,708)	各種講演会、研修会、イベント等の実施による性的マイノリティの理解促進	県民、企業、人権教育指導者等を対象に、各種講演会、研修会、イベント等を通じて、性的マイノリティの存在を正しく理解し、性に対する多様なあり方への理解を深めてもらう。 また、長崎大学等と連携した「LGBTフォーラム」の開催や性的少数者に関する実態調査の実施、啓発ハンドブックを作成する。	人権・同和対策課
			義務教育課(1,847) 高校教育課0 特別支援教育課0	義務教育課(3,180) 高校教育課0 特別支援教育課0	人権・同和教育啓発活動事業	性的指向や性同一性障害等に関する内容を含め、学校における偏見や差別解消に向けた具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標9 男女共同参画の実現に向けた支援基盤の整備

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 子育て支援策の充実	①仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実	2,351,155	2,281,727	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所緊急整備事業 ・認定こども園推進事業 ・認定こども園整備事業 ・私立幼稚園預かり保育推進事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・放課後児童クラブ支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所(公立を除く)の施設整備に対し補助を行う。 ・職員の資質向上のための研修会の開催などにより、認定こども園の設置の促進及びその質の向上を図る。 ・幼保連携型の幼稚園、又は幼保連携型の要件を満たす保育所型の幼稚園機能部分若しくは幼稚園型の施設整備に対し補助を行う。 ・私立幼稚園が教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる保育事業に対し補助を行い、子育てを支援する。 ・保護者の傷病や災害等により、また、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するため、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり必要な保護を行う。 ・民間保育所が開所時間を超えた保育に取り組む場合に補助を行う。 ・病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う場合に補助を行う。 ・仕事等で保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や長期休業日等に、児童館や学校の余裕教室等を利用して生活の場、遊びの場を与え、健全育成を図る。 ・母子家庭等の放課後児童クラブの利用料補助等を行う。 	こども未来課
	②すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実	260,685	264,493	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・利用者支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。 ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりや、一人親家庭等の支援など多様なニーズへの対応を図る。 ・子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の地域子育て支援の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。 	こども未来課
	③公共施設等への「多目的トイレ」の設置の推進	(1,626)	(1,746)	「長崎県福祉のまちづくり条例」の推進	公共施設等の特定生活関連施設の新築等をする者は、「長崎県福祉のまちづくり条例」で定めた整備基準に適合することとなり、今後引き続き、設置事業者等に対して多目的トイレの設置など、バリアフリー化への理解を求めていく。	福祉保健課
(2) 介護支援策の充実	①介護支援策の充実	1,237,786 (507,897)	1,230,411	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援事業交付金 ・地域密着型施設整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が実施する地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業等)を財政面において支援することにより、各種事業の円滑な展開を図るもの。 ・介護サービスの施設・設備の整備を行う。 	長寿社会課
(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実	①男女共同参画に関する相談体制の充実	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	県男女共同参画推進センター「きりりあ」における一般相談・男性相談体制の充実(関係機関との連携を含む)	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)	
(1) 学校における教育・学習の充実	①学校における男女平等教育の推進	学校において、児童生徒の発達段階に応じ、教材等に適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点を置いた教育を行う。 また、必要に応じて関係団体等と連携し、男女平等教育の充実を図る。	義務教育課 【(1,847)】 高校教育課 0	義務教育課 【(3,180)】 高校教育課 0	①人権・同和教育啓発活動事業 ②人権教育研究校の指定 (文部科学省指定)	学校における人権教育の具体的実践及び研修推進のための教師用参考資料「人権教育をすすめるために」の活用を図る。 ・人権意識を培うための教育の在り方や人権教育に関する指導方法等の改善・充実のため、幅広い視点から日常の学校教育活動の中での実践的研究を行う。	義務教育課 高校教育課
	②教職員の研修の充実	教職員対象の研修会等の充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。	義務教育課 【1,847】 高校教育課 0	義務教育課 0 高校教育課 0	地区別人権教育研修会	人権教育の広がりと深まりを目指し、体験的参加型学習の手法を取り入れ人権教育の在り方や重要性、基本的認識についての地区別研修を隔年実施。	教職員課 義務教育課 高校教育課
	③家庭科教育の充実	家庭科教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実に努める。	義務教育課 0 高校教育課 0	義務教育課 0 高校教育課 0	家庭科教育による男女平等意識の醸成	小学校・高等学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における「家庭生活」に関する学習において、男女平等意識の醸成を図る。	義務教育課 高校教育課
	④生涯を見通したキャリア教育の推進	進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童生徒一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、児童・生徒・学生が性別にとらわれず自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図る。	【812】 【18,262】	 【14,342】	・若者意識改革事業 ・企業における女性活躍推進事業	・県内大学生を対象に、自身のキャリアデザインやワーク・ライフ・バランス等を考える機会を設けることで、継続就業や仕事と家庭の両立などについての若者の意識啓発を図る。 ・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する学生向けセミナーを実施	男女参画・女性活躍推進室
	⑤児童生徒の多様な進路選択のための支援	理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。	義務教育課 【(612)】 高校教育課 0	義務教育課 【(2,688)】 高校教育課 0	・長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業(H30終了) ・ふるさとを活性化させるキャリア教育充実事業(R1新規) ・キャリア教育の充実と積極的な推進	・子どもたちが「あの人のようになりたい」「あの人のような生き方がしたい」といった「夢・憧れ・志」を抱くことのできる教育環境の整備と応援体制の構築を図る。(H30終了) ・研究指定校に指定した中学校の生徒が地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等に取り組む職業体験学習を実施・検証し、本県の将来を担おうとする実践力を育む職業体験学習プログラムの開発・普及を図る。(R1新規) ・子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、学校の教育活動全般を通してキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。	義務教育課 高校教育課
⑥児童生徒の多様な進路選択のための支援	理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるよう、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していく。	義務教育課 【(612)】 高校教育課 0	義務教育課 【(2,688)】 高校教育課 0	・長崎っ子の「夢・憧れ・志」を育む環境整備事業(H30終了) ・ふるさとを活性化させるキャリア教育充実事業(R1新規) ・キャリア教育の充実と積極的な推進	・子どもたちが自己のよさや可能性に気づき、夢や希望を持ち、その実現に向けて努力していくことができるよう、発達段階に応じた適切な情報提供を行うとともに、学校の教育活動全般を通してキャリア教育の充実と積極的な推進を図る。(H30終了) ・研究指定校に指定した中学校の生徒が地元企業等の協力を得ながら仮想会社設立等に取り組む職業体験学習を実施・検証し、本県の将来を担おうとする実践力を育む職業体験学習プログラムの開発・普及を図る。(R1新規) ・様々な職種や学部・学科等に関する情報を適切に提供し、生徒一人ひとりの適性や希望に応じた、きめ細かな指導を行うなど、進路指導の充実を図る。	義務教育課 高校教育課	

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標10 教育を通じた男女共同参画の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(2) 適切な性教育の実施	①適切な性教育の実施 思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるよう、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。 学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的知識や生命の大切さ、人間尊重や男女平等に基づく正しい異性観などについて、発達段階に応じ適切に実施する。また、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識(妊娠適齢期など)を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組む。	【1,945】	【1,949】	健やか親子サポート事業	県立保健所において、思春期の健全な母性、父性の育成並びに妊娠、出産、子育て、更年期等各ライフステージに応じて適切な自己管理ができるよう健康教育を実施するとともに、思春期等の相談に対応できる体制の推進を図る。 また、市町が妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する体制を整備するため、市町を対象とした連絡調整会議、保健師等の専門職への研修を行う。	子ども家庭課
		【1,255】	【1,270】	妊産婦等相談支援ネットワーク構築事業	産科・精神科・小児科・行政の関係機関が連携することにより、妊娠中から支援を要する妊婦を早期に把握し、フォローアップする体制を構築するとともに、児童虐待の予防及び早期発見につなげていく。また、高校生向けの健やかな妊娠・出産サポートブックを作成・配布する。	子ども家庭課
		2,142	1,498	・学校保健総合支援事業	産婦人科医や助産師による性教育に関する教職員への指導助言、講話や講演、保護者、児童生徒への保健相談を行う等、子どもの現代的な健康課題に対応するために、学校や家庭を中心に地域の関係機関との連携を強化した組織体制づくりを推進している。(H24～) 従来からのエイズ・性感染症等の課題に加え、妊娠・出産適齢期等の医学的・科学的に正しい知識を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に向けた教職員研修を開催している。(H28～)	体育保健課
(3) 配偶者等からの暴力防止のための学校における予防教育の実施	①配偶者等からの暴力の防止のための学校における予防教育の実施 学校におけるDV予防教育の実施や、教職員に対する研修の充実に努める。	【958】	【958】	婦人保護事業	中学生、高校生を対象としたDV予防教育を実施	子ども家庭課
		義務教育課【(1,847)】 高校教育課0	義務教育課【(3,180)】 高校教育課0	・学校教育における人権教育の推進 ・地区別人権教育研修会	・教育活動全体を通じて「自分の人権を守り、他者の人権を守る意識・意欲・態度」を育むため、人権に関する知的理解と人権感覚の関連を図った人権教育を推進する。 ・人権教育の一環として、専門家を招いた講義や講演等を計画的に実施し、DV予防等を含めた人権教育の充実に努める。 ・教職員を対象とした「地区別人権教育研修会」を隔年で実施(H30実施)。	義務教育課 高校教育課
(4) 子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進	①有害環境浄化の推進 子どもたちの大切な命を守り、健全な育成を図るため、携帯電話やインターネット上の有害情報をはじめ、子どもたちを取り巻く有害なメディア環境の浄化を推進する。	1,387	1,655	・メディア安全指導員養成事業	・子どもたちを取り巻く、携帯電話等インターネットや携帯型ゲームなどのメディアの現状、危険性や対処法を地域で指導できる人材を養成する。	子ども未来課

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
①多様な媒体・機会や各種団体等との連携を活用した啓発活動の充実強化	男女共同参画に関する理解が深まるよう広報紙やテレビ、ラジオ、ホームページなどあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開する。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	・情報誌やラジオ番組、ホームページの活用、センター職員による出前講座などあらゆる機会をとらえた啓発を実施 ・「男女共同参画週間」に県庁来庁者への啓発を実施 ・男女共同参画推進員等による地域における啓発活動を支援 ・「つながるフェスタin県庁」において啓発を実施	男女参画・女性活躍推進室
	また「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」、「男女雇用機会均等週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」など多様な機会を活用するとともに、市町、企業、女性団体、NPOなど各種団体等と連携・協働を行いながら、啓発対象、内容や方法などについて工夫し、効果的な啓発を図る。	(29,800)	(28,266)	「人権週間」等における啓発	人権啓発イベント等や県人権教育啓発センターにおいて、男女共同参画のリーフレットを配布するなどの啓発を実施する。	人権・同和対策課
		0	0	市町、関係団体等との情報共有	市町、関係団体等へ入手した様々な情報を提供している。	こども家庭課
		【1,053】	【1,053】	漁村グループ活動支援事業	・県漁協女性部連合会と連携しながら、漁村における男女共同参画社会づくりの啓発を進める。 ・漁協女性部の各種活動に対する理解を深めるため、漁協役員、青壮年部等との対話に取り組む県漁協女性部連合会の活動を支援する。	水産経営課
		【1,866】	【1,430】	女性農業者活躍支援事業	・県内で活躍する女性農業者を刊行物やホームページで広く周知する。 ・女性農業者を対象とした研修会等で講演や情報提供による啓発活動を実施する。 ・県のホームページ等を活用し、全国の女性農業者の活動事例や男女共同参画に関するセミナー等の情報提供を行う。	農政課
②学習機会の充実、研修の実施	男女共同参画を推進するため、県内市町のモデルとなるような先駆的な講座や研修会等を開催する。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	県男女共同参画推進センター「きりりあ」が中心となり、県内市町のモデルとなるような講座や研修会等を開催 また、教育行政など関係機関と連携し、男女の人権の尊重や男女共同参画の理解促進のためのセミナーを実施	男女参画・女性活躍推進室
	また、市町、地域、ながさき県民大学などにおいて広く出前講座を実施し、県内における学習機会の充実を図る。	(6,628)	(5,616)	ながさき県民大学事業	県及び市町、大学・短大、民間教育事業者等で実施している生涯学習に関する事業を体系化し、県民に学習機会を効果的に提供するとともに、学習成果を適正に評価することにより、県民の学習意欲を高め、地域における生涯学習の一層の推進を図る。	生涯学習課
(1)わかりやすい広報・啓発活動の推進	③情報の収集及び提供	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	・国や事業者、関係団体からの情報、県内各地の男女共同参画推進員からの情報、九州各県や市町男女センター等からの情報収集を実施 ・センター情報誌、ラジオ番組、HP、推進員への情報提供などを通じて情報発信 ・センターライブラリーの充実(H31.4.1現在、書籍1,494冊・ビデオ類64本)	男女参画・女性活躍推進室
	④調査・研究の実施	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	関係機関や男女共同参画推進員等と連携し、男女共同参画を推進していくうえでの地域課題等に関する情報を収集	男女参画・女性活躍推進室
	⑤県内市町・大学等の男女共同参画推進センターとの連携	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	・県内男女共同参画推進センター間の情報交換会を実施 ・男女共同参画週間等の機会を活用し、県内の男女共同参画推進センター等との連携による啓発活動等を企画・実施	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

政策目標11 意識改革に向けた啓発・普及の推進

	基本計画	H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
⑥長崎県男女共同参画推進員等による啓発活動の促進	長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーを活用して、地域に密着した啓発活動を促進する。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	男女共同参画推進員やアドバイザーが市町と連携し、ケーブルテレビ・広報誌等を活用した啓発活動を実施。	男女参画・女性活躍推進室
⑦県における研修及び広報・啓発活動の推進	県職員対象の研修会等を充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図る。また、行政が作成する広報・刊行物については、男女共同参画の視点に十分に配慮するとともに、県が実施する意識調査、アンケート調査の企画や結果の表し方等については、男女間の意識や格差の現状を客観的に把握するように配慮し、必要に応じて男女別データを表示して公表する。	(83,253)	(79,917)	県新規採用職員を対象とした研修の実施	新規採用職員を対象に男女共同参画社会についての研修を実施する。	新行政推進室
		71,235	71,224	全世帯広報誌発行事業	全世帯広報誌など、行政が作成又は実施する広報・刊行物等においては、男女共同参画の視点に十分に配慮する。	広報課
		0	0	・県職員に対する研修の実施 ・行政が作成する広報・刊行物への配慮	・新規採用職員研修において男女共同参画についての理解促進のための講義を実施 ・国の「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知を図るとともに、行政が作成する広報・刊行物の内容について、男女共同参画の視点に立った表現に配慮されているかを確認	男女参画・女性活躍推進室
⑧市町等における研修機会の充実	男女共同参画社会についての適切な理解促進のため、市町等が実施する研修を支援する。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業	市町等が実施する研修会への講師派遣(センター職員・推進員等の派遣)	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画		H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(1) 県における推進体制の充実	①男女共同参画推進会議の運営	0	0	長崎県男女共同参画推進会議の運営	男女共同参画推進会議により、計画の進捗状況を把握するとともに、県の審議会等委員における女性の登用を促進	男女参画・女性活躍推進室
	②男女共同参画審議会の運営	788	792	男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営)	男女共同参画審議会を開催し、計画の進捗状況を報告するとともに、計画の推進に対する意見を聴取	男女参画・女性活躍推進室
	③男女共同参画推進センターの運営	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業費	男女共同参画推進センター「きらりあ」において、一般相談・男性相談、情報誌発行、啓発事業(街頭啓発や出前講座等)、県内センターとの連携事業(啓発活動等)などを実施	男女参画・女性活躍推進室
	④男女共同参画推進員等との連携	【1,974】	【1,944】	男女共同参画基本施策推進事業費(推進体制の構築)	県内に推進員23名・アドバイザー16名を委嘱し、男女共同参画を推進する各自の活動を支援するとともに、県内8地域の男女共同参画地域活動促進会議において、市町と推進員・アドバイザーとが連携した普及啓発・課題解決活動を支援	男女参画・女性活躍推進室
	⑤計画の着実な実施と進捗管理	【788】	【792】	男女共同参画基本施策推進事業費(男女共同参画審議会の運営)	・「長崎県の男女共同参画の現状と施策」の発行 ・長崎県男女共同参画審議会での検討・評価と協議内容の公表	男女参画・女性活躍推進室

2 「第3次長崎県男女共同参画基本計画」施策体系別事業の概要及び事業費

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標12 推進体制の整備・強化

基本計画	H30予算	R1予算	事業名・取組名	事業・取組の概要	担当課(室)
(2) 市町における推進体制の整備 市町における推進体制等の整備が促進されるよう、市町が行う職員のための研修会の開催、情報の提供、人材養成への支援や、男女共同参画推進員及びアドバイザーを通じた啓発等を行っていく。	【14,961】	【18,507】	男女共同参画基本施策推進事業費	・男女共同参画推進員・アドバイザー及び市町職員向けの研修会の実施 ・市町等が実施する研修会への講師派遣	男女参画・女性活躍推進室
(3) 女性の活躍推進に関する推進体制の充実 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」における協議会の役割を担う組織として官民一体の組織「ながさき女性活躍推進会議」を位置づけ、企業等の会員加入を促進するとともに、産学官の連携を図りながら、働きやすい職場環境の整備や女性の登用などを推進する。	【18,262】	【14,342】	企業における女性活躍推進事業	・ながさき女性活躍推進会議と連携し、女性の活躍推進に関する経営者等向けセミナー、優良企業表彰、イクボス養成セミナー、企業向け地域別説明会・個別相談会、女性活躍推進アドバイザー派遣等を実施 ・女性中間管理職向けの講座を実施し、女性職員のスキルアップを支援	男女参画・女性活躍推進室

予算額について

注1:当初予算額を記載。

注2:男女関連予算のみの積算が困難なものは、事業費予算総額を()書きで記載。

注3:再掲は【 】書きで記載。

注4:予算額単位:千円

Ⅲ 市町における取組状況

1 男女共同参画に関する条例制定状況

市 町 名	条 例 名 称	施行年月日
長 崎 市	長 崎 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H14.10.1
佐 世 保 市	佐 世 保 市 男 女 共 同 参 画 に よ る ま ち づ くり 条 例	H18.3.2
諫 早 市	諫 早 市 男 女 共 同 参 画 推 進 条 例	H25.7.1
西 海 市	西 海 市 男 女 共 同 参 画 推 進 審 議 会 条 例	H19.4.1

2 男女共同参画計画等の策定状況(13市5町で策定済み)

市 町 名	計画等名称	計画期間	行政連絡会議等	懇話会等
長 崎 市	第2次長崎市男女共同参画計画	H23.5～R2	男女共同参画推進本部	男女共同参画審議会
佐 世 保 市	第3次佐世保市男女共同参画計画	H30～R4	男女共同参画推進会議	男女共同参画審議会
島 原 市	第2次島原市男女共同参画計画	H27～R1	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画推進懇話会
諫 早 市	第3次諫早市男女共同参画計画	H30～R9	男女共同参画庁内推進委員会	男女共同参画審議会
大 村 市	第4期おおむら男女共同参画プラン	H30.1～R3	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画懇話会
平 戸 市	平戸市男女共同参画計画	H28～R2		男女共同参画推進協議会
松 浦 市	第3次松浦市男女共同参画計画	H29～R3		男女共同参画推進懇話会
対 馬 市	第3次対馬市男女共同参画計画	H29.3～R3.2		男女共同参画推進懇話会
壱 岐 市	第2次壱岐市男女共同参画基本計画	H29～R8	男女共同参画庁内推進本部	男女共同参画推進懇話会
五 島 市	第3次五島市男女共同参画計画	H29～R3	男女共同参画推進委員会	男女共同参画審議会
西 海 市	第2次西海市男女共同参画基本計画	H30～R9	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画推進審議会
雲 仙 市	第3次雲仙市男女共同参画計画	H30～R3	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画懇話会
南 島 原 市	第3次南島原市男女共同参画計画	H30～R4	男女共同参画庁内推進会議	男女共同参画推進懇話会
長 与 町	長与町第3次男女共同参画計画	H30～H34	男女共同参画推進会議	男女共同参画推進委員会
東 彼 杵 町				
川 棚 町				
時 津 町	第2次時津町男女共同参画計画	H27～R1	男女共同参画推進本部	男女共同参画推進懇話会
波 佐 見 町	第2次波佐見町男女共同参画計画	H30～R4		男女共同参画計画策定委員会
小 値 賀 町				
佐 々 町	第2次佐々町男女共同参画計画	H29～R3	男女共同参画推進会議	男女共同参画懇話会
新 上 五 島 町	新上五島町第3次男女共同参画基本計画	R1～R5	庁内課長会議	男女共同参画基本計画策定委員会

3 男女共同参画センターの設置状況

市 町 名	名 称	所在地 電話番号	設置年月	管理運営主体
長 崎 市	男女共同参画推進センター 「ア マ ラ ン ス」	長崎市魚の町5-1 095-826-0018	平成14年10月	(指定管理者) 株式会社NBCソニア
佐 世 保 市	男女共同参画推進センター 「ス ピ カ」	佐世保市三浦町2-3 0956-23-3828	平成13年3月	佐 世 保 市
諫 早 市	男女共同参画推進センター 「ひ と ・ ひ と」	諫早市高城町5-25 0957-24-1580	平成16年11月	諫 早 市
大 村 市	男女共同参画推進センター 「ハ ー ト パ ル」	大村市本町458-2 0957-54-8715	平成13年1月	大 村 市
雲 仙 市	男女共同参画センター	雲仙市吾妻町牛口名714 0957-38-3111	平成19年4月	雲 仙 市

注:平成31年4月1日現在

4 市町審議会等女性登用率調

市 (区) 町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値 (目標を設定している市町のみ記入)						地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況					地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況					管理職の在職状況						
	目標値 (%)	目標年度	審議会等 数	うち 女性 を含む 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比率 (%)	審議会等 数	うち 女性 を含む 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比率 (%)	委員会等 数	うち 女性 を含む 委員 数	総委員 数	うち 女性 委員 等 数	女性 比率 (%)	管理職 総数	うち 女性 管理 職 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		
																					管理職 総数	うち 女性 管理 職 数	女性 比率 (%)
長崎市	40	令和2年度	121	100	1,379	308	22.3	99	81	1,379	308	22.3	6	2	65	6	9.2	241	30	12.4	163	27	16.6
佐世保市	40	令和4年度	73	65	798	229	28.7	74	66	1,035	249	24.1	6	2	55	3	5.5	225	25	11.1	170	13	7.6
島原市								32	22	403	69	17.1	6	4	34	5	14.7	36	2	5.6	31	2	6.5
諫早市	37.5	令和4年度	35	33	489	169	34.6	24	24	378	129	34.1	6	5	37	6	16.2	109	8	7.3	94	6	6.4
大村市	35	令和3年度	80	72	1,026	255	24.9	44	41	599	144	24.0	6	4	56	8	14.3	88	13	14.8	88	13	14.8
平戸市	30	令和3年度	46	46	675	203	30.1	47	38	688	132	19.2	6	4	38	5	13.2	91	18	19.8	60	7	11.7
松浦市	30	令和3年度	55	41	788	206	26.1	25	20	329	81	24.6	5	2	35	4	11.4	33	6	18.2	25	5	20.0
対馬市	20	令和3年度	21	19	448	99	22.1	21	19	448	99	22.1	5	2	29	4	13.8	76	6	7.9	55	6	10.9
壱岐市	30	令和8年度	53	30	593	106	17.9	50	30	558	102	18.3	5	3	34	4	11.8	62	8	12.9	45	2	4.4
五島市	25	令和3年度	58	46	972	220	22.6	58	46	972	220	22.6	6	3	35	4	11.4	45	1	2.2	35	1	2.9
西海市	30	令和9年度	30	24	431	100	23.2	30	24	432	100	23.1	5	2	36	3	8.3	47	7	14.9	33	3	9.1
雲仙市	32	令和3年度	31	26	419	96	22.9	31	25	419	96	22.9	5	2	32	3	9.4	79	11	13.9	79	11	13.9
南島原市	33	令和4年度	45	44	645	124	19.2	34	30	484	95	19.6	5	2	62	3	4.8	57	2	3.5	57	2	3.5
市計			648	546	8,663	2,115	24.4	569	466	8,124	1,824	22.5	72	37	548	58	10.6	1,189	137	11.5	935	98	10.5
長与町	40	令和4年度	40	37	473	163	34.5	35	33	448	155	34.6	5	4	25	8	32.0	37	9	24.3	37	9	24.3
時津町								33	29	363	113	31.1	5	3	24	5	20.8	27	3	11.1	21	2	9.5
東彼杵町								9	7	117	20	17.1	5	4	26	6	23.1	12	0	0.0	12	0	0.0
川棚町								15	13	170	23	13.5	5	3	26	5	19.2	12	1	8.3	10	1	10.0
波佐見町								21	16	221	44	19.9	5	3	26	5	19.2	13	1	7.7	11	1	9.1
小値賀町								13	8	110	17	15.5	5	2	31	5	16.1	10	0	0.0	9	0	0.0
佐々町	30	令和2年度	21	16	205	49	23.9	21	16	206	49	23.8	5	3	26	5	19.2	12	0	0.0	10	0	0.0
新上五島町	35	令和4年度	27	25	373	86	23.1	27	25	373	86	23.1	5	2	40	9	22.5	30	2	6.7	23	1	4.3
町計			88	78	1,051	298	28.4	174	147	2,008	507	25.2	40	24	224	48	21.4	153	16	10.5	133	14	10.5
合計			736	624	9,714	2,413	24.8	743	613	10,132	2,331	23.0	112	61	772	106	13.7	1,342	153	11.4	1,068	112	10.5

※数値は令和元年12月調査現在

5 市町議会における女性議員数調

市 町 名	議 員 数(平成29年12月31日現在)			議 員 数(平成30年12月31日現在)		
	総 数	女性議員	女性議員の割合(%)	総 数	女性議員	女性議員の割合(%)
長 崎 市	39	2	5.1	38	2	5.3
佐 世 保 市	32	1	3.1	31	1	3.2
島 原 市	19	1	5.3	18	1	5.6
諫 早 市	30	4	13.3	30	4	13.3
大 村 市	23	2	8.7	23	2	8.7
平 戸 市	18	0	0.0	18	0	0.0
松 浦 市	18	2	11.1	16	2	12.5
対 馬 市	19	1	5.3	19	1	5.3
壱 岐 市	16	0	0.0	15	0	0.0
五 島 市	20	2	10.0	20	2	10.0
西 海 市	18	1	5.6	18	1	5.6
雲 仙 市	19	0	0.0	19	0	0.0
南 島 原 市	21	1	4.8	19	1	5.3
市 計	292	17	5.8	284	17	6.0
長 与 町	16	4	25.0	16	4	25.0
時 津 町	16	2	12.5	16	2	12.5
東 彼 杵 町	11	0	0.0	11	0	0.0
川 棚 町	14	1	7.1	13	1	7.7
波 佐 見 町	14	1	7.1	14	1	7.1
小 値 賀 町	8	0	0.0	8	0	0.0
佐 々 町	10	0	0.0	10	0	0.0
新 上 五 島 町	16	3	18.8	16	3	18.8
町 計	105	11	10.5	104	11	10.6
合 計	397	28	7.1	388	28	7.2

資料:総務省「地方議会の議員及び長の所属党派別人員調」

IV 参 考 资 料

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号
同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条～第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条～第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条～第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要

な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（略）

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

（以下略）

長崎県男女共同参画推進条例

(平成14年3月27日長崎県条例第10号)

改正 平成15年10月14日条例第59号

目次
前文
第1章 総則(第1条～第6条)
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第7条～第16条)
第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限(第17条～第19条)
第4章 長崎県男女共同参画審議会(第20条)
第5章 雑則(第21条)
附則

男性と女性のお互いの基本的人権が尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられている。

少子高齢化の進展が著しい長崎県においては、課題達成はより緊急なものとなっているが、現状では、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会における制度又は慣行は依然として存在し、政策及び方針の決定過程への女性の参画は未だ不十分と言わざるを得ない状況にある。

長崎県民が、その地域性や県民性を活かし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら、生きがいと責任を持って暮らす活力ある豊かな社会を形成していくためには、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指し、県、市町村、県民及び事業者が協働して男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野におけ

る活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方の就業環境その他の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画の推進は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と協働して取り組むものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制及び機能を整備するとともに、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に積極的に努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するように努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(基本計画の策定)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を聴き、長崎県男女共同参画審議会に諮問するとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置への協力等)

第8条 県は、市町村、県民及び事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

2 県は、その附属機関等における委員を任命し、又は委嘱する場合にあっては、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るものとする。

(男女の職業生活と家庭及び地域生活の両立の支援)

第9条 県は、男女が共に職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立することができるように支援するものとする。

(農林水産業及び商工業等自営業の分野における環境整備)

第10条 県は、農林水産業及び商工業等自営業の分野において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されるため必要な環境整備に努めるものとする。

(民間活動への支援)

第11条 県は、民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供その他

の必要な支援を行うものとする。

(男女共同参画に関する教育及び普及啓発並びに人材養成)

第12条 県は、広報活動の充実を図り、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるとともに、学校教育その他あらゆる分野の教育において、男女共同参画の視点に立った教育を行う等男女共同参画を推進するための措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項に規定する教育及び普及啓発等男女共同参画を推進するための人材を養成するものとする。

(相談等の処理)

第13条 知事は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、県民から相談があった場合は、これを関係機関と連携し適切に処理するものとする。

2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民又は事業者から苦情の申し出があった場合は、これを適切に処理するものとする。

3 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、長崎県男女共同参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第15条 県は、男女共同参画の推進に当たり必要があると認められる場合には、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができるものとする。

(年次報告)

第16条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 男女共同参画を阻害する行為の制限

(性別による権利侵害の禁止)

第17条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為

を行ってはならない。

(性別による権利侵害があった場合の措置)

第18条 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められる場合は、当該行為をした者に対し、差別的取扱いの改善その他必要な措置を講ずるように指導を行うことができるものとする。

2 県は、前条の規定に違反する行為があったと認められるときは、当該行為の被害者を救済するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公衆に表示する情報に係る制限)

第19条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長するような表現その他の男女共同参画の推進を阻害するおそれのある表現を行わないように努めなければならない。

第4章 長崎県男女共同参画審議会

(長崎県男女共同参画審議会)

第20条 男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議するため、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 委員は、男女共同参画の推進に関して識見を有する者のうちから知事が任命する。

5 男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

第5章 雑 則

(規則への委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画審議会要綱

(目 的)

第1条 長崎県の男女共同参画推進条例（平成14年長崎県条例第10号）第20条第8項に基づき、長崎県男女共同参画審議会（以下「審議会」という）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委 員)

第2条 委員は次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者の代表
- (3) 関係女性団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募に応じた者

(会 長)

第3条 審議会に会長を置き、会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部 会)

第5条 審議会に苦情処理及びその他の問題を処理するため、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員5人以内で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、委員の互選とする。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。
- 5 部会長は、部会の会議の経過及び結果を会長に報告するものとする。

(会議の公開)

第6条 審議会は、公開とする。

(庶 務)

第7条 審議会の庶務は、県民生活部男女共同参画室において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(以下略)

長崎県男女共同参画推進会議設置要綱

(目的)

第1条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、長崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1)長崎県男女共同参画基本計画の策定・推進に関すること。
- (2)男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定及び推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、知事をもって充てる。
- 3 副議長は、副知事をもって充てる。
- 4 委員は、別表1の関係部局長をもって充てる。

(議長等の職務)

第4条 議長は、推進会議を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐するとともに、議長に事故があるとき、または議長が欠けたとき等は、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、議長が招集する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

(幹事会等)

第5条 所掌事務を処理するため、幹事会を置くほか、幹事会に付議する事案について調査・検討させるため、必要に応じてワーキンググループを置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって組織する。
- 3 代表幹事は、県民生活部長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表1の各部局主管課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、代表幹事が主宰する。
- 6 代表幹事は、必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させることができる。
なお、議題により幹事会出席者を調整する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活部男女参画・女性活躍推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

(以下略)

別表1 (第3条、第5条関係)

危機管理監
総務部
企画振興部
文化観光国際部
県民生活部
環境部
福祉保健部
こども政策局
産業労働部
水産部
農林部
土木部
出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局
交通局
教育庁
警察本部

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号)

改正 令和元年 6 月 5 日法律第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 基本方針等 (第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針 (第 7 条)
 - 第 2 節 一般事業主行動計画 (第 8 条—第 14 条)
 - 第 3 節 特定事業主行動計画 (第 15 条)
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第 16 条・第 17 条)
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第 18 条—第 25 条)
- 第 5 章 雑則 (第 26 条—第 28 条)
- 第 6 章 罰則 (第 29 条—第 34 条)
- 附 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の

家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」

という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、

女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に

従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第 1 項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 42 条の 2、第 48 条の 3 第 1 項、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 3 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 3 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第 1 項若しくは第 7 項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に

関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用する

ことにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑 則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第 6 章 罰 則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第18条第4項の規定に違反した者
- 二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(以下略)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成 30 年 5 月 23 日法律第 28 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国务大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第 4 条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第5条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供（次項及び第9条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

（啓発活動）

第6条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

（環境整備）

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

（人材の育成等）

第8条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

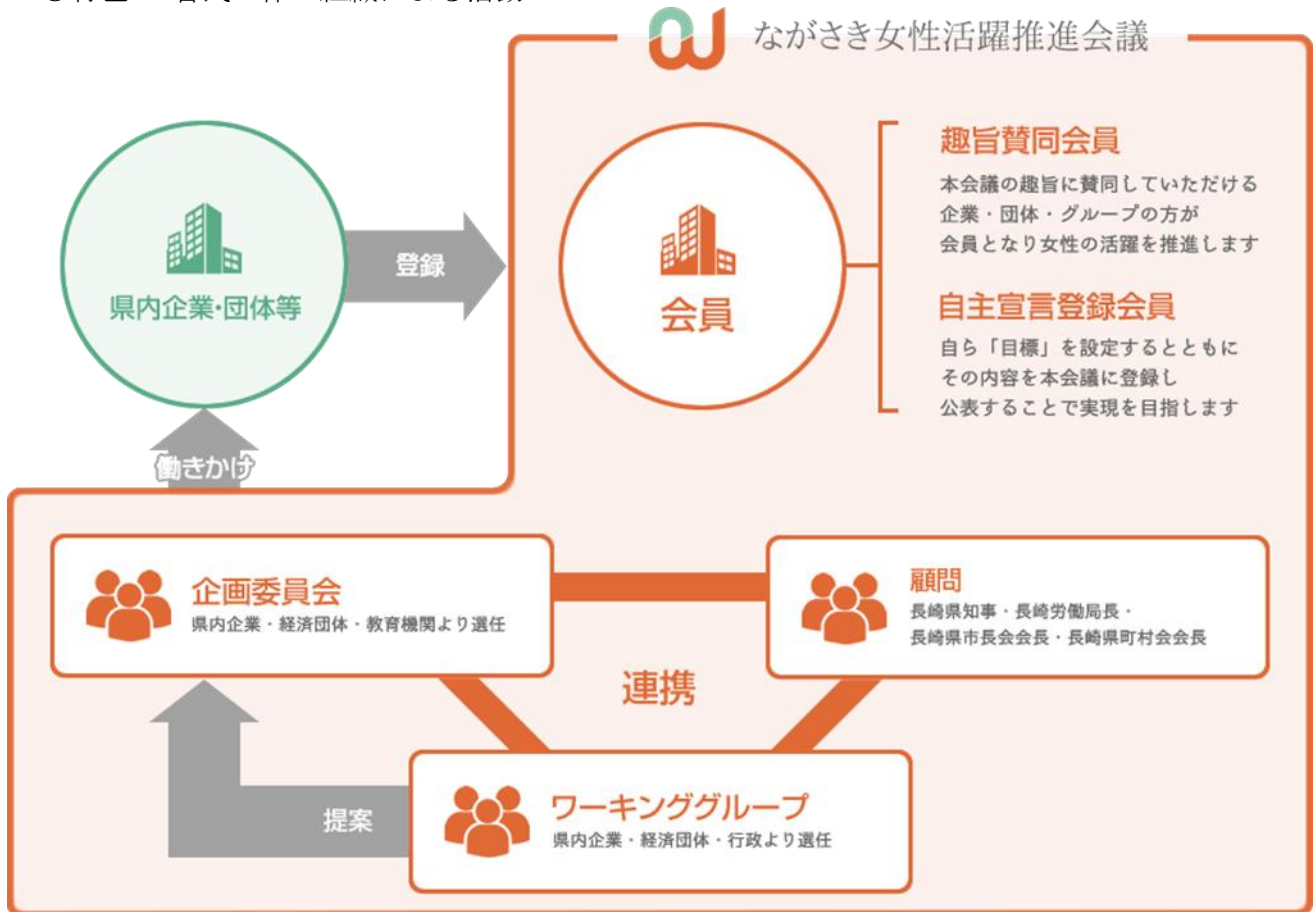
第9条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

ながさき女性活躍推進会議の概要

- 発足：平成26年12月22日
- 目的：女性の活躍推進による企業等の経営向上と地域経済の活性化を図るとともに、男女共に働きやすい社会づくり
- 特色：官民一体の組織による活動



《企画委員会》

(令和2年2月現在)

- | | |
|--|---|
| <p>〔代表〕 宮脇 雅俊</p> <p>〔代表〕 井石 八千代</p> <p>宅島 壽雄</p> <p>石丸 忠重</p> <p>牧野 武朗</p> <p>坂井 俊之</p> <p>里 隆光</p> <p>森 拓二郎</p> <p>吉澤 俊介</p> <p>徳永 英彦</p> <p>吉田 ゆり</p> | <p>長崎県商工会議所連合会 会長</p> <p>株式会社井石 代表取締役</p> <p>長崎県商工会連合会 会長</p> <p>長崎県中小企業団体中央会 会長</p> <p>長崎県経営者協会 会長</p> <p>長崎経済同友会 代表幹事</p> <p>長崎都市経営戦略推進会議 議長</p> <p>株式会社十八銀行 代表執行役頭取</p> <p>株式会社親和銀行 取締役頭取</p> <p>株式会社長崎新聞社 代表取締役社長</p> <p>長崎大学ダイバーシティ推進センター長</p> |
|--|---|

男女共同参画に関する世界、国及び長崎県の動き

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和20年 (1945年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際連合発足 ・国際連合憲章採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正選挙法公布(婦人参政権) 	
昭和21年 (1946年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連婦人の地位委員会発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布(男女平等の明文化) 	
昭和23年 (1948年)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権宣言採択 		
昭和42年 (1967年)	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人に対する差別撤廃宣言採択 		
昭和50年 (1975年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・世界行動計画採択 ・1976年(昭和51年)から1985年(昭和60年)までを「国連婦人の十年」と決定(目標:平等、発展、平和) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置 	
昭和51年 (1976年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国立婦人教育会館開館 ・民法改正(離婚復氏制度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題窓口(労政課)設置
昭和52年 (1977年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画策定 	
昭和53年 (1978年)			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題懇話会設置 ・長崎県婦人関係行政推進会議設置
昭和54年 (1979年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択 		

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
昭和55年 (1980年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・国連婦人の十年後半期行動プログラム採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約署名 ・民法・家事審判法改正(配偶者の相続分引き上げ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定 ・婦人問題担当企画主幹設置 ・第1回市町村担当課長会議開催
昭和56年 (1981年)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内行動計画後期重点目標策定 	
昭和58年 (1983年)			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県婦人問題調査実施
昭和59年 (1984年)		<ul style="list-style-type: none"> ・国籍法・戸籍法改正(国籍の父母両系主義へ) 	
昭和60年 (1985年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連婦人の十年」世界会議(ナイロビ) ・婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法公布(昭和61年施行) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正(女性の年金権確立)(昭和61年施行) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオミニ講座「女あれこれ」開始 ・情報紙「女性ながさき」創刊
昭和61年 (1986年)		<ul style="list-style-type: none"> ・婦人問題企画推進有識者会議開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部婦人対策室設置
昭和62年 (1987年)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画策定 	
平成2年 (1990年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・2001ながさき女性プラン策定 ・婦人対策室を女性行政推進室に改称
平成3年 (1991年)		<ul style="list-style-type: none"> ・西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)策定 ・育児休業法公布(平成4年施行) 	

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成4年 (1992年)		・婦人問題担当大臣任命	・審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定
平成5年 (1993年)	・国連世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ・国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・パートタイム労働法公布・施行	・育児休業生活資金創設
平成6年 (1994年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・婦人問題企画推進本部を男女共同参画推進本部に改称	・2001ながさき女性プラン(第一次改定) ・企画部参事監(女性行政担当)新設
平成7年 (1995年)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・育児休業法改正(介護休業制度の法制化) ・ILO156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部参事監(女性行政担当)を生活環境部参事監(女性行政担当)に改組 ・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
平成8年 (1996年)		・男女共同参画2000年プラン策定 ・優生保護法を改正し、母体保護法公布・施行	・ながさきキラキラ・ライフプラン～2001 長崎県農山漁村女性ビジョン～策定
平成9年 (1997年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第1回) ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
平成10年 (1998年)			・男女共同参画フォーラム開催

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成11年 (1999年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法公布・施行 ・食料・農業・農村基本法公布・施行 (女性の参画の促進を規定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部参事監(女性行政担当)を県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「With You」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
平成12年 (2000年)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画策定 ・ストーカー規制法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・新世紀創造フォーラム開催 ・長崎県男女共同参画計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
平成13年 (2001年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・男女共同参画局設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布・施行 ・第1回男女共同参画週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第2回)
平成14年 (2002年)			<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
平成15年 (2003年)		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法公布・施行 ・少子化社会対策基本法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県男女共同参画基本計画策定
平成16年 (2004年)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正・施行 (元配偶者への拡大、暴力概念の拡大等) 	

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・第2次男女共同参画基本計画策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設 ・情報紙「男女共同参画だより」を「男女共同参画推進センターだより」に改称
平成18年 (2006年)		・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)	・県民生活環境部参事監(男女共同参画担当)を県民生活部参事監(男女共同参画担当)に改組 ・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県DV対策基本計画策定 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第3回)
平成19年 (2007年)		・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(H20施行) ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針	・長崎県男女共同参画基本計画(改定版)策定
平成20年 (2008年)		・内閣府に仕事と生活の調和推進室を設置	・県民生活部男女共同参画室を県民生活部男女参画・県民協働課に改組 ・長崎県子育て条例公布・施行 ・男女共同参画フォーラムinながさきの開催
平成21年 (2009年)			・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第4回) ・第2次長崎県DV対策基本計画策定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成22年 (2010年)		・第3次男女共同参画基本計画策定	
平成23年 (2011年)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」発足		・第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～策定
平成24年 (2012年)			・県民生活部男女参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設 ・第3次長崎県DV対策基本計画策定
平成25年 (2013年)		・「日本再興戦略」において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ ・ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正（H26年施行）	
平成26年 (2014年)	・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW!)開催	・「日本再興戦略」改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ ・女性活躍担当大臣任命 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・ながさき女性活躍推進フォーラム開催 ・ながさき女性活躍推進会議発足 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第5回)
平成27年 (2015年)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行 ・第4次男女共同参画基本計画策定 ・「一億総活躍国民会議」設置	・ウーマンズジョブほっとステーション開設 ・長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「ながさき男女共同参画推進センターだより」の愛称を「きらりあ」に決定

	世界の動き	国の動き	長崎県の動き
平成28年 (2016年)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行	・第4次長崎県DV対策基本計画策定 ・第3次長崎県男女共同参画基本計画 ～ながさき“輝き”プラン2020～策定
平成30年 (2018年)		・政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行	
令和元年 (2019年)		・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律の公布	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施(第6回) ・ラジオ番組「With You」放送終了

長崎県の男女共同参画の現状と施策

～ 長崎県男女共同参画基本計画推進状況 ～

令和2年3月

発行 長崎県県民生活部男女参画・女性活躍推進室

〒850-8570

長崎市尾上町3番1号

TEL:095(822)4729

FAX:095(822)4739



長 崎 県